

給 与 テ キ ス ト

令和 7 年 4 月 1 日現在

宮城県人事委員会事務局

凡

例

法

律

「法」又は「地方公務員法」

祝日法

教育公務員特例法

端数計算法

地方税法

共済組合法

所得税法

財形促進法

育児休業法

地方公務員法（昭和25年法律第261号）

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）

教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）

国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和25年法律第61号）

地方税法（昭和25年法律第226号）

地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

所得税法（昭和40年法律第33号）

勤労者財産形成促進法（昭和46年法律第92号）

地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）

条

例

「条例」又は「給与条例」

平成19年改正条例

平成26年改正条例

平成27年改正条例

令和7年改正条例

特別職条例

（昭和26年宮城県条例第1号）

旅費条例

教員特別措置条例

（昭和46年宮城県条例第47号）

外国派遣条例

育児休業条例

職員勤務時間条例

学校職員勤務時間条例

特殊勤務手当条例

公益的法人等派遣条例

任期付職員条例

任期付研究員条例

修学部分休業条例

高齢者部分休業条例

自己啓発等休業条例

配偶者同行休業条例

会計年度任用職員給与条例

職員の給与に関する条例（昭和32年宮城県条例第29号）

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（平成19年宮城県条例第46号）

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（平成26年宮城県条例第76号）

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（平成27年宮城県条例第8号）

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（令和7年宮城県条例第10号）

特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例

職員等の旅費に関する条例（昭和32年宮城県条例第30号）

義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例

（昭和63年宮城県条例第6号）

職員の育児休業等に関する条例（平成4年宮城県条例第12号）

職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年宮城県条例第7号）

学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年宮城県条例第8号）

職員の特殊勤務手当に関する条例（平成12年宮城県条例第128号）

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年宮城県条例第63号）

一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年宮城県条例第9号）

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成15年宮城県条例第10号）

職員の修学部分休業に関する条例（平成17年宮城県条例第18号）

職員の高齢者部分休業に関する条例（平成17年宮城県条例第19号）

職員の自己啓発等休業に関する条例（平成19年宮城県条例第89号）

職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年宮城県条例第45号）

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

（令和元年宮城県条例第48号）

規 則

規則 7—0	人事委員会規則 7—0（給料等の支給）
規則 7—1	人事委員会規則 7—1（寒冷地手当）
規則 7—2	人事委員会規則 7—2（特殊勤務手当）
規則 7—1 4	人事委員会規則 7—1 4（期末手当）
規則 7—1 5	人事委員会規則 7—1 5（勤勉手当）
規則 7—1 6	人事委員会規則 7—1 6（給料の調整額）
規則 7—1 7	人事委員会規則 7—1 7（宿日直手当）
規則 7—1 8	人事委員会規則 7—1 8（管理職手当）
規則 7—1 8—6 9	人事委員会規則 7—1 8—6 9（人事委員会規則 7—1 8（管理職手当）の一部を改正する規則）
規則 7—3 1	人事委員会規則 7—3 1（給料表の適用範囲）
規則 7—3 3	人事委員会規則 7—3 3（初任給、昇格、昇給等の基準）
規則 7—3 3—4 9	人事委員会規則 7—3 3—4 9（人事委員会規則 7—3 3（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する規則）
規則 7—3 3—7 1	人事委員会規則 7—3 3—7 1（人事委員会規則 7—3 3（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する規則）
規則 7—3 6	人事委員会規則 7—3 6（産業教育手当）
規則 7—3 8	人事委員会規則 7—3 8（通勤手当）
規則 7—3 9	人事委員会規則 7—3 9（へき地手当等）
規則 7—4 0	人事委員会規則 7—4 0（定時制通信教育手当）
規則 7—4 1	人事委員会規則 7—4 1（初任給調整手当）
規則 7—4 4	人事委員会規則 7—4 4（農林漁業普及指導手当）
規則 7—4 5	人事委員会規則 7—4 5（災害派遣手当）
規則 7—4 6	人事委員会規則 7—4 6（休職者の給与）
規則 7—5 3	人事委員会規則 7—5 3（地域手当）
規則 7—6 1	人事委員会規則 7—6 1（住居手当）
規則 7—6 2	人事委員会規則 7—6 2（特地勤務手当等）
規則 7—6 2—1 2	人事委員会規則 7—6 2—1 2（人事委員会規則 7—6 2（特地勤務手当等）の一部を改正する規則）
規則 7—6 5	人事委員会規則 7—6 5（教職調整額の支給方法等）
規則 7—7 0	人事委員会規則 7—7 0（休日勤務手当）
規則 7—7 8	人事委員会規則 7—7 8（義務教育等教員特別手当）
規則 7—9 9	人事委員会規則 7—9 9（扶養手当）
規則 7—1 0 6	人事委員会規則 7—1 0 6（単身赴任手当）
規則 7—1 0 6—1 3	人事委員会規則 7—1 0 6—1 3（人事委員会規則 7—1 0 6（単身赴任手当）の一部を改正する規則）
規則 7—1 0 9	人事委員会規則 7—1 0 9（管理職員特別勤務手当）
規則 7—1 0 9—5	人事委員会規則 7—1 0 9—5（人事委員会規則 7—1 0 9（管理職員特別勤務手当）の一部を改正する規則）
規則 7—1 1 3	人事委員会規則 7—1 1 3（時間外勤務手当）
規則 7—1 2 2	人事委員会規則 7—1 2 2（短時間勤務職員の給料月額等の端数計算）
規則 1 2—1	人事委員会規則 1 2—1（公益的法人等への職員の派遣等に関する規則）
規則 7—1 4 0	人事委員会規則 7—1 4 0（会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則）

規則 7—1 4 1

人事委員会規則 7—1 4 1（給与条例附則第 3 5 項の規定による給料等）

通 知

昭和 3 7 年通知第 9 3 号	人事委員会規則 7—4 1（初任給調整手当）の運用について （昭和 3 7 年 5 月 4 日宮人委第 9 3 号）
昭和 3 9 年通知第 4 0 3 号	人事委員会規則 7—4 4（農林漁業普及指導手当）の運用について （昭和 3 9 年 1 2 月 4 日宮人委第 4 0 3 号）
昭和 4 0 年通知第 2 4 9 号	初任給基準又は給料表の適用を異にして異動した場合の号俸の決定等の基準に ついて（昭和 4 0 年 7 月 1 日宮人委第 2 4 9 号）
昭和 4 1 年通知第 1 6 4 号	人事委員会規則 7—1 6（給料の調整額）の運用について （昭和 4 1 年 5 月 1 0 日宮人委第 1 6 4 号）
昭和 4 2 年通知第 2 6 7 号	人事委員会規則 7—4 0（定時制通信教育手当）の運用について （昭和 4 2 年 8 月 1 1 日宮人委第 2 6 7 号）
昭和 4 4 年通知第 3 6 1 号	人事委員会規則 7—1 8（管理職手当）の運用について （昭和 4 4 年 1 月 2 1 日宮人委第 3 6 1 号）
昭和 4 4 年通知第 9 1 号	人事委員会 7—3 3（初任給、昇格、昇給等の基準）の運用について （昭和 4 4 年 7 月 4 日宮人委第 9 1 号）
昭和 4 4 年通知第 9 2 号	免許所有職員等の経験年数の取扱いについて （昭和 4 4 年 7 月 4 日宮人委第 9 2 号）
昭和 4 5 年通知第 1 1 4 号	産業教育手当の運用について（昭和 4 5 年 6 月 2 6 日宮人委第 1 1 4 号）
昭和 4 6 年通知第 4 8 1 号	民間の研究所等から採用された研究職員の号俸の決定について （昭和 4 6 年 3 月 2 6 日宮人委第 4 8 1 号）
昭和 4 6 年通知第 4 8 2 号	教育職給料表の適用を受ける職員の初任給等の決定について （昭和 4 6 年 3 月 2 6 日宮人委第 4 8 2 号）
昭和 4 8 年通知第 1 7 4 号	休日勤務手当の取扱いについて（昭和 4 8 年 7 月 7 日宮人委第 1 7 4 号）
昭和 4 8 年通知第 4 4 6 号	医療職給料表（3）の適用を受ける職員の初任給等の決定について （昭和 4 8 年 3 月 3 1 日宮人委第 4 4 6 号）
昭和 4 9 年通知第 3 6 1 号	給料表の適用範囲の運用について（昭和 4 9 年 1 2 月 2 5 日宮人委第 3 6 1 号）
昭和 4 9 年通知第 3 6 3 号	住居手当の運用について（昭和 4 9 年 1 2 月 2 5 日宮人委第 3 6 3 号）
昭和 5 1 年通知第 3 号	宿日直手当の運用について（昭和 5 1 年 4 月 1 日宮人委第 3 号）
昭和 5 5 年通知第 2 7 6 号	地域手当の運用について（昭和 5 5 年 1 2 月 2 4 日宮人委第 2 7 6 号）
昭和 5 6 年通知第 3 5 4 号	人事委員会規則 7—1（寒冷地手当）の運用について （昭和 5 6 年 3 月 3 1 日宮人委第 3 5 4 号）
昭和 5 6 年通知第 2 3 0 号	人事委員会規則 7—0（給料等の支給）の運用について （昭和 5 6 年 1 0 月 2 4 日宮人委第 2 3 0 号）
昭和 5 6 年通知第 3 5 4 号	人事委員会規則 7—1（寒冷地手当）の運用について （昭和 5 6 年 3 月 3 1 日宮人委第 3 5 4 号）
昭和 5 7 年通知第 4 1 0 号	復職時等における号俸の調整の運用について （昭和 5 7 年 3 月 3 0 日宮人委第 4 1 0 号）
昭和 6 1 年通知第 4 号	扶養手当の運用について（昭和 6 1 年 4 月 1 日宮人委第 4 号）
平成 2 年通知第 3 1 7 号	人事委員会規則 7—1 0 6（単身赴任手当）の運用について （平成 2 年 3 月 2 6 日宮人委第 3 1 7 号）

平成2年通知第228号	新たに職員となった者の給料月額の経過的特例について (平成2年12月26日宮人委第228号)
平成2年通知第229号	職員の給与に関する条例の一部改正に伴う復職時等における給料月額の取扱いについて(平成2年12月26日宮人委第229号)
平成2年通知第317号	人事委員会規則7―106(単身赴任手当)の運用について (平成2年3月26日宮人委第317号)
平成3年通知第250号	人事委員会規則7―109(管理職員特別勤務手当)の運用について (平成3年12月25日宮人委第250号)
平成4年通知第330号	人事委員会規則7―33―11(人事委員会規則7―33(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する規則)の運用等について (平成4年3月27日宮人委第330号)
平成11年通知第325号	人事委員会規則7―38(通勤手当)の運用について (平成11年2月3日宮人委第325号)
平成12年通知第321号	期末手当及び勤勉手当の支給について (平成12年2月29日宮人委第321号)
平成12年通知第322号	懲戒処分を受けた職員の勤勉手当の成績率について (平成12年2月29日宮人委第322号)
平成13年通知第283号	人事委員会規則7―2(特殊勤務手当)の運用について (平成13年2月1日宮人委第283号)
平成20年通知第313号	「昇給制度の運用指針」の制定について (平成20年3月31日宮人委第313号)
平成21年通知第328号	人事委員会規則7―33―49(人事委員会規則7―33(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する規則)の運用について (平成21年3月31日宮人委第328号)
平成22年通知第367号	時間外勤務等手当の支給について(平成22年3月31日宮人委第367号)
令和元年通知第222号	人事委員会規則7―140(会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則)の運用について(令和元年11月15日宮人委第222号)
令和4年通知第5107号	特別地域学校の指定について(令和4年2月25日宮人委第5107号)
令和4年通知第238号	人事委員会規則7―33―71(人事委員会規則7―33(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する規則)の運用について(令和4年12月16日宮人委第238号)
令和6年通知第321号	準特地公署の指定について (令和6年3月29日宮人委第321号)

総 目 次

- 第 1 給与条例適用職員関係（給料）
- 第 2 給与条例適用職員関係（支給）
- 第 3 給与条例適用職員関係（手当）
- 第 4 会計年度任用職員関係
- 第 5 技能労務職員関係
- 第 6 企業職員関係
- 第 7 勤務時間その他の勤務条件
- 第 8 参考資料
- 第 9 参考資料（会計年度任用職員関係）

第 1 給与条例適用職員関係（給料）

第 1 目 次

1	給 料 表	1-1
2	職務の級の決定基準	1-2
3	初任給の決定	1-4
4	昇 格	1-8
5	降 格	1-9
6	初任給基準又は給料表の適用を異にする異動	1-11
7	昇 給	1-13
8	特別の場合における号俸の決定等	1-16
9	給料の切替え	1-18
10	給与条例附則第 3 2 項の規定の適用を受ける職員の給料	1-19

第 1 給与条例適用職員関係（給料）

給料は、職員の給与のうちの基本的給与であるが、この給料の意義について、給与条例第3条では、「給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、この条例で定める管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特勤手当（特勤手当に準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、義務教育等教員特別手当、産業教育手当、へき地手当（へき地手当に準ずる手当を含む。）、定時制通信教育手当、農林漁業普及指導手当及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）を除いたものとする。」としている。

いいかえれば、給料とは、給与条例に定める各種の手当を除いたものを指すということになり、具体的に「給料の月額」とは、職員の属する職務の級について給料表に定められている号俸の「給料月額」及び「給料の調整額」の合計額をいうものとされている。

このほか、特定の給与の適用について給料とみなされているものとして教員特別措置条例に基づく「教職調整額」がある。

ここでは「給料月額」を中心に解説し、「給料の調整額」及び「教職調整額」については、便宜上「第3 給与条例適用職員関係（手当）」で触れることとする。

1 給 料 表

（1）給料表の種類とその適用範囲

職員に適用される給料表は、次の5種8表がある。

給料表の適用範囲は、規則7—31に規定されている。

（ア）行政職給料表	他の給料表の適用を受けないすべての職員
（イ）公安職給料表	警察官
（ウ）教育職給料表	
（i）教育職給料表(1)	高等学校及び特別支援学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手及び寄宿舎指導員である職員
（ii）教育職給料表(2)	中学校、小学校及び義務教育学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師である職員
（エ）研究職給料表	人事委員会規則で定める試験研究機関等に勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員
（オ）医療職給料表	
（i）医療職給料表(1)	保健福祉事務所等に勤務し、医療業務に従事する医師及び歯科医師である職員
（ii）医療職給料表(2)	保健福祉事務所等に勤務する薬剤師、栄養士その他人事委員会規則で定める職員
（iii）医療職給料表(3)	保健福祉事務所等に勤務し、保健指導又は看護等に従事する保健師、助産師、看護師及び准看護師である職員
※ 特定任期付職員給料表	一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項により採用された任期付職員
※ 任期付研究員給料表	

条例第3条

教員特別措置条例
第3条

条例第4条

規則7—31

〔昭和49年通知〕
第361号

任期付職員条例
第4条第1項

(i) 第一号任期付研究員給料表	一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第3条第1号により採用された任期付研究員	任期付研究員条例 第5条
(ii) 第二号任期付研究員給料表	一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第3条第2号により採用された任期付研究員	

(2) 職務の級と標準的な職務の内容

給料表は、それぞれの職務の級と号俸によって構成されており、職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、給料表に定める職務の級に分類される。この場合の分類の基準となるべき標準的な職務及びこれと同程度の職務の内容については、条例別表第5の2の級別標準職務表及び規則7―3 3別表第1の級別標準職務表に定められている（参考資料2参照）。

条例第4条第3項
規則7―3 3第3条

2 職務の級の決定基準

職員の職務の級を決定するに当たって共通的に用いられる基準として、級別標準職務表及び級別資格基準表がある。

- (1) 級別標準職務表（参考資料2参照）
前記1の（2）を参照のこと。

条例第4条第3項
規則7―3 3第3条

(2) 級別資格基準表（参考資料3参照）

- (ア) 職員を新たに採用するとき、昇格させるとき、初任給基準又は給料表の適用を異にして異動させるときに、その採用、昇格又は異動に当たって決定しようとする職務の級について必要な資格要件の基準を各給料表ごとに定めたもので、具体的には、規則7―3 3別表第2の級別資格基準表として定められている。
- この級別資格基準表は、次のように試験又は職種の区分及び学歴免許等の資格区分とこれに対応する各級別の必要経験年数及び必要在級年数とで構成されている。

規則7―3 3第5条

(参考) 行政職給料表級別資格基準表（抄）

試 験		学 歴 免許等	職 務 の 級									
			1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10級
採用試験	大学卒業程度	大学卒		3	4	4	2	別に定める	別に定める	別に定める	別に定める	別に定める
			0	3	7	11	13					
	短期大学卒業程度	短大卒		4.5	4	4	2	別に定める	別に定める	別に定める	別に定める	別に定める
			0	5	9	13	15					
	高等学校卒業程度	高校卒		7	4	4	2	別に定める	別に定める	別に定める	別に定める	別に定める
			0	7	11	15	17					
その他の		中学卒		8	4	4	2	別に定める	別に定める	別に定める	別に定める	別に定める
			3	11	15	19	21					

(イ) 級別資格基準表の適用方法等については、規則 7—3 3 第 6 条に具体的に定められているが、その概要は、次のとおりである。	規則 7—3 3 第 6 条
(i) 職種欄又は試験欄及び学歴免許等欄の区分は、それぞれの種類の区分に応じて適用する。	〔 昭和 4 4 年通知 第 9 1 号 第 6 条関係 〕
(ii) 職務の級欄に定める上段の数字は当該職務の級に決定するための必要在級年数（注 1）を、下段の数字は当該職務の級に決定するための必要経験年数（注 2）を示す。	規則 7—3 3 第 6 条第 1 項
(iii) 試験欄の「採用試験」の区分は、次の職員に適用し、同欄の「その他」の区分は、その他の職員に適用する。	規則 7—3 3 第 6 条第 2 項
a 採用試験の結果に基づいて職員となった者 b a に該当し、その後人事交流等により引き続いて給料表の適用を受けない地方公務員、国家公務員その他これらに準ずる者となり、引き続き勤務した後、引き続いて職員となった者	
(iv) 級別資格基準表の適用を受ける職員となった者のうち、その者が有する知識経験、学歴免許等の資格等に照らして、採用試験のうちいずれかの試験の結果により採用された者に相当すると認められるものについては、(iii) にかかわらず「採用試験」の区分のうち、相当する区分を適用することができる。	規則 7—3 3 第 6 条第 3 項
(v) 学歴免許等欄の区分は、職員の有する最も新しい学歴免許等の資格に応じて適用する。ただし、職員の有する最も新しい学歴免許等の資格（注 3）以外の資格によることがその者に有利である場合は、その区分によることができる。	規則 7—3 3 第 6 条第 4 項
（注 1）在級年数とは、職員が同一の職務の級に引き続き在職した年数をいい、必要在級年数とは、職員の職務の級を決定する場合に必要な 1 級下位の職務の級における在級年数をいう。	規則 7—3 3 第 2 条
（注 2）経験年数とは、職員が職員として同種の職務に在職した年数（換算された年数を含む。）をいい、必要経験年数とは、職員の職務の級を決定する場合に必要な経験年数をいう。	
職員の経験年数は、級別資格基準表の学歴免許等欄の区分の適用によることとされており、同表の適用に当たって用いた学歴免許等の資格を取得した時以後の経歴のうち職員として同種の職務に在職した年数以外の年数については、規則 7—3 3 別表第 4 の経験年数換算表（参考資料 5 参照）に定めるところにより、職員として同種の職務に在職した年数に換算することができる。	規則 7—3 3 第 7 条 〔 昭和 4 4 年通知 第 9 1 号 第 7 条関係 〕
また、職員に適用される級別資格基準表の学歴免許等欄の区分に対して、規則 7—3 3 別表第 5 の修学年数調整表（参考資料 7 参照）に加える年数又は減ずる年数が定められている学歴免許等の資格を有する者の経験年数は、その年数を加減した年数とする。	規則 7—3 3 第 8 条
なお、級別資格基準表の備考に別段の定めがある場合における経験年数の取扱いについては、これらの規定にかかわらず、その定めるところによる。 〔 免許所有職員等の免許取得前の経歴の取扱いについては、参考資料 6 参照 〕 のこと。	規則 7—3 3 第 9 条 〔 昭和 4 4 年通知 第 9 1 号 第 9 条関係 〕
（注 3）学歴免許等の資格は、学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）の学制 6・3・3・4 を基礎として、これに旧学制の学歴、各種学校の学歴、各種免許等の資格を給与制度の運用に適合するよう、修学年数に重点をおきながら分類したもので、具体的には、規則 7—3 3 別表第 3 の学歴免許等資格区分表（参考資料 4 参照）に定められている。	〔 昭和 4 4 年通知 第 9 2 号 〕

3 初任給の決定

新たに給料表の適用を受けることとなった職員の初任給は、まずその者に適用される給料表における職務の級を決定し、さらにその職務の級の号俸を定めることによって決定される。

職務の級は、その職務の複雑・困難及び責任の度合等により、号俸はその者の学歴免許等の資格及び経験年数等により決定される。

(1) 職務の級の決定

職務の級は、その職務に応じ、かつ、級別資格基準表に定める基準に従い決定される。

(2) 号俸の決定

(ア) 号俸決定の原則

- (i) 規則7―3 3別表第6の初任給基準表（注）（参考資料8参照）に定める号俸又は当該号俸を基礎としてその者の属する職務の級に昇格又は降格したものとした場合に得られる号俸に決定する。
 - (ii) 初任給基準表に適用すべき職種欄若しくは試験欄のない場合又はその者の学歴免許等の資格が同表の最低の学歴免許等の区分に達しない場合の号俸は、職務の級の最低の号俸とする。
 - (iii) 職員がその職務の級の最低限度の資格を超える学歴免許等の資格又は経験年数を有する場合には、次の（イ）及び（ウ）等に定めるところにより、上位の号俸に調整することができる。
- （注）初任給基準表は、各給料表ごとにそれぞれ定められており、かつ、職種欄又は試験欄（行政職給料表にあっては、職種欄及び試験欄の両欄）が設けてあり、適用される給料表、任用の方法又は職種によってその適用を区分し、さらにその区分に対応する学歴免許等欄を設け、同欄に掲げる基準となる学歴免許等の資格についてそれぞれ初任給としての号俸を定めている。
- なお、この表の適用方法については、規則7―3 3第1 3条に具体的に定められている。

（参考） 行政職給料表初任給基準表（抜粋）

職 種	試 験		学 歴 免 許 等	初 任 給
一 般	採 用 試 験	大学卒業程度		1 級 2 9 号俸
		短期大学卒業程度		1 級 1 9 号俸
		高等学校卒業程度		1 級 9 号俸
無線従事者			第 1 級総合無線通信士 第 1 級海上無線通信士 第 1 級陸上無線技術士	1 級 2 9 号俸
			(略)	
その他			高 校 卒	1 級 5 号俸

※ 初任給基準表に定める号俸には、次の（イ）の学歴免許等の資格による初任給の調整によって調整された号俸が含まれる。

規則7―3 3
第 1 1 条第 1 項

規則7―3 3
第 1 2 条第 1 項
〔 昭和 4 4 年知
第 9 1 号
第 1 2 条関係 〕

規則7―3 3
第 1 2 条第 2 項

〔 昭和 4 4 年通知
第 9 1 号
第 1 2 条関係 〕

(イ) 学歴免許等の資格による初任給の調整

(i) 調整の対象者

その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄の学歴免許等の資格よりも上位の学歴免許等の資格を有する者

この場合において、「採用試験」の区分の適用を受ける者については、その区分に応じ、「大学卒業程度」及び「警察官A」にあつては「大学卒」の区分、「短期大学卒業程度」にあつては「短大卒」の区分、「高等学校卒業程度」及び「警察官B」にあつては「高校卒」の区分がいわゆる基準学歴として同表の学歴免許等欄に掲げられているものとみなされる。

(ii) 調整の方法

その者に適用される初任給基準表に掲げる号俸の号数に、修学年数調整表に加える年数（＋の年数）の数に4を乗じて得た数を加えた号数の号俸に調整する。

(例) 高等学校卒業程度試験に合格して行政職1級に採用された場合

初任給基準表の初任給 行1－9

短大卒（修学年数14年）行1－9＋{2（修学年数の差）×4}＝1－17

(ウ) 経験年数による初任給の調整

(i) 調整の対象となる経験年数

a 試験採用者等については、その者の任用の基礎となった試験に合格した時又は基準学歴を取得した時以後の経験年数

b aに該当し、その後人事交流等により引き続いて給料表の適用を受けない地方公務員、国家公務員その他人事委員会の定めるこれらに準ずる者となり、引き続きそれらの者として勤務した後、引き続いて職員となった者については、級別資格基準表に定めるその職務の級についての必要経験年数を超える経験年数

c 級別資格基準表の適用を受ける職員となった者のうち、その者が有する知識経験、学歴免許等の資格等に照らして、採用試験のうちいずれかの試験の結果により採用された者に相当すると認められ、「採用試験」の区分のうち相当する区分を適用された者については、級別資格基準表に定めるその職務の級についての必要経験年数を超える経験年数

d a、b、c又はe以外の採用者については、初任給基準表を適用した際に用いられるその者の学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数

e a、b、c以外の採用者で基準号俸（注）が職務の級の最低の号俸である者については、級別資格基準表に定めるその職務の級の必要経験年数を超える経験年数

（注）1 基準号俸とは、規則7－33第12条第1項による初任給の号俸（前記

（イ）の学歴免許等の資格による初任給の調整を受ける場合には、その調整後の号俸）をいう。

2 経験年数の取扱いについては、前記「2 職務の級の決定基準」の「（2級別資格基準表）」の項の（注2）で述べた経験年数の取扱いを準用する。

なお、a、b及びdの経験年数は、前記（イ）の学歴免許等の資格による初任給の調整を行った場合は、その調整に当たって用いた学歴免許等の資格を取得した時以後のものである。

(ii) 調整の方法

調整の対象となる経験年数について、その経験年数の月数を12月又は18月で除して得た数（1に満たない端数は、切り捨てる。）に4（新たに職員となった者が特定職員であるときは3）を乗じて得た数を基準号俸の号数に加えて得た数の号俸に調整する。

この場合において、経験年数の月数のすべてを12月で除すこととされた職員で、年度の

規則7－33

第14条第1項
第2項

規則7－33

第14条第1項

規則7－33

第15条第1項
第1号
第2号

第3号

第4号

第5号

規則7－33

第15条第1項

規則7－33

第15条第2項

規則7－33

第15条第1項

〔昭和44年通知
第91号
第15条関係〕

途中で採用されたことにより、経験年数の端数の月数が9月以上となるもののうち、学卒後の直採用である部内の他の職員との均衡を図る上で必要があると認められるものについては、人事委員会の定める号俸を上記の号俸に加えることができる。（注）

（注）この調整は、大学等の卒業後職員として採用されるまでの間を通じて、職員の職務とその種類が類似する職務に従事していた者等について、同一年度に大学等を卒業した者で卒業後すぐに職員として採用されたものの均衡上号俸の調整を行うことが必要となる場合を想定した措置である。このため、この措置の対象とするためには、調整の際に用いるその者の経験年数のすべてがa③に掲げる職務に従事していた期間又は在学期間で100/100の換算率によって換算した期間が必要である。

a 以下の経験年数については、12月で除すこととされている。

- ① (i) のa又はdに該当する者については、5年
- ② (i) のb、c又はeに該当する者については、5年から必要経験年数を減じた年数
- ③ ①及び②を超える経験年数のうち、在職した年数を100/100の換算率によって換算した場合における職務であって、任命権者が公務に特に有用であると認めるものに従事した期間で、部内の他の職員との均衡を考慮して任命権者が相当と認める年数

b a以外の経験年数については、18月で除すこととされている。

（例1）行政職1級高等学校卒業程度試験採用の場合

高	試卒高 採
校	験業等
卒	合格学 用
	格度校

民間会社事務員3年

初任給基準（高等学校卒業程度試験合格者の初任給） 行1-9

民間経歴3年（職務に直接役立つ経験以外・8割換算）

$36\text{月} \times 0.8 = 28.8\text{月}$ （切り上げ）29月

$29\text{月} \div 12\text{月} = 2.41\cdots$ （端数切捨て）

行1-9 + {2×4} = 1-17

（例2）医療職(2)2級に大学卒の薬剤師を採用の場合

大	免薬	採
学	許剤	
卒	取士	用
	得	

民間病院薬剤師 7年

初任給基準（大学卒） 医(2)2-5

民間経歴7年（職務に直接役立つ経験・10割換算）

$84\text{月} \times 1.0 = 84\text{月}$

① 経験年数のうち5年まで $60\text{月} \div 12\text{月} = 5.0$

② 5年を超える経験年数 $24\text{月} \div 18\text{月} = 1.33$

①+②=6.33（端数切捨て）

医(2)2-5 + {6×4} = 2-29

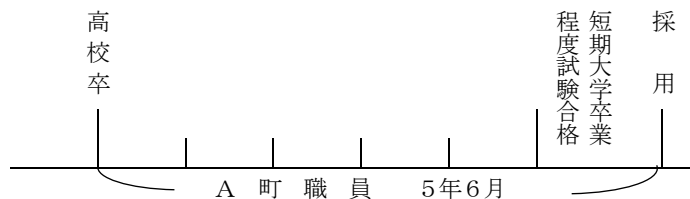
(3) 初任給の決定の特例

初任給決定についての特例の主なものとしては、次のようなものがある。

(ア) 下位の区分を適用するほうが有利な場合

その者に適用される初任給基準表の試験欄の区分より下位の同欄の区分（「その他」の区分を含む。）を用い、又はその者の有する学歴免許等の資格のうちの下位の資格のみを有する者として初任給の号俸を決定したほうが有利な場合は、それによることができる。

(例) 高校卒業後相当期間の経験年数を有する者が短期大学卒業程度試験に合格し、行政職1級に採用の場合



① 短期大学卒業程度試験合格者としての初任給 …… 行1-19

この場合は、「高校卒」が「短期大学卒業程度」の基準学歴である「短大卒」より下位の学歴区分に属するため、経験年数による初任給の調整ができず、初任給基準表に定める号俸がそのまま初任給の号俸となる。

② 高等学校卒業程度試験合格者として取り扱った場合の初任給 …… 行1-29

初任給基準 行1-9

A町職員歴 5年6月 (職務に直接役立つ経験・10割換算)

- ① 経験年数のうち5年まで $60\text{月} \div 12\text{月} = 5.0$
② 5年を超える経験年数 $6\text{月} \div 18\text{月} = 0.33$
①+② = 5.33 (端数切捨て)

行1-9 + {5 × 4} = 1-29

②が有利である。

(イ) 人事交流等により採用した場合

国家公務員、他の地方公務員等から人事交流等により引き続き職員となった者で、一般の初任給決定の基準による場合には、部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、人事委員会の定めるところにより、その者の給料月額を決定することができる。

(ウ) 特殊の職に採用する場合

医師等のように特殊な技術、経験等を必要とする職に職員を採用しようとする場合において、一般の初任給決定の基準による場合にはその採用が困難と認められるときは、部内の他の職員との均衡を考慮して、あらかじめ人事委員会の承認を得て定める基準に従い、その者の給料月額を決定することができる。

規則7-33

第16条

昭和44年通知

第91号

第16条関係

規則7-33

第17条

昭和44年通知

第91号

第17条関係

規則7-33

第18条

昭和44年通知

第91号

第18条関係

4 昇 格

(1) 昇格の要件

(ア) 一般的要件

(i) 昇格させようとする職務の級がその職務に応じているものであること。

規則7—33

第20条

(ii) 級別資格基準表に定める資格（必要在級年数又は必要経験年数）を満たしていること。

規則7—33

第20条第1項

(iii) 級別資格基準表の資格基準を「別に定める」こととされている職務の級へ昇格させる場合において、その昇格させようとする職員が現に属する職務の級に1年以上在級していること。

規則7—33

第20条第4項

※ この場合の在級期間の計算は、民法の規定の期間計算の例による。

昭和44年通知
第91号
第20条関係

(iv) その者の勤務成績が良好であること。

規則7—33

第20条第2項

(イ) 要件の特例

(i) 職務の級に在級する期間が1年に満たない職員をその職務の特殊性等により特に昇格させる必要があると認められる場合であつて、人事委員会の定めるところによるときは昇格させることができる。

規則7—33

第20条第4項

(ii) 現に職員である者が上位の職務の級に必要な資格を新たに取得した場合（例えば採用試験合格、上位学歴取得した場合）等には、その資格に応じた職務の級に昇格させることができる。

昭和44年通知
第91号
第20条関係

規則7—33

第21条

(iii) 外国派遣条例第4条第1項に規定する一般の派遣職員（以下「外国派遣職員」という。）が職務に復帰した場合又は学校・研究所等の公的施設での長期の調査・研究等に從事して休職にされた職員が復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上特に必要があると認められるときは、人事委員会の定めるところにより、その職務に応じた職務の級に昇格させることができる。

規則7—33

第22条第1項

(iv) 職員が生命をとして職務を遂行し、そのために危篤となり、又は重度障害の状態となった場合は、あらかじめ人事委員会の承認を得て昇格させることができる。

規則7—33

第22条第2項

(v) 公益的法人等派遣条例第4条に規定する派遣職員（以下「公益的法人等派遣職員」という。）が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上特に必要と認められるときは、規則7—33第20条の規定にかかわらず、人事委員会の定めるところにより、その職務に応じた職務の級に昇格させることができる。

規則12—1

第4条

(2) 昇格させた場合の号俸の決定

昇格させた場合におけるその者の号俸は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、昇格した日の前日に受けていた号俸に対応する昇格時号俸対応表（参考資料9参照）の号俸欄に定める号俸とする。

条例第5条第4項

規則7—33

第23条第1項

(3) 昇格させた場合の号俸決定の特例

(ア) 上位資格の取得等による昇格又は殉職者等に対する昇格の場合で2級以上上位の職務の級への昇格であるときの給料月額は、それぞれ1級上位の職務の級への昇格が順次行われたものとして得られる給料月額とする。

規則7—33

第23条第2項

(例) 公安職給料表2級81号俸から公安職給料表4級へ昇格する場合

公安職2—81 → 公安職3—69 → 公安職4—49

(イ) 上位資格を取得した場合で前記（２）による号俸が初任給として受けるべき号俸に達しない場合は、昇格後の号俸を初任給として受けるべき号俸（注）とすることができる。	規則 7—3 3 第 2 3 条第 3 項
（注）「初任給として受けるべき号俸」とは、学歴免許等の資格及び経験年数による初任給の調整等初任給決定の規定により得られる号俸をいう。	〔 昭和 4 4 年通知 第 9 1 号 第 2 3 条関係 〕
(ウ) 降格した職員をその降格後最初に昇格させた場合において、前記（２）により決定される号俸が部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、あらかじめ個別に人事委員会事務局長の承認を得て、その者の号俸を決定することができる。	第 2 3 条第 4 項 〔 昭和 4 4 年通知 第 9 1 号 第 2 3 条関係 〕
(エ) 教育職給料表の職務の級 2 級から 3 級への昇格の場合の号俸の特例について 平成 2 1 年 4 月 1 日以後に、教育職給料表（１）の職務の級 2 級から 3 級又は教育職給料表（２）の職務の級 2 級から 3 級に職員を昇格させた場合におけるその者の号俸は、当分の間、規則 7—3 3—4 9 による改正後の規則 7—3 3（（オ）において「新規則」という。）第 2 3 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、別表（参考資料 9 参照）の昇格した日の前日に受けていた号俸に対応するその者に適用される給料表の別に応じた昇格後の号俸欄に定める号俸に決定するものとする。	規則 7—3 3—4 9 附則第 2 項 〔 平成 2 1 年通知 第 3 2 8 号 〕
(オ) 教育職給料表の職務の級特 2 級から 3 級への昇格の場合の号俸の特例について 平成 2 1 年 4 月 1 日以後に、教育職給料表（１）の職務の級特 2 級から 3 級又は教育職給料表（２）の職務の級特 2 級から 3 級に職員を昇格させた場合におけるその者の号俸は、当分の間、新規則第 2 3 条第 1 項の規定にかかわらず、その者の特 2 級への昇格がなく引き続き 2 級に在職したと仮定した場合の号俸を昇格した日の前日に受けていた号俸とみなして、当該号俸に対応する別表（参考資料 9 参照）のその者に適用される給料表の別に応じた昇格後の号俸欄に定める号俸（昇格後の号俸の額が、昇格した日の前日に現に受けていた特 2 級の号俸の額を下回る場合は、当該号俸の額と同じ額の号俸（同じ額の号俸がないときは、直近上位の額の号俸））に決定するものとする。	規則 7—3 3—4 9 附則第 3 項 〔 平成 2 1 年通知 第 3 2 8 号 〕
5 降 格	
(1) 降格させた場合の号俸の決定 その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、降格した日の前日に受けていた号俸に対応する降格時号俸対応表の降格後の号俸欄に定める号俸とする。	規則 7—3 3 第 2 4 条第 1 項
(2) 降格させた場合の号俸決定の特例 (ア) 職員を降格させた場合で、当該降格が 2 級以上下位の職務の級への降格であるときの号俸は、それぞれ 1 級下位の職務の級への降格が順次行われたものとして得られる号俸とする。 (イ) 前記（１）及び（ア）によって得られる号俸に決定することが著しく不相当であると認められる場合には、あらかじめ人事委員会の承認を得て降格後の号俸を決定することができる。この場合において、その号俸は、当該職員が降格した日の前日に受けていた給料月額に達しない額の号俸でなければならない。	規則 7—3 3 第 2 4 条第 2 項 規則 7—3 3 第 2 4 条第 3 項
(ウ) 教育職給料表の職務の級 3 級から 2 級への降格の場合の号俸の特例について 令和 5 年 4 月 1 日以後に、教育職給料表（１）の職務の級 3 級から 2 級又は教育職給料表（２）の職務の級 3 級から 2 級に職員を降格させた場合におけるその者の号俸は、当分の間、規則 7—3 3—7 1 による改正後の規則 7—3 3（（エ）において「新規則」という。）第 2 4 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、降格した日の前日に受けていた号俸に対応するその者に適用される給料表の別に応じた降格後の号俸欄に定める号俸に決定するものとする。	規則 7—3 3—7 1 附則第 2 項 〔 令和 4 年通知 第 2 3 8 号 〕
(エ) 教育職給料表の職務の級 4 級から 2 級への降格の場合の号俸の特例について 令和 5 年 4 月 1 日以後に、教育職給料表（１）の職務の級 4 級から 2 級又は教育職給料表（２）の職務の級 4 級から 2 級に職員を降格させた場合におけるその者の号俸は、当分の	

間、4級から3級、3級から2級に順次降格させたものとし、4級から3級への降格について新規則第24条第1項の規定を、3級から2級への降格について（ウ）の規定をそれぞれ適用し、決定するものとする。

6 初任給基準又は給料表の適用を異にする異動

(1) 職務の級の決定基準

- (ア) 異動後の職務に応じたものであること。
- (イ) 級別資格基準表に定めのある職務の級に異動させる場合は、同表に定める資格を有していること。
- (ウ) 級別資格基準表に定める資格基準に従い決定すること。

規則 7—3 3
第 2 5 条
規則 7—3 3
第 2 7 条

(2) 号俸決定の基準

次の基準により、異動後の号俸を決定する。

- ※ 初任給基準表を異にする異動により昇格又は降格した職員の号俸については、昇格及び降格の場合の号俸に関する規定は適用しない。

規則 7—3 3
第 2 6 条、第 2 8 条
昭和 4 4 年通知
第 9 1 号
第 2 6 条関係
昭和 4 0 年通知
第 2 4 9 号

(ア) 初任給基準を異にする異動

職員が給料表の適用を異にすることなく初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務に異動すること。

- (i) 「人事委員会の定める異動」に該当する場合においては、異動の日の前日における号俸を人事委員会の定めるところにより調整した場合に得られる号俸
- (ii) (i) 以外の異動による場合は、新たに職員となったとき（免許等を必要とする職務の級に異動した者にあつては、その免許等を取得した時）から異動後の職務と同種の職務に引き続き在職したものとみなして、その時の初任給を基礎とし、かつ、部内の他の職員との均衡及びその者の従前の勤務成績を考慮して、昇格、昇給等の規定を適用して再計算した場合に異動の日に受けることとなる号俸

規則 7—3 3
第 2 6 条第 1 項第 3 号
第 1 号

(イ) 給料表の適用を異にする異動

職員が給料表の適用を異にして他の職務に異動すること。

新たに職員となったとき（免許等を必要とする職務の級に異動した者にあつては、その免許等を取得した時）から異動後の職務と同種の職務に引き続き在職したものとみなして、その時の初任給を基礎とし、かつ、部内の他の職員との均衡及びその者の従前の勤務成績を考慮して、昇格、昇給等の規定を適用して再計算した場合に異動の日に受けることとなる号俸

規則 7—3 3
第 2 8 条

(例) 給料表の適用を異にする異動をした場合（令 7. 4. 1 付けで行政職から研究職への異動）

〔行政職〕				〔研究職〕			
令 3. 8	大学卒業程度試験合格						
令 4. 3	大学卒						
令 4. 4. 1	採用	行 1—29		令 4. 4. 1	採用	研 1—29	
令 5. 1. 1	昇給	1—32		令 5. 1. 1	昇給	1—32	
令 6. 1. 1	昇給	36		令 6. 1. 1	昇給	36	
令 7. 1. 1	昇給	40		令 7. 1. 1	昇給	40	
				令 7. 4. 1	給料表異動	40	

(3) 号俸決定の特例

(ア) 前記(2)による号俸が新たに職員となったものとした場合に初任給として受けるべき号俸に達しないときは、当該初任給として受けるべき号俸をもって、その者の異動後の号俸とすることができる。

(イ) 規則7—33第17条又は第18条の規定を適用を受けて初任給を決定された職員(「人事委員会の定める異動」に該当する者を除く。)は、あらかじめ人事委員会の承認を得てその者の異動の日に受けることとなる号俸を決定する。

規則7—33

第26条第2項

規則7—33

第26条第1項第2号

7 昇 給

(1) 昇給日

毎年1月1日（研修、表彰等による昇給及び特別の場合の昇給に係るものを除く）

(2) 勤務成績の証明

昇給は、昇給日前1年間に係る当該職員の勤務成績について、その者の職務について監督する地位にある者の証明を得て行わなければならない。（当該証明が得られない職員は昇給しない。）

（注）勤務成績の証明は、勤務評定記録書その他その者の勤務成績を判定するに足ると認められる事実に基づいて行うものとする。

(3) 昇給区分及び昇給の号俸数

（ア）職員の昇給区分は、前記（2）の勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の（i）～（v）に掲げる区分のいずれに該当するかに応じ、当該（i）～（v）に定める昇給区分に決定する。

- （i）勤務成績が極めて良好である職員 A
- （ii）勤務成績が特に良好である職員 B
- （iii）勤務成績が良好である職員 C
- （iv）勤務成績がやや良好でない職員 D
- （v）勤務成績が良好でない職員 E

（イ）職員を昇給させる場合の昇給の号俸数は、前記（ア）で決定される昇給区分に応じて次表に定めるとおりである。

○昇給号俸数表

昇給区分	A	B	C	D	E
昇給の号俸数	8以上	6	4	2	0
	2以上	1	0	0	0
	<u>2</u>	<u>1</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>

備考1 上段の号俸数は、給与条例第5条第7項の規定の適用を受ける職員（昇給抑制等年齢職員：原則55歳を超える職員）以外の職員に、中段の号俸数は同項第1号の規定の適用を受ける職員に、下段の号俸数は同項第2号の規定の適用を受ける職員に適用する。

2 昇給抑制等年齢の特例として医療職給料表（1）の適用を受ける職員の場合は、57歳を超える職員が該当する。

(4) 昇給の号俸数の調整

（ア）前年の昇給日後に新たに職員となった者等の昇給の号俸数は、上記（3）（イ）による号俸数に相当する数に、その者の新たに職員となった日等から昇給日の前日までの期間の月数（1月未満の端数切上げ）を12月で除した数を乗じて得た数（1月未満の端数切捨て）に相当する号俸とする。ただし、人事交流等による採用者等の昇給の号俸数については、期間による割落とし前の号俸数を超えない範囲内で、部内の他の職員との均衡を考慮して決定した号俸数とすることができる。

（イ）上記（3）（イ）又は（ア）による昇給の号俸数が、昇給日にその者が属する職務の級の最高の号俸の号数から当該昇給日の前日にその者が受けていた号俸の号数を減じて得た数に相当する号俸数を超えることとなる職員の昇給の号俸数は、当該相当する号俸数とする。（職務の級の最高の号俸を超えて昇給することはできない。）

条例第5条

第5項～第10項

規則7—33

第33条

規則7—33

第33条、第34条

昭和44年通知

第91号

第34条関係

規則7—33

第35条

規則7—33

別表第7の2の2

条例第5条

第6項、第7項

規則7—33

第36条

規則7—33

第35条第6項

昭和44年通知

第91号

第35条関係

規則7—33

第35条第8項

(5) 昇給区分に関する基準

(ア) 上位の昇給区分に関する基準

- (i) 各任命権者において、昇給区分を決定する職員の総数に占めるA又はBの昇給区分に決定する職員の割合は、職員層に応じ人事委員会の定める割合におおむね合致していなければならない。

昇給区分	A	B
管理職層	100 分の 10	100 分の 30
中間層	100 分の 5	100 分の 20
初任層	100 分の 20 (「A」は 100 分の 5 以内)	

(注) 管理職層とは行政職 8 級以上相当の職員を、初任層とは行政職 2 級以下相当の職員(期末・勤勉手当の役職段階別加算措置の対象となる職員を除く。)を、中間層とは管理職層及び初任層に分類される職員以外の職員をいう。

- (ii) 一の昇給日において昇給区分をA又はBに決定する職員の昇給の号俸数の合計は、各任命権者の職員の定数、(i)の人事委員会の定める割合等を考慮して各任命権者ごとに人事委員会の定める号俸数を超えてはならない。

(イ) 下位の昇給区分に関する基準

- (i) 以下の事由に該当する職員については、勤務成績がやや良好でない(昇給区分D)ものとして取り扱う。

- 昇給日前1年間に、戒告の処分を受けた職員
- 昇給日前1年間に、訓告その他の矯正措置(軽微であるものとして任命権者が認めるものを除く。)の対象となる事実があった職員
- 昇給日前1年間に、3日以上の日数を正当な理由なく勤務を欠いた職員(勤務を欠いた時間が1日の勤務時間の一部である場合であっても、その回数が3回に達するごとに1日として取り扱うものとする。(ii)bにおいて同じ。)
- 昇給日前1年間に、その者の職務について監督する地位にある者から注意、指導等を受けたにもかかわらず、勤務成績が良好でないことを示す明白な事実が見られた職員又はこれに相当すると認められる職員

- (ii) 以下の事由に該当する職員については、勤務成績が良好でない(昇給区分E)ものとして取り扱う。

- 昇給日前1年間に、停職の処分又は減給の処分を受けた職員
- 昇給日前1年間に、5日以上の日数を正当な理由なく勤務を欠いた職員
- (i)dに掲げる職員でその態様が著しいもの

※ なお、(i)及び(ii)については、その者の勤務成績を総合的に判断した場合に当該職員として取り扱うことが著しく不適当であると認められるときは、あらかじめ事務局長と協議して別段の取扱いができる。

- (iii) 次のaに掲げる職員は昇給区分Dに、bに掲げる職員は昇給区分Eに決定する。

- 人事委員会の定める事由(注)以外の事由によって、昇給日前1年間の6分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員
- 人事委員会の定める事由(注)以外の事由によって、昇給日前1年間の2分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員

(注) 人事委員会の定める事由

① 年次有給休暇

② 公務上の負傷若しくは疾病(以下「公務災害」という。)又は通勤(地方公務員災害補償法第2条第2項に規定する通勤をいう。以下同じ)による負傷若しくは疾病(以下「通勤災害」という。)(外国派遣条例第3条第1項に規定する派遣職員、公益的法人等派遣条例第3条第1号に規定する派遣職員又は公益的法人

規則7—33

第35条第4項

昭和44年通知

第91号

第35条関係

規則7—33

第37条

規則7—33

第35条第9項

規則7—33

第35条第1項

昭和44年通知

第91号

第35条関係

平成20年通知

第313号

規則7—33

第35条第2項

昭和44年通知

第91号

第35条関係

等派遣条例第12条第1項に規定する退職派遣者（以下「公益的法人等退職派遣者」という。）の派遣先のものを含む。）による病気休暇 ③ 特別休暇 ④ 職務に専念する義務の免除 ⑤ 育児休業法第2条第1項に規定する育児休業 ⑥ 育児休業法第19条第1項に規定する部分休業 ⑦ 職員勤務時間条例第13条及び学校職員勤務時間条例第11条に規定する介護休暇 ⑧ 職員勤務時間条例第13条及び学校職員勤務時間条例第11条に規定する介護時間 ⑨ 公務災害及び通勤災害（外国派遣条例第3条第1項に規定する派遣職員、公益的法人等派遣条例第3条第1号に規定する派遣職員又は公益的法人等退職派遣者の派遣先のものを含む。）による休職 ⑩ 外国派遣条例第3条第1項に規定する派遣職員の派遣 ⑪ 公益的法人等派遣条例第3条第1号に規定する派遣職員の派遣 したがって、私傷病による病気休暇及び病気休職、欠勤等が「人事委員会が定める事由以外の事由」に該当する。 ※ なお、a及びbについては、その者の勤務成績を総合的に判断した場合に当該昇給区分に決定することが著しく不相当であると認められるときは、あらかじめ人事委員会と協議して、当該昇給区分より上位の昇給区分（A及びBを除く。）に決定することができる。	規則7—33 第35条第3項
（6）研修、表彰等による昇給 勤務成績が良好である職員が次の（ア）～（ウ）のいずれかに該当する場合は、人事委員会の定めるところにより、当該（ア）～（ウ）に定める日に、昇給をさせることができる。 （ア）研修に参加し、その成績が特に良好な場合 成績が認定された日から同日の属する月の翌月の初日までの日 （イ）職務上特に功績があったことにより、又は公務のため顕著な功労があったことにより表彰又は顕彰を受けた場合 表彰又は顕彰を受けた日から同日の属する月の翌月の初日までの日 （ウ）廃職又は過員を生じたことにより退職する場合 退職の日	規則7—33 第38条
（7）特別な場合の昇給 勤務成績が良好である職員が生命をとして職務を遂行し、そのために危篤となり、又は著しい障害の状態となった場合その他特に必要があると認められる場合には、あらかじめ人事委員会の承認を得て、人事委員会の定める日に、昇給させることができる。	規則7—33 第39条
（8）最高の号俸を受ける職員についての適用除外 昇給に関する規定は、（昇給させようとする日において）職務の級の最高の号俸を受ける職員には、適用されない。	規則7—33 第40条
（9）職員への通知等 職員の昇給については、その実施状況を適切に記録しておくものとする。また、昇給日において職員を昇給させなかった場合又は職員の昇給区分をD若しくはEに決定した場合には、その根拠となる規定を職員に文書で通知するものとする。	昭和44年通知 第91号 第40条関係 昭和44年通知 第91号 第35条関係

8 特別の場合における号俸の決定等

(1) 上位資格の取得等の場合の号俸の決定

(ア) 上位資格取得の場合

現に職員である者が上位の資格を取得した場合（昇格、初任給基準を異にする異動又は給料表の適用を異にする異動を伴う場合を除く。）でその者の現に受けている号俸がその資格によって初任給として受けるべき号俸に達しない場合は、その初任給として受けるべき号俸に決定することができる。

(例) 短期大学卒業程度で採用された者がその後大学卒業程度試験に合格した場合

- 令 4.8 短大卒業程度試験合格
- 令 5.3 短大卒
- 令 5.4.1 行 1-19 採用
- 令 6.1.1 行 1-22 昇給
- 令 6.8 大学卒業程度試験合格
- 令 7.1.1 行 1-26 昇給
- 令 7.4.1 行 1-29 大学卒業程度試験合格による任用

(イ) 初任給基準等が改正された場合

初任給基準表その他規則で定める初任給の基準が改正された場合又は学歴免許等資格区分表若しくは修学年数調整表が改正された場合において、その基準の適用を受けることとなる職員との均衡上必要があると認められるときは、現に職員である者の号俸を改正後の当該基準及び規則 7—3 3 第 1 2 条及び第 1 4 条を適用した場合に得られる号俸に決定することができる。ただし、初任給基準の改正の場合等で人事委員会が別段の定めをしたときは、その定めるところによる。

(2) 復職時等における号俸の調整

休職にされ、若しくは専従許可を受けた職員が復職し、外国派遣職員若しくは大学院修学休業をした職員が職務に復帰し、又は休暇のため引き続き勤務しなかった職員が再び勤務するに至った場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その者の号俸を次に掲げるところにより調整することができる。

(ア) 調整期間

引き続き勤務しない期間（休職期間、専従許可の有効期間、派遣期間、大学院修学休業の期間又は休暇の期間。以下「休職等の期間」という。）について、次の休職期間等換算表に掲げる換算率により換算した期間を調整期間として調整する。

○休職期間等換算表

休 職 等 の 期 間	換 算 率
公務災害又は通勤災害による休職及び休暇の期間	$\frac{3}{3}$ 以下
学校・研究所等の公共的施設で長期の調査・研究等に 従事する場合等の休職の期間	
公務災害又は通勤災害上の行方不明による休職の期間	
外国派遣職員の派遣の期間	
大学院修学休業の期間	
介護休暇の期間	

規則 7—3 3

第 4 2 条

昭和 4 4 年通知

第 9 1 号

第 4 2 条関係

規則 7—3 3

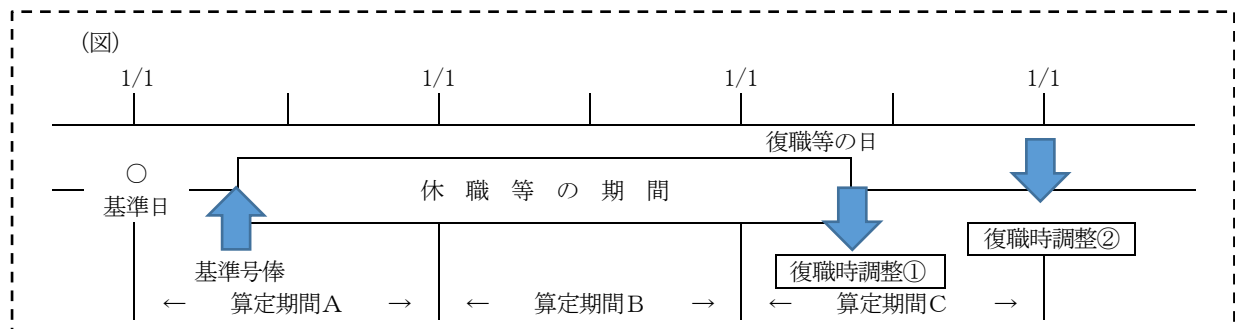
第 4 3 条

規則 7—3 3

別表第 8

専従許可の有効時間	$\frac{2}{3}$ 以下
私傷病による休職及び休暇の期間 (公務災害又は通勤災害によるものを除く。)	$\frac{1}{3}$ 以下 (ただし、結核性疾患にあつては、 $\frac{1}{2}$ 以下とすることができる。)
行方不明による休職の期間 (公務災害又は通勤災害によるものを除く。)	$\frac{1}{3}$ 以下
刑事事件による休職の期間	0 (ただし、無罪判決を受けた場合は事情により $\frac{3}{3}$ 以下とすることができる。)

(イ) 調整方法等



(i) 復職時調整に係る用語の意義

以下の説明で用いる次の用語意義は、それぞれ次に示すとおりである。

- ・昇給日 規則7—33第33条に規定する昇給日をいう。
- ・算定期間 一の昇給日から次の昇給日の前日までの期間（当該期間の中途において新たに職員となった者にあつては、新たに職員となった日から昇給日の前日までの期間）をいう。
- ・基準号俸 休職等の期間の初日において受けていた号俸をいう。
- ・基準日 休職等の期間の初日の直前の昇給日（休職等の期間の初日が昇給日である場合にあっては、その日）をいう。
- ・調整期間 各算定期間における休職等の期間を規則7—33別表第8に定める休職期間等換算表に定めるところにより換算して得た期間をいう。
- ・合算期間 各算定期間における休職等の期間以外の期間と調整期間とを合算した期間をいう。

(ii) 復職時調整の実施時期

復職等の日（図：復職時調整①）及び復職等の日後の最初の昇給日（図：復職時調整②）又はそのいずれかの日において、復職時調整の実施を検討し、調整の必要がある場合には、これらの日に実施する。

なお、復職等の後再び休職等のため勤務しない職員等にあつては、復職時調整の時期を延期することができ、後の復職等の日及びその日後における最初の昇給日にその後の休職

昭和57年通知
第410号
第43条関係
第1項

昭和57年通知
第410号
第43条関係
第2項(1)、(4)

等の期間と合わせて実施することができる。

(iii) 号俸調整の基本

復職等の日における復職時調整は、基準日から復職等の日の直前の昇給日の前日までの算定期間（図：算定期間A及びB）に係る復職時調整を行い、復職等の日後の最初の昇給日における復職時調整は、基準日から当該昇給日の前日までの算定期間（図：算定期間A～C）に係る調整を行う。

具体的には、基準号俸の号数に、調整の対象となる各算定期間の類型に応じた算定方法により得られた調整数を合計した数（合計した数について1未満の数を切り捨てる。）を加えた数を号俸とする号俸の範囲内で調整する。

(iv) 昇格をした場合の復職時調整

休職等の期間中又は復職等の日から復職等の日後における最初の昇給日までの期間中に昇格をした職員の昇格の日以後に行う復職時調整は、以下の手順で行う。

- ① 昇格の日を復職等の日とみなして、(iii)に従い、基準日から昇格の日の直前の昇給日の前日までの期間に係る仮定上の復職時調整を行う。
- ② ①で得られる号俸（昇格の日の直前の昇給日から昇格の日の前日までの期間において規則7—33第38条又は第39条の定めるところによる昇給をした場合にあっては、①により得られる号俸の号数に当該昇給の号俸数に相当する数を加えて得た数を号数とする号俸）から昇格を行ったとした場合の昇格直後の号俸を基礎として、(iii)に従い昇格の日直前の昇給日以後の調整の対象となる期間に係る復職時調整を行う。

(v) 育児休業等をした職員等の復職時調整

育児休業をした職員、公益的法人等派遣条例第2条第1項の規定による職員の派遣をされた職員、自己啓発等休業をした職員又は配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合の復職時調整の要領、期間計算等については、(i)から(iv)までの例により取り扱うものとする。

(vi) 復職時調整に関する特例

復職時調整に関し、上記(i)から(v)により難しい場合は、あらかじめ事務局長の承認を得て別段の取扱いをすることができる。

(3) 給料の訂正

職員の給料の決定に誤りがあり、各任命権者がこれを訂正しようとする場合には、あらかじめ人事委員会の承認を得て、将来に向かってその訂正（昇給期間の短縮を含む。）を行うことができる。

9 給料の切替え

給与条例の改正が給料表の改定を伴うものである場合、その改定の内容によっては、改正前の級号俸等をそのまま改定後の級号俸等とすることができない者が生じ、いわゆる「給料の切替え」を行う必要がある。一般的に「給料の切替え」が必要とされる場合は、次のとおりである。

- (1) 給料表の新設が行われた場合
- (2) 級の新設が行われた場合
- (3) 号俸構成の変更（号俸のカットや新設）が行われた場合

給料の切替措置については、必要の都度、改正給与条例の附則に規定され、同規定に基づき、人事委員会規則が定められ、また、必要に応じ給料の切替えに関する運用方針を定めたいわゆる「切替通知」が出される。

したがって、実際に給料の切替えを行う場合には、これらの法令、通知に基づいて行うことになる。

昭和57年通知
第410号
第43条関係
第2項

昭和57年通知
第410号
第43条関係
第3項

昭和57年通知
第410号
育児休業条例
第8条等関係

昭和57年通知
第410号
復職時調整に関する特例

規則7—33

第44条

10 給与条例附則第32項の規定の適用を受ける職員の給料

(1) 給与条例附則第32項の規定の適用を受ける職員の給料月額

当分の間、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（以下「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、当該職員の属する職務の級及び当該職員の受ける号俸に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする（※）。

条例附則第32項

※ 育児短時間勤務職員等の場合は、当該職員の属する職務の級及び当該職員の受ける号俸に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）に、職員勤務時間条例第2条第2項又は学校職員勤務時間条例第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間をそれぞれ職員勤務時間条例第2条第1項又は学校職員勤務時間条例第3条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

条例附則第37項
規則7—122附則
第2項

(2) 他の職への降任等をされた職員等に対する給料の支給

(ア) 地方公務員法第28条の2第1項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に給与条例附則第32項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、給与条例附則第32項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

条例附則第35項
規則7—141第4
条

(イ) 警察法（昭和29年法律第162号）第56条の4第1項の規定による任命により職員となった者のうち、特定日給料月額が、当該任命をされた日の前日に当該職員が適用を受けていた一般職の職員の給与に関する法律第6条に規定する公安職俸給表に定められる俸給月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下「基礎俸給月額」という。）に達しないこととなる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、給与条例附則第32項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎俸給月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

条例附則第38項
規則7—141第5
条

(ウ) (ア) 又は (イ) による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額は、当該職員の属する職務の級における最高の号俸の給料月額を上限とする。

条例附則第36項、第
39項

(エ) 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（給与条例附則第32項の規定の適用を受ける職員に限り、（ア）の職員を除く。）であつて、（ア）による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、（ア）及び（ウ）に準じて算出した額を給料として支給する。

条例附則第40項
規則7—141第6
条、第7条、第8条

(オ) （ア）、（イ）又は（エ）による給料を支給される職員以外の給与条例附則第32項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、（ア）～（エ）に準じて算出した額を給料として支給する。

条例附則第41項
規則7—141第9
条、第10条、第11
条、第12条、第13
条

第 2 給与条例適用職員関係（支給）

第 2 目 次

1	給料等の支給	2-1
2	給料の支給方法	2-2
3	給与の減額	2-3
4	休職者の給与	2-4

第2 給与条例適用職員関係（支給）

1 給料等の支給

（1）支払の原則

給与は、法律又は条例により特に認められた場合を除き、通貨で、直接職員に、その全額を支払わなければならない。

（ア）通貨払

（イ）差引き禁止（全額払）

給与は、法律又は条例により差引きが認められている場合を除き、差引きをして支払ってはならない。

なお、給与から差引きが認められている主なものとしては、次のようなものがある。

（i）共済組合掛金

（ii）共済組合の貸付金の返済金等、職員が共済組合に支払うべき金額

（iii）所得税

（iv）市町村民税

（v）勤労者財産形成貯蓄契約に基づく預入等に係る金額

（vi）県宿舍の貸付料及び宿舍を使用するために必要な経費

（vii）給食に要する経費のうち職員負担分及び勤務に伴い必要となる施設利用経費

（viii）一般財団法人宮城県互助会、一般財団法人宮城県教職員互助会及び一般財団法人宮城県警察職員互助会に支払う入会金、掛金、貸付金の元利償還金及び物品の購入代金

（ix）職員が締結した保険法（平成20年法律第56号）第2条第1号に規定する保険契約に係る保険料

（x）その他任命権者が認めたもの

（ウ）直接払

給与は、法律又は条例（注1）により特に認められた場合を除き、直接職員（注2）に支払わなければならない。

（注1）給与は、職員の申出により、口座振替の方法により支払うことができる。

（注2）病気休暇等のため、給与を直接職員に支払うことが困難である場合には、職員の収入により生計を維持する親族等で、職員の指定する者を当該職員の使者として、給与を支払うことは差し支えないものと解されている。

（2）給料の計算期間及び支給日

（ア）給料の計算期間は、月の1日から末日までとし、月1回にその全額を支給する。

（イ）（ア）の給与期間の給料の支給日（以下「支給定日」という。）は、その月の21日とし、その日が休日、土曜日又は日曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日、土曜日又は日曜日でない日を支給定日とする。

（ウ）支給定日以外の日に給料を支給する特例としては、「その際支給する」ものとして次の場合がある。

（i）支給定日後に職員が採用された場合

（ii）支給定日前に職員が離職し、又は死亡した場合

（iii）職員が出産、疾病等非常の場合の費用にあてるため請求した場合

（iv）給与期間の初日から引き続いて休職、専従許可、外国派遣、公益的法人等派遣、自己啓発等休業、配偶者同行休業、育児休業、大学院修学休業又は停職中の職員が支給定日後に復職し、又は職務に復帰した場合

地方公務員法

第25条第2項

共済組合法

第115条第1項

第115条第2項

所得税法第183条

地方税法第321条の5

財形促進法第15条

条例第23条の2

条例第23条の3

条例第6条

規則7—0第1条

規則7—0第2条

規則7—0第2条

規則7—0第4条

規則7—0第5条

2 給料の支給方法

(1) 給料の支給の始期及び終期

- (ア) 新たに職員となった者には、その日から給料を支給する。ただし、離職した職員が即日職員となったときは、その日の翌日から給料を支給する。
- (イ) 昇格、昇給、給料表の適用を異にする異動、降格等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。
- (ウ) 職員が離職したときは、その日まで給料を支給する。
- (エ) 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。
- (オ) 休職、専従許可、外国派遣、公益的法人等派遣、自己啓発等休業、配偶者同行休業、育児休業、大学院修学休業又は停職の終了により復職し、又は職務に復帰した場合は、その日から支給し、休職若しくは停職にされ、専従許可を受け、外国派遣若しくは公益的法人等派遣された場合又は自己啓発等休業、育児休業若しくは大学院修学休業を始めた場合は、その日の前日まで支給する。

条例第7条第1項

条例第7条第1項

条例第7条第2項

条例第7条第3項

条例第7条第1項

規則7—0第5条

(2) 給料の日割計算

- (ア) 前記(1)に掲げる場合で、支給の始期・終期及び給料額の異動等が給与期間の中途となるときは給与を日割によって支給する。
- なお、その際の支給額は、その給与期間の現日数から週休日を差し引いた日数を基礎として日割によって計算する。
- (注) 日割計算においては、「週休日」は休日を含まないものとし、休日と「週休日」が重なった場合には、「週休日」として取り扱う。

条例第7条第4項

(例1) 4. 4 (金) 付けで行1—14 (204,400円) に採用された場合 (週休日を差し引いた日数: 19日)

$$204,400 \text{ 円} \times \frac{19}{22} = 176,527 \text{ 円} \frac{6}{22} \dots\dots\dots \text{円未満を切り捨て、176,527 円を4月分として支給}$$

(例2) 4. 9 (水) 付けで行4—54 (373,600円) から行5—46 (385,500円) に昇格した場合

$$373,600 \text{ 円} \times \frac{6}{22} = 101,890 \text{ 円} \frac{20}{22} \dots\dots\dots 4 \text{ 月 } 8 \text{ 日までの分、円未満を切り捨てない。}$$

$$385,500 \text{ 円} \times \frac{16}{22} = 280,363 \text{ 円} \frac{14}{22} \dots\dots\dots 4 \text{ 月 } 9 \text{ 日からの分、円未満を切り捨てない。}$$

$$\text{支給額 } 101,890 \text{ 円} \frac{20}{22} + 280,363 \text{ 円} \frac{14}{22} = 382,254 \text{ 円} \frac{12}{22} \dots\dots\dots \text{円未満を切り捨て、382,254 円となる。}$$

- (イ) 職員が転勤・配置換え等により異動した場合の給料は、一の給与期間の分を、その者が従前所属していた勤務課所の長とその者が新たに所属することとなった勤務課所の長との協議により、いずれか一方の課所において支給することを原則とするが、次に掲げる異動の場合においては、日割計算によって支給する。
- (i) 給料の調整額を異にして異動した場合
- (ii) 給料表の適用を異にして異動した場合
- (iii) 支弁科目を異にし、特に日割計算を要する異動の場合
- (iv) このほか、特に日割計算の必要がある場合で、任命権者がその都度指定した場合

規則7—0第3条

なお、この場合の日割計算は、前記(ア)の場合と同様に、その給与期間の現日数から週休日を差し引いた日数を基礎として行い、(i)についてはその異動により生ずる差額の分を旧勤務課所又は新勤務課所において支給し、(ii)から(iv)については、発令の前日までの分を旧勤務課所で、発令の当日以降の分を新勤務課所でそれぞれ支給する。

〔昭和56年通知
第230号〕

(例) 行 2-26 (263,400 円) の職員が 4.18 (金) 付けて A 課から B 事務所へ異動した場合 (給料額の異動はないが、支弁科目を異にする異動の場合)

A 課 支 給 額 $263,400 \text{ 円} \times \frac{13}{22} = 155,645 \text{ 円} \frac{10}{22}$ ……円未満を切り捨てて、155,645 円

B 事務所支給額 $263,400 \text{ 円} - 155,645 \text{ 円} = 107,755 \text{ 円}$ ……残額計算で 107,755 円となる。

(3) 端数の処理方法

支給すべき給料額の確定金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。

※ 育児短時間勤務職員等又は短時間勤務職員の給料月額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもってその者の給料月額とする。

端数計算法

第 2 条第 1 項

規則 7-122

3 給与の減額

職員が次に掲げる場合に該当するときは、その勤務しない 1 時間につき

条例第 13 条

第 17 条

(給与条例第 17 条に定める給料及び諸手当) (注 1) × 12

(1 週間当たりの勤務時間 (注 2) × 52) - (※休日の日数 × 7 時間 45 分) (注 3)

規則 7-09 条

※令和 7 年度は 19 日

の給与額を減じて支給する。

育児休業条例

第 21 条

a 勤務しない場合 (他の法令等の規定によりその勤務しないことについて特に認められている場合を除く。)

職員勤務時間条例

第 17 条第 3 項

b 部分休業の承認を受けて勤務しない場合

第 17 条の 2 第 3 項

c 介護休暇

学校職員勤務時間条例

第 15 条第 3 項

d 介護時間

第 15 条の 2 第 3 項

e 修学部分休業

修学部分休業条例第 3 条

f 高齢者部分休業

高齢者部分休業条例第 3 条

(注 1) 「給与条例第 17 条に定める給料及び諸手当」は以下のとおりである。

・給料 (給料の調整額、教職調整額及び管理監督職勤務上限年齢調整額を含む。)

・管理職手当

・初任給調整手当

・給料及び管理職手当の月額の合計額に対する地域手当 (1 円未満切捨て。)

・給料の月額に対する特地勤務手当 (特地勤務手当に準ずる手当を含む。)

(注) 規則 7-62 第 3 条の規定により地域手当との調整を受ける職員は、給料及び管理職手当の月額の合計額に対する地域手当の月額を減じて得た額

・給料の月額に対するへき地手当 (へき地手当に準ずる手当を含む。)

(注) 規則 7-39 第 4 条の規定により地域手当との調整を受ける職員は、給料及び管理職手当の月額の合計額に対する地域手当の月額を減じて得た額

・寒冷地手当

・義務教育等教員特別手当

・産業教育手当

・定時制通信教育手当

・農林漁業普及指導手当

(注 2) 「1 週間当たりの勤務時間」は 38 時間 45 分とする。ただし、次の職員にあっては、次に掲げる規定による勤務時間の 1 週間当たりの時間とする。

・育児短時間勤務職員等：勤務時間条例第 2 条第 2 項又は学校勤務時間条例第 3 条第 2 項

・定年前再任用短時間勤務職員、暫定再任用短時間勤務職員：勤務時間条例第 2 条第 3 項又は学校勤務時間条例第 3 条第 3 項

・任期付短時間勤務職員：勤務時間条例第 2 条第 4 項又は学校勤務時間条例第 3 条第 4 項

昭和 56 年通知
第 230 号

(注3) (注2)の職員にあつては、「休日の日数×7時間45分」とあるのは、以下の算出による時間とする $(\text{休日の日数} \times 7 \text{時間} 45 \text{分}) \times \frac{(\text{注2}) \text{に掲げる} 1 \text{週間当たりの時間}}{38 \text{時間} 45 \text{分}}$	
(i) 減額する場合の1時間当たりの給与額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げる。 (注) 勤務しなかった時間数は、その給与期間の全時間数によって計算するものとし、その時間数に1時間未満の端数が生じた場合は、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満の端数は切り捨てる。 (ii) 減額すべき給与額は、その給与期間の分の給料(給料の調整額、教職調整額及び管理監督職勤務上限年齢調整額を含む。)、管理職手当、初任給調整手当、地域手当、特地勤務手当(特地勤務手当に準ずる手当を含む。)、へき地手当(へき地手当に準ずる手当を含む。)、寒冷地手当、義務教育等教員特別手当、産業教育手当、定時制通信教育手当及び農林漁業普及指導手当(以下「給料等」という。)に対応する額とし、それぞれの次の給与期間以降の給料等から差し引く。ただし、退職、休職等の場合において、減額すべき給与額が給料等から差し引くことができないときは、給与条例に基づくその他の未支給の給与から差し引く。	昭和56年通知 第230号 規則7—0 第5条の2第2項 規則7—0 第5条の2第1項
4 休職者の給与	
休職者の給与は、休職の事由に応じ、次の割合でそれぞれの期間支給し、又は支給することができる。	
(1) 休職の事由	
(ア) 公務災害及び通勤災害による休職 休職の期間中、給与の全額	条例第23条第1号
(イ) 私傷病(結核性)による休職 休職の期間が満2年(注)に達するまで、給料・扶養手当・地域手当・住居手当・期末手当及び寒冷地手当の$\frac{80}{100}$ (注) 教育職員の私傷病(結核性)による休職 休職の期間が満2年に達するまで(任命権者が認めるときは3年まで延長できる) 給与の全額	条例第23条第2号 教育公務員特例法 第14条 公立の学校の事務職員の 休職の特例に関する法律
(ウ) 私傷病(非結核性)による休職 休職の期間が満1年に達するまで、給料・扶養手当・地域手当・住居手当・期末手当及び寒冷地手当の$\frac{80}{100}$	条例第23条第3号
(エ) 刑事事件による休職 休職の期間中 給料・扶養手当・地域手当及び住居手当の$\frac{60}{100}$以内	条例第23条第4号

(オ) 学校・研究所等の公共的施設で長期の調査・研究等に従事する場合の休職及び公務外の方不明による休職 休職の期間中 給料・扶養手当・地域手当・住居手当・期末手当及び寒冷地手当の$\frac{70}{100}$以内	条例第23条第5号 規則7—46 第1条第1号
(カ) 公務災害又は通勤災害上の行方不明（外国派遣条例第3条第1項に規定する派遣職員、公益的法人等派遣条例第3条第1号に規定する派遣職員又は公益的法人等退職派遣者の派遣先のものを含む。）による休職 休職の期間中 給料・扶養手当・地域手当・住居手当・期末手当及び寒冷地手当の$\frac{100}{100}$以内 （注1）（ア）の休職の場合の「給与」とは、給与条例に基づくものとして、「給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当、特地勤務手当（特地勤務手当に準ずる手当を含む。）、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、義務教育等教員特別手当、産業教育手当、へき地手当（へき地手当に準ずる手当を含む。）定時制通信教育手当及び農林漁業普及指導手当」が該当する。 （注2）（ア）から（カ）までにおいて、教職調整額及び管理監督職勤務上限年齢調整額は、給料とみなされる。	条例第23条第5号 規則7—46 第1条第2号

第 3 給与条例適用職員関係（手当）

第 3 目 次

1	給料の調整額	3-1
2	教職調整額等	3-6
3	義務教育等教員特別手当	3-6
4	扶養手当	3-10
5	地域手当	3-12
6	通勤手当	3-16
7	単身赴任手当	3-23
8	住居手当	3-26
9	期末手当	3-28
10	勤勉手当	3-39
11	寒冷地手当	3-47
12	時間外勤務手当	3-51
13	休日勤務手当	3-53
14	夜間勤務手当	3-54
15	宿日直手当	3-55
16	管理職員特別勤務手当	3-57
17	管理職手当	3-60

18	初任給調整手当		3-74
19	特地勤務手当等		3-77
20	へき地手当等		3-81
21	産業教育手当		3-84
22	定時制通信教育手当		3-85
23	農林漁業普及指導手当		3-87
24	災害派遣手当		3-89
25	特殊勤務手当		3-90

第3 給与条例適用職員関係（手当）

1 給料の調整額

職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤務の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職を占める職員に対し、給料の一部として、給料月額額の100分の25を超えない範囲内で支給する。

条例第8条

(1) 支給範囲

別表第1の勤務箇所欄に掲げる勤務箇所に勤務する同表の職員欄に定める職員

規則7—16第1条

(2) 支給額

規則7—16
第2条

調整基本額 (別表第2、別表第3)	×	調整数 (別表第1)
----------------------	---	---------------

(注) 1 定年前再任用短時間職員には別表第3の調整基本額を、それ以外の職員には別表第2の調整基本額を適用する。

2 定年前再任用短時間勤務職員等の給料の調整額は、調整基本額に調整数を乗じて得た額に、以下の数を乗じて得た数とする。

a 定年前再任用短時間勤務職員

職員勤務時間条例第2条第3項又は学校職員勤務時間条例第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間をそれぞれ職員勤務時間条例第2条第1項又は学校職員勤務時間条例第3条第1項に規定する勤務時間で除して得た数

b 育児休業法第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員

職員勤務時間条例第2条第2項又は学校職員勤務時間条例第3条第2項により定められたその者の勤務時間をそれぞれ職員勤務時間条例第2条第1項又は学校職員勤務時間条例第3条第1項に規定する勤務時間で除して得た数

c 育児休業法第18条第1項の規定により採用された短時間勤務職員及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により採用された短時間勤務職員

職員勤務時間条例第2条第4項又は学校職員勤務時間条例第3条第4項の規定により定められたその者の勤務時間をそれぞれ職員勤務時間条例第2条第1項又は学校職員勤務時間条例第3条第1項に規定する勤務時間で除して得た数

3 調整基本額が給料月額額の100分の4.5を超えるときは、給料月額額の100分の4.5に相当する額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

4 給料の調整額が給料月額額の100分の25に相当する額を超えるときは、給料月額額の100分の25に相当する額を給料の調整額とする。

5 給料の調整額について、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

6 給与条例附則第32項の規定の適用を受ける職員（60歳を超える職員等）にあつては、当分の間、調整基本額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）とする。

規則7—16第3条の2
規則7—16—51
附則第2項、第3項
規則7—16—51
附則第4項、第5項

7 暫定再任用職員には、定年前再任用短時間勤務職員とみなして規定を適用する（フルタイムの暫定再任用職員については、2の割り落としは行わない）。

8 令和5年4月1日より前に60歳に達して定年退職し暫定再任用職員となった者のうち、給料の調整額が支給されるものには、経過措置として別途附則に定める額を支給する。

(3) 支給方法

その職員の給料月額に加え、給料の支給方法に準じて支給する。

規則 7—0

第 5 条の 3

昭和 4 1 年通知

第 1 6 4 号

別表第 1 適用区分表

勤 務 箇 所	職 員	調整数
保 健 福 祉 部 薬 務 課	麻薬取締員	3
水産林政部水産業振興課	(1) 漁業取締船に乗り組む船長及び機関長	2. 5
	(2) 漁業取締船に乗り組んで行う船務に従事することを本務とする職員 ((1) に掲げる職員を除く。)	1. 5
環境放射線監視センター	環境放射能等の監視測定、測定方法に係る調査研究等に従事する職員	1
保 健 環 境 セ ン タ ー	病理細菌技術者	1
食 肉 衛 生 検 査 所	(1) と畜検査員 (管理職手当の支給を受ける職員を除く。)	3
	(2) 病理細菌技術者	1
中 央 児 童 相 談 所	(1) 一時保護の業務に従事することを本務とする児童指導員 (保健師、看護師及び准看護師を除く。) 及び保育士	3
	(2) 一時保護の業務に従事することを本務とする児童指導員 (保健師、看護師及び准看護師に限る。)	2
さ わ ら び 学 園	(1) 児童自立支援専門員、児童生活支援員及び児童自立支援専門員助手 (2) 職業指導員	3
	(3) (1) 及び (2) に掲げる職員以外の職員	1
家 畜 保 健 衛 生 所	(1) 家畜の病性鑑定の業務に直接従事することを本務とする獣医師	2
	(2) 家畜の診療又は家畜伝染病の予防若しくは防疫に関する業務に直接従事することを本務とする獣医師	1. 5
水産技術総合センター	(1) 漁業調査指導船に乗り組む船長及び機関長	2
	(2) 漁業調査指導船に乗り組んで行う船務に従事することを本務とする職員 ((1) に掲げる職員を除く。)	1

特 別 支 援 学 校	教育に直接従事することを本務とする職員	1
県立の中学校及び高等学校並びに市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校	(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第81条に定める特別支援学級を担当し、特別支援教育に直接従事することを本務とする職員 (2) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第140条に規定する特別の教育課程による教育に直接従事することを本務とする職員 (3) (1)及び(2)に掲げる職員以外の職員（人事委員会が定める職員(※)に限る。） ※ 県教育委員会の「学習支援室システム整備事業」の指定を受け、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図る児童生徒に対し、個別指導計画に基づく専門的教育を行う学校に勤務する職員で、県教育委員会の指定により、当該教育に従事することを本務とする職員	1
宮 城 丸	(1) 海洋総合実習船に乗り組む船長及び機関長	2.5
	(2) 海洋総合実習船に乗り組んで行う船務に従事することを本務とする職員（(1)に掲げる職員を除く。）	1.5
警 察 航 空 隊	(1) 航空機の操縦業務に従事する職員	3
	(2) 航空機の整備業務に従事する職員	1
石 巻 警 察 署	(1) 警備艇に乗り組む船長及び機関長	2.5
	(2) 警備艇に乗り組んで行う船務に従事することを本務とする職員（(1)に掲げる職員を除く。）	1.5

別表第2 調整基本額表（定年前再任用短時間勤務職員以外）

ア 行政職給料表

職務の級	調整基本額
1 級	6,700 円
2 級	8,600 円
3 級	9,800 円
4 級	10,500 円
5 級	10,800 円
6 級	11,400 円
7 級	12,300 円
8 級	13,000 円
9 級	14,700 円
10 級	16,300 円

イ 公安職給料表

職務の級	調整基本額
1 級	8,100 円
2 級	8,900 円
3 級	9,600 円
4 級	10,800 円
5 級	11,500 円
6 級	11,800 円
7 級	12,300 円
8 級	12,700 円
9 級	13,300 円

ウ 教育職給料表(1)

職務の級	調整基本額
1 級	9,100 円
2 級	11,300 円
特2 級	11,700 円
3 級	12,400 円
4 級	13,300 円

エ 教育職給料表(2)

職務の級	調整基本額
1 級	8,600 円
2 級	11,100 円
特2 級	11,400 円
3 級	12,000 円
4 級	12,900 円

オ 研究職給料表

職務の級	調整基本額
1 級	8,200 円
2 級	9,500 円
3 級	11,000 円
4 級	11,900 円
5 級	14,800 円

カ 医療職給料表(1)

職務の級	調整基本額
1 級	11,100 円
2 級	13,300 円
3 級	14,700 円
4 級	15,800 円

キ 医療職給料表(2)

職務の級	調整基本額
1 級	6,300 円
2 級	8,200 円
3 級	9,300 円
4 級	9,800 円
5 級	10,700 円
6 級	11,400 円
7 級	12,300 円

ク 医療職給料表(3)

職務の級	調整基本額
1 級	8,200 円
2 級	9,500 円
3 級	9,800 円
4 級	10,200 円
5 級	10,600 円
6 級	11,800 円

別表第3 調整基本額表（定年前再任用短時間勤務職員）

ア 行政職給料表

職務の級	調整基本額
1 級	5,700 円
2 級	6,500 円
3 級	7,700 円
4 級	8,300 円
5 級	8,800 円
6 級	9,500 円
7 級	10,800 円
8 級	11,800 円
9 級	13,300 円
10 級	15,800 円

イ 公安職給料表

職務の級	調整基本額
1 級	7,300 円
2 級	7,700 円
3 級	7,800 円
4 級	8,700 円
5 級	9,200 円
6 級	9,600 円
7 級	10,400 円
8 級	11,400 円
9 級	12,400 円

ウ 教育職給料表(1)

職務の級	調整基本額
1 級	7,100 円
2 級	8,300 円
特2 級	9,200 円
3 級	10,200 円
4 級	12,500 円

エ 教育職給料表(2)

職務の級	調整基本額
1 級	6,800 円
2 級	8,200 円
特2 級	9,000 円
3 級	10,000 円
4 級	12,200 円

オ 研究職給料表

職務の級	調整基本額
1 級	6,600 円
2 級	7,800 円
3 級	8,600 円
4 級	9,800 円
5 級	11,600 円

カ 医療職給料表(1)

職務の級	調整基本額
1 級	8,900 円
2 級	10,200 円
3 級	11,900 円
4 級	14,100 円

キ 医療職給料表(2)

職務の級	調整基本額
1 級	5,700 円
2 級	6,500 円
3 級	7,400 円
4 級	7,800 円
5 級	8,500 円
6 級	9,500 円
7 級	10,800 円

ク 医療職給料表(3)

職務の級	調整基本額
1 級	7,100 円
2 級	7,700 円
3 級	7,900 円
4 級	8,200 円
5 級	8,700 円
6 級	9,900 円

2 教職調整額等

義務教育諸学校等の教育職員の職務と勤務態様の特殊性に基づき、これらの学校に勤務する教育職員に支給する。

(1) 支給範囲

給与条例別表第3の教育職給料表の適用を受ける教育職員のうちその属する職務の級が当該給料表の1級、2級又は特2級である者

教員特別措置条例
第3条

(2) 支給額

$$\{ (\text{給料月額}) + (\text{管理監督職勤務上限年齢調整額}) \} \times \frac{4}{100}$$

(注) 教職調整額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

教員特別措置条例
第3条
規則7—65第2条

(3) 支給方法等

(ア) 給料の支給方法に準じて支給する。

(イ) 教職調整額の支給を受ける職員に係る給与条例の次に掲げる給与の規定及びこれらに基づく人事委員会規則等の規定の適用については、教職調整額は、給料とみなす。

(i) 地域手当

(ii) 期末手当

(iii) 勤勉手当

(iv) 特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当

(v) へき地手当及びへき地手当に準ずる手当

(vi) 産業教育手当

(vii) 定時制通信教育手当

(viii) 休職者の給与

※ 上記の他、時間外勤務手当の規定の適用においても給料とみなしている。

規則7—65第1条
教員特別措置条例
第4条

(4) 教職調整額の支給を受けない教育職員の給料月額の特例

教職調整額の支給を受けない教育職給料表の職務の級が3級である教育職員に対する給料表の適用については、これらの給料表に掲げる給料月額に教育職給料表(1)については7,700円、教育職給料表(2)については7,500円を加えた額とする。

条例別表第3
アの備考(2)
イの備考(2)

3 義務教育等教員特別手当

義務教育諸学校に勤務する教育職員に支給する。

(1) 支給範囲

小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手又は寄宿舎指導員である職員

条例第21条の2
第1項、第3項、
第4項
規則7—78

(2) 支給額

別表第1、別表第2のとおり。

第1条
条例第21条の2
第2項

ただし、次に掲げる者にあつては、それぞれに掲げる手当額とする。

(ア) 産業教育手当を支給される職員で、農業又は水産に係る産業教育に従事するもの

規則7—78第3条
別表第1、第2

別表第2に掲げる額に$\frac{3}{4}$を乗じて得た額 (イ) 定時制通信教育手当を支給される職員で、定時制教育（夜間において授業を行う課程に係るものに限る。）又は通信教育に従事するもの	
別表第2に掲げる額に$\frac{3}{4}$を乗じて得た額 (ウ) 産業教育手当又は定時制通信教育手当を支給される職員で、前記（ア）及び（イ）に掲げる職員以外のもの	
別表第2に掲げる額に$\frac{2}{4}$を乗じて得た額 (注1) 短時間勤務職員にあっては、その額に職員勤務時間条例第2条第3項及び第4項又は学校職員勤務時間条例第3条第3項及び第4項の規定により定められたその者の勤務時間をそれぞれ職員勤務時間条例第2条第1項又は学校職員勤務時間条例第3条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。 (注2) 育児短時間勤務職員等にあっては、その額に職員勤務時間条例第2条第2項又は学校職員勤務時間条例第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間をそれぞれ職員勤務時間条例第2条第1項又は学校職員勤務時間条例第3条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。 (注3) 給与条例附則第32項の規定の適用を受ける職員（60歳を超える職員等）にあっては、当分の間、別表第1、別表第2に掲げる額は、これらの額に100分の70を乗じて得た額（100円未満の端数は四捨五入）とする。	規則7—78第3条の2
(3) 支給方法 給料の支給方法に準じて支給する。	規則7—78第4条

別表第1 教育職給料表(2)の適用を受ける者

職員の 区分	職務の級 号俸	1級	2級	特2級	3級	4級
定年前 再任用 短時間 勤務 職員等 以外の 職員		円	円	円	円	円
	1 から 4 まで	2,000	2,100	<u>4,000</u>	<u>4,900</u>	<u>7,400</u>
	5 から 8 まで	2,000	2,300	<u>4,300</u>	<u>5,100</u>	<u>7,500</u>
	9 から 12 まで	2,100	2,400	<u>4,500</u>	<u>5,200</u>	<u>7,600</u>
	13 から 16 まで	2,200	2,500	<u>4,700</u>	<u>5,400</u>	<u>7,700</u>
	17 から 20 まで	2,300	2,600	<u>4,900</u>	<u>5,500</u>	<u>7,900</u>
	21 から 24 まで	2,400	2,800	<u>5,100</u>	<u>5,700</u>	<u>8,000</u>
	25 から 28 まで	2,600	2,900	<u>5,300</u>	<u>5,900</u>	<u>8,000</u>
	29 から 32 まで	2,700	3,000	<u>5,400</u>	<u>6,000</u>	
	33 から 36 まで	2,800	3,200	<u>5,600</u>	<u>6,100</u>	
	37 から 40 まで	2,900	3,300	<u>5,700</u>	<u>6,300</u>	
	41 から 44 まで	3,100	3,500	<u>5,800</u>	<u>6,400</u>	
	45 から 48 まで	3,200	3,700	<u>6,000</u>	<u>6,600</u>	
	49 から 52 まで	3,300	3,800	<u>6,100</u>	<u>6,800</u>	
	53 から 56 まで	3,400	4,100	<u>6,300</u>	<u>6,900</u>	
	57 から 60 まで	3,500	4,300	<u>6,400</u>	<u>7,000</u>	
	61 から 64 まで	3,600	4,500	<u>6,500</u>	<u>7,100</u>	
	65 から 68 まで	3,700	4,800	<u>6,700</u>	<u>7,200</u>	
	69 から 72 まで	3,800	4,900	<u>6,800</u>	<u>7,300</u>	
	73 から 76 まで	3,900	5,100	<u>6,900</u>	<u>7,400</u>	
	77 から 80 まで	4,000	5,300	<u>6,900</u>	<u>7,500</u>	
	81 から 84 まで	4,100	5,400	<u>7,000</u>	<u>7,500</u>	
	85 から 88 まで	4,100	5,500	<u>7,200</u>	<u>7,500</u>	
	89 から 92 まで	4,200	5,600	<u>7,200</u>	<u>7,500</u>	
	93 から 96 まで	4,300	5,800	<u>7,200</u>		
	97 から 100 まで	4,400	5,900	<u>7,300</u>		
	101 から 104 まで	4,400	6,100	<u>7,300</u>		
	105 から 108 まで	4,500	6,200	<u>7,300</u>		
	109 から 112 まで	4,500	6,300			
	113 から 116 まで	4,600	6,400			
	117 から 120 まで	4,700	6,500			
	121 から 124 まで	4,700	6,600			
	125 から 128 まで	4,800	6,700			
	129 から 132 まで		6,800			
	133 から 136 まで		6,900			
	137 から 140 まで		6,900			
	141 から 144 まで		6,900			
	145 から 148 まで		7,000			
	149 から 152 まで		7,100			
	153 から 156 まで		7,200			
	157 から 160 まで		7,300			
	161		7,300			
定年前 再任用 短時間 勤務 職員等		3,200	3,800	4,500	5,100	6,400

規則7—78第3条

別表第2 教育職給料表(1)の適用を受ける者

職員の 区分	職務の級 号俸	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
定年前 再任用 短時間 勤務 職員等 以外の 職員		円	円	円	円	円
	1 から 4 まで	2,000	2,500	<u>4,000</u>	<u>5,700</u>	<u>7,400</u>
	5 から 8 まで	2,000	2,600	<u>4,300</u>	<u>5,900</u>	<u>7,500</u>
	9 から 12 まで	2,100	2,800	<u>4,500</u>	<u>6,000</u>	<u>7,600</u>
	13 から 16 まで	2,200	2,900	<u>4,700</u>	<u>6,100</u>	<u>7,700</u>
	17 から 20 まで	2,300	3,000	<u>4,900</u>	<u>6,300</u>	<u>7,900</u>
	21 から 24 まで	2,400	3,200	<u>5,100</u>	<u>6,400</u>	<u>8,000</u>
	25 から 28 まで	2,600	3,300	<u>5,300</u>	<u>6,600</u>	
	29 から 32 まで	2,700	3,500	<u>5,400</u>	<u>6,800</u>	
	33 から 36 まで	2,800	3,700	<u>5,600</u>	<u>6,900</u>	
	37 から 40 まで	2,900	3,800	<u>5,700</u>	<u>7,000</u>	
	41 から 44 まで	3,100	4,100	<u>5,800</u>	<u>7,100</u>	
	45 から 48 まで	3,200	4,300	<u>6,000</u>	<u>7,200</u>	
	49 から 52 まで	3,300	4,500	<u>6,100</u>	<u>7,300</u>	
	53 から 56 まで	3,400	4,800	<u>6,300</u>	<u>7,400</u>	
	57 から 60 まで	3,500	4,900	<u>6,400</u>	<u>7,500</u>	
	61 から 64 まで	3,600	5,100	<u>6,500</u>	<u>7,500</u>	
	65 から 68 まで	3,700	5,300	<u>6,700</u>	<u>7,500</u>	
	69 から 72 まで	3,800	5,400	<u>6,800</u>	<u>7,500</u>	
	73 から 76 まで	3,900	5,500	<u>6,900</u>		
	77 から 80 まで	4,000	5,600	<u>6,900</u>		
	81 から 84 まで	4,100	5,800	<u>7,000</u>		
	85 から 88 まで	4,100	5,900	<u>7,200</u>		
	89 から 92 まで	4,200	6,100	<u>7,200</u>		
	93 から 96 まで	4,300	6,200	<u>7,200</u>		
	97 から 100 まで	4,400	6,300	<u>7,300</u>		
	101 から 104 まで	4,400	6,400			
	105 から 108 まで	4,500	6,500			
	109 から 112 まで	4,500	6,600			
	113 から 116 まで	4,600	6,700			
	117 から 120 まで	4,700	6,800			
	121 から 124 まで	4,700	6,900			
	125 から 128 まで	4,800	6,900			
	129 から 132 まで	4,900	6,900			
	133 から 136 まで	4,900	7,000			
	137 から 140 まで	4,900	7,100			
	141 から 144 まで	5,000	7,200			
	145 から 148 まで	5,100	7,300			
	149 から 152 まで	5,100	7,300			
	153	5,100				
定年前 再任用 短時間 勤務 職員等		3,200	3,800	4,500	5,100	6,400

規則 7—7 8 第 3 条

4 扶養手当

扶養親族のある職員に支給する。

条例第10条

(1) 扶養親族の要件

(ア) 次に掲げる者で、他に生計のみちがなく主として職員の扶養を受けているもの

条例第10条第2項

- (i) 配偶者（内縁関係にある者を含む。）※R7年度まで支給対象
- (ii) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- (iii) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
- (iv) 満60歳以上の父母及び祖父母
- (v) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- (vi) 重度心身障害者（心身の障害の程度が終身労務に服することができない程度である者）

(イ) 扶養親族とすることができない者

規則7—99第2条

- (i) 職員の配偶者、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間事業所その他のこれに相当する手当（名称のいかんにかかわらず扶養手当と同様の趣旨で支給される手当をいう。）の支給の基礎となっている者

昭和61年通知
第4号

- (ii) 年額1,300,000円以上の恒常的な所得（給与所得、事業所得、不動産所得等の継続的に収入のある所得をいう。）があると見込まれる者

（注）所得の金額の算定は、課税上の所得の金額の計算に関係なく、扶養親族として認定しようとする者の年間における総収入金額によるものとする。

ただし、事業所得、不動産所得等で、当該所得を得るために人件費、修理費、管理費等の経費の支出を要するものについては、社会通念上明らかに当該所得を得るために必要と認められる経費の実額を控除した額によるものとする。

(2) 支給額（月額）

(ア) 配偶者 3,000円（行政職給料表8級、公安職給料表9級及び研究職給料表5級の職員は不支給）

条例第10条第3項
令和7年改正条例

(イ) 子 1人につき 11,500円

附則第4項

(ウ) 父母等 1人につき 6,500円（行政職給料表8級、公安職給料表9級及び研究職給料表5級の職員は3,500円）

(エ) 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき5,000円を加算

条例第10条第4項

(オ) 行政職給料表9級以上及び医療職給料表(1)4級の職員には、子に係る手当を除き不支給

条例第10条第1項

(3) 支給手続

(ア) 届出関係

規則7—99第4条

要件を具備した日から15日（注）以内

の2

（注）災害その他職員の責めに帰することができない事由により、職員が届出を行うことができないと認められる期間は、「15日」の期間に含まれないものとする。

なお、「15日」の期間に含まれるか否かの判断については、個別に事情を参酌した上で判断すべきものであるが、少なくとも以下に掲げる事項を満たしている必要がある。

昭和61年通知
第4号

(i) 職員に虚偽申告や故意の事実隠蔽がないこと

(ii) 職員が届出の必要性を認識できなかったこと（単に届出を失念していた場合は当てはまらない。）

(iii) 実態上要件を具備していたことが客観的な資料により確認できること

(イ) 支給の始期及び終期

規則7—99第4条

要件を具備した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する

の2

月)から開始し、要件を欠いたときは、要件を欠いた日(注1)の属する月(その日が月の初日であるときは、その属する月の前月)をもって終わる。ただし、届出が要件を具備した日から15日を経過した後になされたときは、その支給の開始については、届出を受理した日(注2)の属する月の翌月(受理した日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行う。

(注1) 職員の扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合の当該事実の生じた日

- 1 子、孫及び弟妹の場合は、満22歳の誕生日後の最初の4月1日が要件を欠くに至った日となる。
- 2 遡及して扶養親族としての要件を欠くに至る場合は、職員又は当該扶養親族がその事実の生じたことを了知し得べきこととなった日(年金の額を遡及して改定する旨の通知を同居の家族が受領した日等を含む。)をもって事実の生じた日とする。

昭和61年通知
第4号

(注2) 「届出を受理した日」とは、届出を受け付けた日をさすものとする。ただし、職員が遠隔又は交通不便の地にあるため届出書類の送達に時日を要する場合にあっては、職員が届出書類を実際に発送した日を「届出を受理した日」とみなして取り扱うことができる。

(ウ) 支給額の改定の時期

額の改定の事実の生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日のときは、その日の属する月)から改定する。ただし、増額の改定の場合は、前記(イ)ただし書を準用する。

(4) 支給方法

給料の支給方法に準じて支給する。ただし、転勤等により異動した場合には、月の初日に職員が所属する課所においてその月分を支給する。

規則7—0第6条
第1項、第2項

5 地域手当

地域における民間の賃金水準を基礎とし、物価等を考慮して、当該地域等に在勤する職員に支給する。

条例第11条の2

(1) 支給範囲及び支給額

条例第11条の2

(ア) 支給範囲

第2項

(ウ) の表に掲げる地域に在勤する職員

(イ) 支給額

{ (給料月額) + (給料の調整額) + (教職調整額) +

(管理監督職務上限年齢調整額) + (管理職手当) + (扶養手当) } × 支給割合 (注)

(注) その額に1円未満の端数があるときは、切り捨てた額とする。

規則7—53

第14条

(ウ) 支給地域及び支給割合

(i) 県の公署のある地域

地 域 の 区 分		割 合
1 級地	東京都千代田区	100分の20
2 級地	大阪市	100分の16
3 級地	名古屋市	100分の <u>14</u>
4 級地	仙台市	100分の <u>5</u>
5 級地	多賀城市	100分の2
6 級地	仙台市及び多賀城市を除く宮城県内の地域	100分の1.5

(ii) 県の公署のない地域

地 域	支給割合
千代田区を除く東京都特別区内の地域	100分の20
川崎市	100分の16
東京都府中市 小金井市 <u>豊田市</u>	100分の15
<u>さいたま市</u> <u>千葉市</u> 立川市	100分の <u>14</u>
広島市	100分の <u>9</u>
<u>金沢市</u>	<u>100分の3</u>

規則7—53

第2条
第3条

(2) 支給の特例

条例第11条の3

(ア) 医師及び歯科医師

任期付職員条例

第5条第2項

医療職給料表(1)の適用を受ける職員及び任期付職員条例第4条第1項の給料表を適用を受ける職員のうち次に掲げる職員には、この特例による支給割合以上の支給割合による地域手当を支給される場合を除き、当分の間、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額

規則7—53第4条

(注) に100分の16を乗じて得た月額の地域手当を支給する。

(i) 保健福祉事務所、福祉施設等に勤務し、医療業務に従事する医師及び歯科医師

(ii) 本庁に勤務する医師及び歯科医師

(注) 任期付職員条例第4条第1項の給料表を適用を受ける職員にあっては、給料

〔昭和55年通知
第276号〕

(イ) 異動保障

条例第11条の5

次の(i)(ii)に掲げる異動等をし、かつ、異動等前地域又は公署に引き続き6箇月を超えて在勤していた職員に対し、異動等の日から3年を経過するまでの間支給される。

(i) 職員が異動等をした場合

職員が在勤する地域若しくは公署を異にして異動した場合又は在勤する公署が移転した場合（1級地から2級地又は3級地への異動等、2級地から3級地への異動等及び1級地、2級地又は3級地から4級地への異動等その他人事委員会の定める場合（注）を除く。）において、異動等の直後に在勤する地域若しくは公署に係る地域手当の支給割合が当該異動等の日の前日に在勤していた地域手当の支給割合に達しないこととなる

（注）1級地、2級地又は3級地から前記（1）（ウ）（ii）の表に掲げる地域（同表に定める割合が100分の5以上のものに限る。以下同じ。）への異動等、同表に掲げる地域から2級地又は3級地への異動等、同表に掲げる地域から同表に掲げる地域への異動等

昭和55年通知
第276号

(ii) 人事交流等の異動の場合

国家公務員又は他の地方公務員であった者その他人事委員会規則で定める者（注1）又は異動等に準ずるものとして人事委員会規則で定めるもの（注2）があった者が、引き続き職員となり、前記（1）（ウ）（i）の表1級地の地域以外の地域に在勤することとなった場合においても、異動保障の規定に準じて地域手当を支給する。この場合、手当を支給される職員は、次に掲げる要件のいずれかに該当する職員とする。

条例第11条の5
第3項
規則7—53
第11条、第12条

a 人事交流等により給料表の適用を受ける職員となった者であり、かつ、適用日前3年以内の国家公務員等として勤務していた期間に人事院規則9—49別表第1に掲げる地域又は別表第2に掲げる官署において勤務していた職員で、適用日の前3年以内の期間に、職員として勤務していたものとした場合に、異動保障による地域手当の支給要件を具備することとなる者

b （注2）の①の職員のうち、当該採用があった日の前日に地域手当支給地域等において勤務していた者で、当該採用を異動等とみなした場合に、異動保障による地域手当の支給要件を具備することとなる者

c （注2）の①の職員で、当該採用があった日の前日に異動保障による地域手当を支給されていたもの又はbに掲げる職員として異動保障による地域手当を支給されていたもののうち、当該採用があった日前から引き続き勤務していたものとした場合に、異動保障による地域手当の支給要件を具備することとなる者

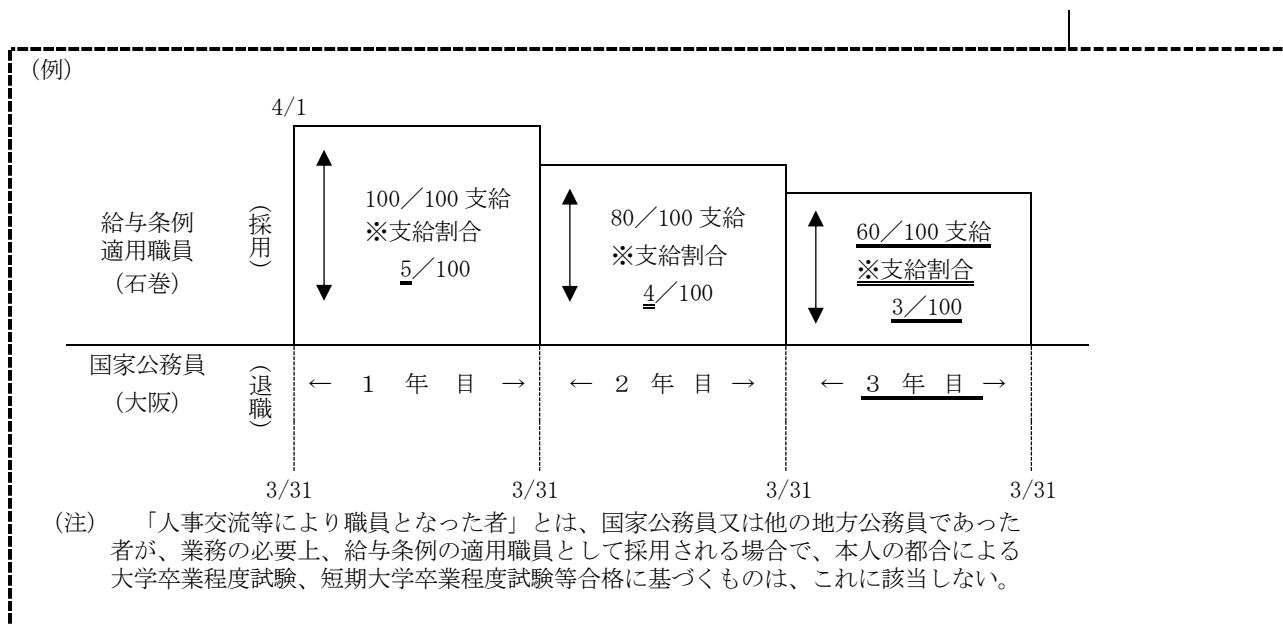
d （注2）の②の職員のうち、a、b、cに規定する職員との権衡上必要がある職員として人事委員会が認める者

（注1）① 職員の退職手当に関する条例（昭和28年宮城県条例第70号）第7条第5項第2号に規定する一般地方独立行政法人等職員

② その他人事委員会が定める職員

（注2）① 定年前再任用短時間勤務職員又は暫定再任用職員として採用されること。

② その他人事委員会が定めるもの



支給割合は、異動等の日から同日以後1年を経過する日までの期間は、異動等の前日に在勤していた地域手当の支給地域等に係る支給割合（異動等前の支給割合が前記（１）（ウ）（ｉ）の表の１級地から３級地までの項に定める割合である場合又は前記（１）（ウ）（ｉｉ）の表に定める割合（１００分の５以上に限る。）である場合にあっては、４級地に定める支給割合（１００分の５）とする。）、２年目は１年目の支給割合に１００分の８０を乗じて得た支給割合、３年目は１年目の支給割合に１００分の６０を乗じて得た支給割合とする。

(iii) 短期間に連続して複数の異動等を行った場合

短期間（６箇月以下）に連続して複数の地域手当支給地域間の異動等を行った場合であっても、それらの在職期間を通算して６箇月を超えて在勤していれば、異動保障の対象となる。

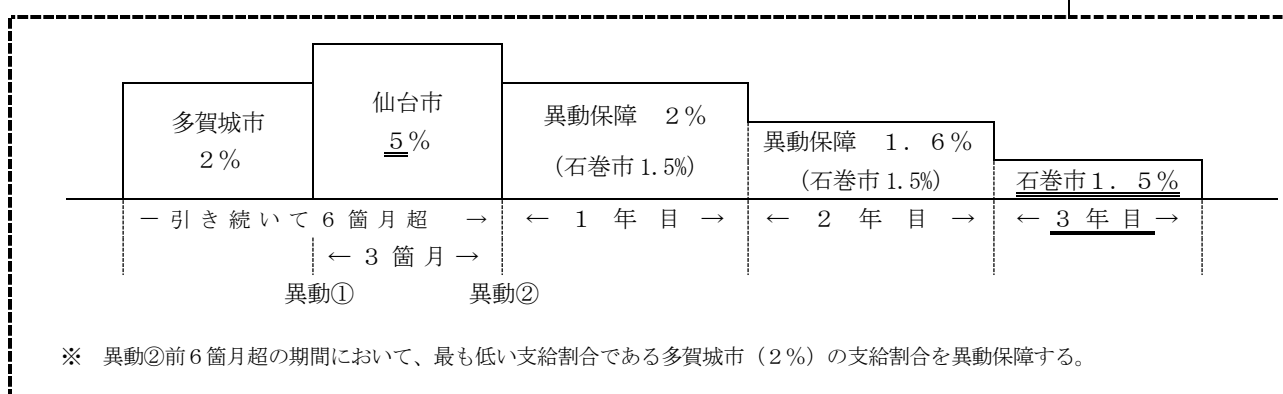
このときの異動保障の支給割合は、異動等前の６箇月を超える期間において在勤していた地域に係る支給割合のうち、最も低い支給割合とする。

条例第１１条の５
規則７—５３

第１２条
昭和５５年通知
第２７６号

条例第１１条の５
規則７—５３

第９条



(ウ) 公署が特別の事情により地域手当の支給割合を異にする移転をした場合

移転の直後の地域手当支給割合が移転の前日の地域手当支給割合に達しないこととなるとき、又は地域手当が支給されない地域となるとき

(i) 当該起算日から３年を経過するまでの間 起算日の前日の地域手当支給割合を支給

条例第１１条の４
規則７—５３第５条

第６条

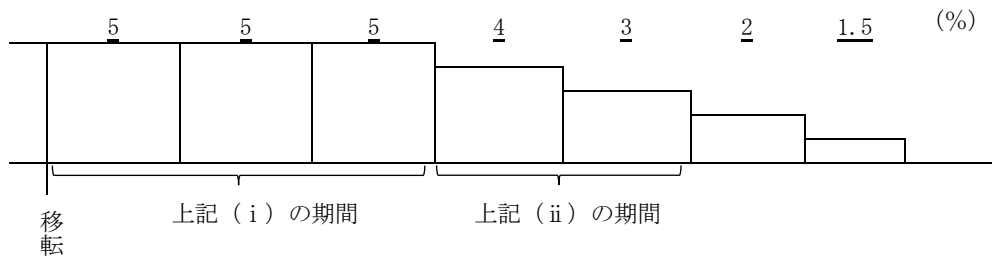
第７条

第８条

(ii) 起算日から3年を経過した日から移転後の地域の地域手当支給割合に至るまで

$$\text{移転前の支給割合} - \left\{ \frac{1}{100} \times (\text{経過年数} - 2) \right\}$$

地域手当支給割合5%地域から地域手当支給割合1.5%の地域へ移転した場合



※ 支給対象者は、移転の日において当該公署の所在する地域の支給割合を超える支給割合の支給公署から異動した職員及び移転の前日から引き続き在勤する職員に限る。

(3) 支給方法

給料の支給方法に準じて支給する。

規則7—53

第13条

6 通勤手当

通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用し、かつ、運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員、又は自動車その他の交通の用具（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員に支給する。

（１）支給要件

次の（ア）から（ウ）において、それぞれに掲げる要件をすべて満たしていること。

（ア）交通機関等の利用者

- （ｉ）交通機関等の利用を常例とすること。
- （ii）運賃等の負担を常例とすること。
- （iii）通勤距離が片道 2 km 以上（2 km 未満であるが、交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員を含む。（イ）自動車等の使用者及び（ウ）交通機関等と自動車等の併用者において同じ。）であること。

（イ）自動車等の使用者

- （ｉ）自動車等の使用を常例とすること。
- （ii）通勤距離が片道 2 km 以上であること。

（ウ）交通機関等と自動車等との併用者

- （ｉ）交通機関等と自動車等との使用を常例とすること。
- （ii）運賃等の負担を常例とすること。
- （iii）通勤距離が片道 2 km 以上であること。

（２）支給額

（ア）交通機関等の利用者

1 箇月当たりの運賃等相当額（注 1）の区分に応じ、次に定める額とする。

a 15万円以下の場合

支給単位期間の通勤に要する運賃等のに相当する額（以下「運賃等相当額」という。）とする。

なお、その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

- ① 定期券（注 2）を使用することが最も経済的かつ合理的と認められる交通機関等
支給単位期間の定期券の価額
- ② 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的と認められる交通機関等
通勤 2 1 回分（交替制勤務に従事する職員等にあつては、平均 1 箇月当たりの
通勤所要回数分）の運賃等の額

（注 1）1 箇月当たりの運賃等相当額とは、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額をいう。

（注 2）「定期券」には、交通機関を乗り継いで通勤する区間に、使用可能な定期券を含むものとする。

b 15万円を超える場合

15万円に通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間の月数を乗じて得た額

（注）交通機関等に係る通勤手当の額は、運賃・時間・距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法により算出するものとする。

条例第 11 条の 7

条例第 11 条の 7

第 1 項

規則 7—38 第 7 条

〔平成 11 年通知
第 325 号〕

条例第 11 条の 7

第 2 項第 1 号

条例第 11 条の 7

第 5 項

規則 7—38

第 15 条の 3

規則 7—38

第 6 条第 1 項

(イ) 自動車等の使用者

(i) 普通自動車等使用者

普通自動車等（道路運送車両法第3条に規定する自動車のうち、普通自動車並びに二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）以外の小型自動車及び軽自動車をいう。以下同じ。）を使用する職員は、当該普通自動車等の使用距離の区分に応じ、次に掲げる額

普通自動車等の 使用距離（片道）	支給月額	普通自動車等の 使用距離（片道）	支給月額
4 km未満	2,100 円	42km以上44km未満	<u>30,100 円</u>
4 km以上 6 km未満	4,300	44km以上46km未満	<u>31,500</u>
6 km以上 8 km未満	5,200	46km以上48km未満	<u>32,900</u>
8 km以上10km未満	<u>6,300</u>	48km以上50km未満	<u>34,300</u>
10km以上12km未満	<u>7,700</u>	50km以上52km未満	<u>35,700</u>
12km以上14km未満	<u>9,100</u>	52km以上54km未満	<u>37,100</u>
14km以上16km未満	<u>10,500</u>	54km以上56km未満	<u>38,500</u>
16km以上18km未満	<u>11,900</u>	56km以上58km未満	<u>39,900</u>
18km以上20km未満	<u>13,300</u>	58km以上60km未満	<u>41,300</u>
20km以上22km未満	<u>14,700</u>	60km以上62km未満	<u>42,700</u>
22km以上24km未満	<u>16,100</u>	62km以上64km未満	<u>44,100</u>
24km以上26km未満	<u>17,500</u>	64km以上66km未満	<u>45,500</u>
26km以上28km未満	<u>18,900</u>	66km以上68km未満	<u>46,900</u>
28km以上30km未満	<u>20,300</u>	68km以上70km未満	<u>48,300</u>
30km以上32km未満	<u>21,700</u>	70km以上72km未満	<u>49,700</u>
32km以上34km未満	<u>23,100</u>	72km以上74km未満	<u>51,100</u>
34km以上36km未満	<u>24,500</u>	74km以上76km未満	<u>52,500</u>
36km以上38km未満	<u>25,900</u>	76km以上78km未満	<u>53,900</u>
38km以上40km未満	<u>27,300</u>	78km以上80km未満	<u>55,300</u>
40km以上42km未満	<u>28,700</u>	80km以上	<u>56,700</u>

(ii) 普通自動車等以外の自動車等使用者

使用距離の区分に応じ、次に掲げる額

普通自動車等以外の自動車等の 使用距離（片道）	支給月額
5 km未満	2,000 円
5 km以上10km未満	4,200
10km以上15km未満	7,100
15km以上20km未満	10,000
20km以上25km未満	12,900
25km以上30km未満	15,800
30km以上35km未満	18,700
35km以上40km未満	21,600
40km以上45km未満	24,400
45km以上50km未満	26,200
50km以上55km未満	28,000
55km以上60km未満	29,800
60km以上	31,600

(注) 短時間勤務職員又は育児短時間勤務職員等のうち、平均1箇月当たりの通勤所要回数が10回に満たない職員にあっては、(i)又は(ii)の額から、その額に100

条例第11条の7
第2項第2号

規則7—38

第11条別表第1

規則7—38

第11条別表第2

規則7—38

第12条

分の50を乗じて得た額を減じた額とする。	
(ウ) 交通機関等と自動車等との併用者	条例第11条の7 第2項第3号
(i) 自動車等を使用する距離が片道2km以上であるか、又は片道2km未満であるが自動車等を使用しなければ、通勤することが著しく困難である職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員で、利用する交通機関等を通常徒歩の距離内においてのみ利用している場合を除く。）	規則7—38 第13条第1号
a 1箇月当たりの運賃等相当額と自動車等の額の合計額が<u>15万円</u>以下の場合 (ア) a及び(i)に定める額 b 1箇月当たりの運賃等相当額と自動車等の額の合計額が<u>15万円</u>を超える場合 <u>15万円に通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間の月数を乗じて得た額</u>	
(ii) (i)以外の職員で1箇月当たりの運賃等相当額（2以上の交通機関等を利用するものとして通勤手当を支給される職員にあっては、その合計額。以下「1箇月当たりの運賃等相当額等」という。）が前記(i)の額以上である職員 前記(ア)の額	規則7—38 第13条第2号
(iii) (i)以外の職員で1箇月当たりの運賃等相当額等が前記(i)の額未満である職員 前記(i)の額	規則7—38 第13条第3号
(3) 支給単位期間	条例第11条の7
(ア) 自動車等の場合	第5項
1箇月	規則7—38
(イ) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等 発行されている定期券の通用期間のうち、それぞれ6箇月を超えない範囲内で最も長いものに相当する期間 ただし、新幹線鉄道等に係る通勤手当を支給される場合であって、新幹線鉄道等以外の交通機関に係る定期券及び新幹線鉄道等に係る定期券が一体として発行されているときにおける新幹線鉄道等以外の当該交通機関等にあっては、当該新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間に相当する期間 (ウ) 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等 1箇月	第15条の3第1項
(4) 新幹線鉄道等の利用の基準	
通勤のため、新幹線鉄道等を利用する職員で、次の(ア)又は(イ)に該当する職員	規則7—38第8条
(ア) 在来線を利用した場合の通勤距離が60km以上である職員	
(イ) 新幹線鉄道等の利用により乗車時間が在来線を利用した場合の半分以下に短縮される職員	
(5) 高速自動車国道等の利用の基準	
通勤のため、高速自動車国道等を利用する職員で、次の(ア)又は(イ)に該当する職員	規則7—38第9条
(ア) 高速自動車国道等を利用せずに通勤するものとした場合における通勤距離が60km以上である職員	
(イ) 高速自動車国道等を利用せずに通勤するものとした場合における通勤時間が90分以上である職員	
(6) 支給手続	
(ア) 届出関係	規則7—38第3条
要件を具備した日から15日（注）以内	
(注) 災害その他職員の責めに帰することができない事由により、職員が届出を行うことができないと認められる期間は、「15日」の期間に含まれないものとする。 なお、「15日」の期間に含まれるか否かの判断については、個別に事情を参酌した上で判断すべきものであるが、少なくとも以下に掲げる事項を満たしている必要がある。 (i) 職員に虚偽申告や故意の事実隠蔽がないこと	〔平成11年通知 第325号〕

(ii) 職員が届出の必要性を認識できなかったこと（単に届出を失念していた場合は当てはまらない。） (iii) 実態上要件を具備していたことが客観的な資料により確認できること	
(イ) 支給の始期及び終期 要件を具備した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、要件を欠いたときは、要件を欠いた日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する前月）をもって終わる。ただし、届出が要件を具備した日から15日を経過した後になされたときは、その支給の開始については、届出を受理した日（注）の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行う。 （注）「届出を受理した日」とは、届出を受け付けた日をさすものとする。ただし、職員が遠隔又は交通不便の地にあるため届出書類の送達に時日を要する場合にあっては、職員が届出書類を実際に発送した日を「届出を受理した日」とみなして取り扱うことができる。	規則7—38 第15条
(ウ) 支給額の改定の時期 (i) 増額改定 通勤経路又は通勤方法の変更により増額改定すべき事実が生じた場合は、前記（イ）を準用する。 (ii) 減額改定 通勤経路又は通勤方法の変更により減額改定すべき事実が生じた場合は、前記（イ）の本文を準用する。 (iii) 運賃改定等 運賃の改定又は規則等の改正により1箇月当たりの運賃等相当額に変更が生じる場合には運賃改定の日等を事実の生じた日（次に掲げるものを除く。）として、前記（イ）の本文を準用する。 a 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等を利用するものとして、通勤手当（bの通勤手当を除く。）を支給されている場合において、支給単位期間に対応する定期券の通用期間中に当該定期券の価額が改定されたときは、当該支給単位期間に係る最後の月の末日を、当該改定に係る手当の額を変更すべき事実の生じた日とみなす。 b 2以上の交通機関等利用者又は併用者で1箇月当たりの運賃等相当額が<u>15万円</u>を超える場合において、交通機関等に係る運賃の額に改定があったときは、<u>通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間の最後の月の末日を、当該改定に係る手当の額を変更すべき事実の生じた日とみなす。</u>	平成11年通知 第325号
(7) 支給日等 (ア) 手当の支給日 支給単位期間（（イ）（iii）に掲げる場合を除く。）の最初の月の給与支給日に支給する。 ただし、支給日までに届出に係る事実が確認できない等のため、支給日に支給することができないときは、支給日後に支給することができる。 (イ) その他の支給日等 (i) 支給日前に離職、死亡した場合 離職、死亡した際に支給する。 (ii) 転勤、配置換等により異動した場合であって、その異動した日が支給単位期間等に係る最初の月であるとき その月の初日に所属する課所において支給する。 (iii) 2以上の交通機関等利用者又は併用者の場合で、かつ、1箇月当たりの運賃等相当額等が<u>15万円</u>を超えた場合 通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間の最初の月の支給日に支給する。 (ウ) 高速自動車国道等の利用者は、高速自動車国道等利用実績簿に当月分の利用状況を記入し、領収書等を貼付の上、任命権者に毎月提出する。	条例11条の7 第3項 規則7—38 第14条の2第1項 規則7—38 第14条の2第2項 規則7—38 第14条の2第3項 規則7—38 第14条の2第4項 平成11年通知 第325号

(例) ① 交通機関等利用者

1 箇月当たりの運賃等相当額が、15万円以下の場合

		4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
地下鉄利用分 6 箇月定期 (注)		△ (6 箇月)					
自動車利用分 毎月支給		△	△	△	△	△	△
通勤手当支給額	地下鉄	61,830					
	自動車	6,300	6,300	6,300	6,300	6,300	6,300
	合 計	68,130円	6,300円	6,300円	6,300円	6,300円	6,300円

1 箇月当たりの 運賃等相当額	地下鉄	10,305	10,305	10,305	10,305	10,305	10,305
	自動車	6,300	6,300	6,300	6,300	6,300	6,300
	合 計	16,605	16,605	16,605	16,605	16,605	16,605

(注) 地下鉄利用分 (300円区間として算定) については、回数乗車券等及び 6 箇月以内の定期券を比較し、6 箇月定期券が最も低廉となる場合の例として記載している。

△ は支給日 (支給単位期間の最初の月の給与支給日に支給)

地下鉄の支給単位期間: 4 月 1 日～9 月 30 日 (次回の支給単位期間: 10 月 1 日～3 月 31 日) 6 箇月

自動車の支給単位期間: 4 月 1 日～4 月 30 日 (次回の支給単位期間: 5 月 1 日～5 月 31 日) 1 箇月

※ 支給単位期間は、原則として定期券の通用期間に対応して設定。

② 交通機関等利用者

1 箇月当たりの運賃等相当額が、15万円を超える場合

		4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
地下鉄利用分 6 箇月定期（注）		△ (6 箇月分の手当額を一括支給)					
新幹線利用分 3 箇月定期							
自動車利用分 1 箇月分							
運賃等相当額	地下鉄	61,830					
	新幹線	484,660			484,660		
	自動車	6,300	6,300	6,300	6,300	6,300	6,300
	合 計	552,790円	6,300円	6,300円	490,960円	6,300円	6,300円
通勤手当支給額		900,000円（150,000円×6 箇月）					

1 箇月当たりの 運賃等相当額 (15万円超)	地下鉄	10,305	10,305	10,305	10,305	10,305	10,305
	新幹線	161,553 (1/3)	161,553 (1/3)	161,553 (1/3)	161,553 (1/3)	161,553 (1/3)	161,553 (1/3)
	自動車	6,300	6,300	6,300	6,300	6,300	6,300
	合 計	178,158 (1/3)	178,158 (1/3)	178,158 (1/3)	178,158 (1/3)	178,158 (1/3)	178,158 (1/3)

(注) 地下鉄利用分(300円区間として算定)については、回数乗車券等及び6箇月以内の定期券を比較し、6箇月定期券が最も低廉となる場合の例として記載している。

地下鉄の支給単位期間 : 4月1日～9月30日 6箇月
 新幹線の支給単位期間 : 4月1日～6月30日 3箇月
 自動車の支給単位期間 : 4月1日～4月30日 1箇月
 →最長の支給単位期間である6箇月(地下鉄の支給単位期間)分の手当額(900,000円)を一括支給する。

③ 高速自動車国道等を利用した場合の手当額の算出方法 (ETC利用を除く。)

仙台市泉区内の自宅から栗原市(築館)内の公署へ往復とも高速自動車国道等を利用して通勤する場合



- ・高速自動車国道等を利用しない場合の通勤距離及び時間 61.5km 100分
- ・高速自動車国道等を利用する場合の通勤距離及び時間 59.0km

[手当額の算出]

- ・別表第1 59.0km ⇒ 41,300円
- ・運賃等相当額(通行料金部分) $1,390円 \times 2 \times 21 = 58,380円$

手当額は、41,300円+58,380円=99,680円

(8) 返 納

支給単位期間中に(ア)に掲げる事由が生じた場合は、(イ)に掲げる額を返納させることとする。(支給単位期間が1箇月の通勤手当は除く。)

条例11条の7
第4項

この場合、職員が実際に定期券を購入した日及び実際に購入した定期券の通用期間にかかわらず、支給単位期間の初日において定期券を購入したものとし、返納事由発生月の末日に払戻しをしたとして得られる額が返納額となる。

(ア) 返納事由

規則7—38
第15条の2第1項

(i) 支給要件の欠如等

離職し、若しくは死亡した場合又は手当を支給されている職員が要件を欠くに至った場合

(ii) 通勤経路等又は運賃等の額の変更

- a 通勤経路又は通勤方法を変更したことにより、通勤手当の額が改定される場合
- b 運賃等の額に変更があったことにより、通勤手当の額が改定される場合

(iii) 月の中途に休職、専従、自己啓発等休業、配偶者同行休業、大学院修学休業、育児休業、

- 外国派遣、公益的法人等派遣又は停職となった場合（これらの期間の初日の属する月又はその翌月に復職し、又は職務に復帰することとなる場合を除く。）
- (iv) 出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなる場合

(イ) 返納額

(i) 1箇月当たりの運賃等相当額等が15万円以下の場合

a 返納額

返納事由発生月の末日に定期券の払戻しをしたものとして得られる額（以下「払戻金相当額」という。）

b 返納事由発生月

① (ア) (i) の場合

当該事由が生じた日の属する月（その日が初日である場合にあつては、その日の属する月の前月）

② (ア) (ii) の場合

通勤手当の額が改定される月の前月

③ (ア) (iii) の場合

これらの期間の開始した日の属する月

④ (ア) (iv) の場合

当該通勤しないこととなる月の前月（病気休暇等の期間がその月の前月の末日において予見し難いことが相当と認められる場合にあつては、当該通勤しないこととなる月）

c 返納の対象となる交通機関等

① (ア) (ii) の場合（変更後の1箇月当たりの運賃等相当額15万円超の場合を除く。）

当該変更のあった交通機関等

② (ア) (i) (iii) (iv) 及び (ii) の場合で変更後の1箇月当たりの運賃等相当額が15万円超の場合

すべての交通機関等

(ii) 1箇月当たりの運賃等相当額等が15万円を超えていた場合

a 返納額

(a) 又は (b) のいずれか低い額

(a) $\text{15万円} \times \text{支給単位期間の残月数}$ （注）

(b) すべての交通機関等の払戻金相当額及び次のⅠ～Ⅲに掲げる額の合計額

Ⅰ 未使用定期券の価額

Ⅱ 1箇月当たりの回数乗車券等の価額×残月数

Ⅲ 1箇月当たりの自動車等の額×残月数

b 返納の対象となる交通機関等

すべての交通機関等

（注）残月数とは、返納事由発生月の翌月から（最長）支給単位期間の最後の月までの月数をいう。

規則7—38

第15条の2第2項

平成11年通知
第325号

7 単身赴任手当

公署を異にする異動等に伴い住居を移転し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居し、単身で生活することを常況とし、距離制限を満たす職員に支給する。

条例第11条の8

(1) 支給要件

次の(ア)から(エ)に掲げる要件をすべて満たしていること。

(ア) 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転（以下「異動・移転」という。）に伴い、住居を移転すること（**転居**）

条例第11条の8

第1項

(イ) やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居すること（**別居**）

規則7—106

「やむを得ない事情」とは、次に掲げる事情であること。

第2条

(i) 配偶者が疾病等により介護を必要とする父母又は同居の親族を介護すること。

(ii) 配偶者が学校等の教育施設に在学する同居の子を養育すること。

(iii) 配偶者が引き続き就業すること。

(iv) 配偶者が自宅（人事委員会の定めるこれに準ずる住宅（注）を含む。）を管理するため自宅に居住すること。

(v) その他配偶者が職員と同居できないと認められる(i)から(iv)に類する事情

(ウ) 単身で生活することを常況とすること（**単身**）

(エ) 異動・移転直前に配偶者と同居していた住居から異動・移転直後に在勤する公署に通勤困難であること（**距離制限**）

(i) 「通勤困難」とは、次の基準に該当する場合をいう。

規則7—106

第3条

a 通勤距離が60km以上であること。

b 通勤距離が60km未満で、通勤方法、通勤時間、交通機関の状況等からaに相当する程度に通勤が困難であると認められること。

なお、「aに相当する程度に通勤が困難である」ものには、通勤時間及び待機時間を合算した時間が2時間を超えることとなるものなどが該当する。

(ii) 通勤距離の算定は、通勤手当にならない最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路及び方法により徒歩及び通勤手当上の交通機関により通勤するものとした場合の経路について、次のaからcの交通方法の区分に応じて、それぞれ得られる距離を合算する。

平成2年通知
第317号

a 徒歩 地図上の距離

b 鉄道等の交通機関 営業距離

c 船舶 航路距離

(注) 「人事委員会の定めるこれに準ずる住宅」は、次に掲げる住宅である。

a 職員又は配偶者が所有権の移転を一定期間留保する契約により購入した住宅又は譲渡担保の目的で債権者にその所有権の一時的な移転をしている住宅

b 職員又は配偶者の扶養親族たる者が所有する住宅、所有権の移転を一定期間留保する契約により購入した住宅又は譲渡担保の目的で債権者にその所有権の一時的な移転をしている住宅

(2) 権衡職員

(1) の要件は満たさないが、新たに給料表の適用を受けることになった職員等（1）の職員との権衡上必要があると認められる次に掲げる職員に対しても（1）の職員に準じて支給する。

条例第11条の8

第3項

(ア) 新たに給料表の適用を受ける職員となったことに伴い、住居を移転した職員で、転居以外の（1）の要件をすべて満たす職員

規則7—106

第5条

(イ) 外国派遣から復帰又は研究休職から復職し、これに伴い、住居を移転した職員で、転居以外の（1）の要件をすべて満たす職員

(ウ) 通勤困難とは認められないが、異動・移転後に在勤する公署における職務上の必要性から住居を移転せざるを得ない職員（人事委員会が認めるものに限る。）で、距離制限以外の（1）の要件を満たす職員

- (エ) 配偶者のない職員で、異動・移転に伴い転居し、人事委員会の定める事情（注１）により同居していた満１８歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある子と別居した職員で、単身の要件及び距離制限を満たす職員
- (オ) 異動・移転に伴い転居した後、異動・移転の日から起算して３年以内に人事委員会の定める特別の事情（注２）により異動・移転直前に同居していた配偶者と別居し、別居の直後の配偶者の住居から別居の直後に在勤する公署及び現に配偶者の居住する住居から現に在勤する公署に通勤困難と認められる職員で、単身の要件を満たす職員
- (カ) 満１５歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある子のみと同居して生活することを常況とする職員で、单身以外の（１）の要件を満たす職員
- (キ) （ア）から（イ）のいずれかと（ウ）から（カ）の権衡職員となる事情が重複する職員
- (ク) その他条例第１１条の８第１項により单身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会の定める職員（注３）
- （注１）「人事委員会の定める事情」とは、次に掲げる事情である。
- 子が学校等の教育施設に在学すること。
 - その他子が職員と同居できないと認められるアに類する事情
- （注２）「人事委員会の定める特別の事情」とは、次に掲げる事情である。
- 疾病等により介護を必要とする父母を介護するため、配偶者が直近の転居を伴う異動・移転前に居住した市町村に転居すること。
 - 学校等の教育施設に入学または転学する子を養育するため、配偶者が直近の転居を伴う異動・移転前に居住した市町村に転居すること。
 - その他配偶者が職員と同居できないと認められるア又はＢに類する事情
- （注３）「人事委員会の定める職員」とは、单身赴任手当を支給されていた職員が配偶者のない職員となった場合で異動・移転前から配偶者のない職員であったものとした場合に（エ）の職員たる要件に該当する職員などをいう。

平成２年通知
第３１７号

（３）支給額（月額）

（ア）基礎額 30,000 円

（イ）加算額

職員の住居と配偶者等の住居との間の距離（以下「交通距離（注）」という。）が１００km以上である職員には、交通距離区分に応じた額を加算する。

条例第１１条の８
第２項
規則７—１０６
第４条

交通距離区分	加算額
	円
100km 以上 300km 未満	8,000
300km 以上 500km 未満	16,000
500km 以上 700km 未満	24,000
700km 以上 900km 未満	32,000
900km 以上 1,100km 未満	40,000
1,100km 以上 1,300km 未満	46,000
1,300km 以上 1,500km 未満	52,000
1,500km 以上 2,000km 未満	58,000

2,000km 以上 2,500km 未満	64,000
2,500km 以上	70,000

(注) 交通距離の算定は、(1)の(エ)の(ii)の例に準じて行う。

(4) 支給の調整

配偶者が単身赴任手当又は国、地方公共団体その他のこれに相当する手当の支給を受ける場合には、その間、手当は支給しない。

(5) 支給手続

(ア) 届出関係

要件を具備した日から15日(注)以内

(注) 災害その他職員の責めに帰することができない事由により、職員が届出を行うことができないと認められる期間は、「15日」の期間に含まれないものとする。

なお、「15日」の期間に含まれるか否かの判断については、個別に事情を参酌した上で判断すべきものであるが、少なくとも以下に掲げる事項を満たしている必要がある。

(i) 職員に虚偽申告や故意の事実隠蔽がないこと

(ii) 職員が届出の必要性を認識できなかったこと(単に届出を失念していた場合は当てはまらない。)

(iii) 実態上要件を具備していたことが客観的な資料により確認できること

(イ) 支給の始期及び終期

要件を具備した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、要件を欠いたときは、要件を欠いた日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、届出が要件を具備した日から15日を経過した後になされたときは、その支給の開始については、届出を受理した日(注)の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行う。

(注) 「届出を受理した日」とは、届出を受け付けた日をさすものとする。ただし、職員が遠隔又は交通不便の地にあるため届出書類の送達に時日を要する場合にあっては、職員が届出書類を実際に発送した日を「届出を受理した日」とみなして取り扱うことができる。

(ウ) 支給額の改定の時期

額の改定の事実の生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日のときは、その日の属する月)から改定する。ただし、増額の改定の場合は、前記(イ)ただし書を準用する。

(6) 支給方法等

給料の支給方法に準じて支給する。ただし、転勤等により異動した場合には、月の初日に職員が所属する課所においてその月分を支給する。

平成2年通知
第317号

条例第11条の8
第4項
規則7—106
第6条

規則7—106
第7条

平成2年通知
第317号

規則7—106
第9条

規則7—0第7条

8 住居手当

借家・借間に居住し、一定額を超える家賃を支払っている職員に支給する。

条例第11条の6

(1) 支給要件

(ア) 自ら居住するため住宅（借間を含む。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っている職員で、次に掲げる者以外の者に支給する。

条例第11条の6
第1項第1号

(イ) 県職員宿舍規則第7条の規定による有料宿舍を貸与され、貸付料を支払っている職員

(ii) 地方公共団体、その他人事委員会が定める次のものから貸与された職員宿舍に居住している職員

規則7—61
第2条第1号

a 財務大臣又は国家公務員宿舍法（昭和24年法律第117号）第4条第2項に掲げる各省各庁の長

b 沖縄振興開発金融公庫

c 国家公務員退職手当法施行令第9条の2各号に掲げる法人

d その他県の業務と密接な関連を有する法人等で事務局長が認めるもの

昭和49年通知
第363号

(iii) 職員の扶養親族たる者が所有する住宅の全部又は一部を借り受けてこれに居住している職員

規則7—61
第2条第2号

(iv) 配偶者、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族たる者以外のものが所有し、又は借り受け、居住している住宅の全部又は一部を借り受けてこれに居住している職員

(v) 人事委員会が、前記 (iii)、(iv) に準ずると認める次の住宅の全部又は一部を借り受けてこれに居住している職員

昭和49年通知
第363号

a 職員の扶養親族たる者が所有権の移転を一定期間留保する契約により購入した住宅又は譲渡担保の目的で債権者にその所有権の一時的な移転をしている住宅

b 配偶者、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族たる者以外のものが所有権の移転を一定期間留保する契約により購入した住宅又は譲渡担保の目的で債権者にその所有権の一時的な移転をしている住宅で、これらの者が居住している住宅

c 職員と同居しているその配偶者（職員である者に限る。）の扶養親族たる者が所有する住宅、この者が所有権の移転を一定期間留保する契約により購入した住宅又はこの者が譲渡担保の目的で債権者にその所有権の一時的な移転をしている住宅

なお、(iii) から (v) を図解すると次のようになる。（職員が、これらの住居の全部又は一部を借り受け居住した場合、×印は支給対象外、○印は支給対象であることを示す。）

住居の形態 職員との関係		所 有	借り受け	所有権の一定 期間留保の契 約による購入	譲渡担保のた めの所有権の 一時的移転
扶 養 親 族 以 外 の 者	配 偶 者	×	×	×	×
	父 母	×	×	×	×
	配偶者の父母	×	×	×	×
扶 養 親 族		×	○	×	×
同居配偶者の扶養親族		×	○	×	×

(イ) 配偶者等が居住するための住宅を借り受けている、次の職員に支給する。

条例11条の6

(i) 単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅を借り受け、現に当該住宅に居住し、月額12,000円を超える家賃を支払っている職員

第1項第2号

(ii) 単身赴任手当を支給される配偶者のない職員で、単身赴任手当の支給要件に係る子が現に居住している住宅（職員が単身赴任の直前に居住していた住宅またはこれに相当する住宅に限る。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っている職員 (注) 前記(ア)(i)から(v)の住宅は除外される。	規則7—61 第4条 昭和49年通知 第363号
(2) 支給額（月額） (ア) 借家・借間に居住している職員 (i) 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から12,000円を控除した額 (ii) 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 $11,000円 + \frac{(家賃の月額) - 23,000円}{2}$ で27,000円を限度とする。 なお、上記の支給額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。 (注) 家賃に食費等が含まれているため、家賃の額が明確でない場合の家賃の額に相当する額は、次のとおりとする。 a 居住に関する支払額に食費等が含まれている場合 その支払額の100分の40に相当する額 b 居住に関する支払額に電気、ガス又は水道料金が含まれている場合 その支払額の100分の90に相当する額 (イ) 単身赴任手当を支給される職員で、配偶者若しくは単身赴任手当の支給要件に係る子が居住するための住宅を借り受けている場合 (ア) により算出される額の半額（100円未満の端数は切り捨て）	条例第11条の6 第2項第1号 条例第11条の6 第2項第2号 昭和49年通知 第363号
(3) 支給手続 (ア) 届出関係 要件を具備した日から15日（注）以内 (注) 災害その他職員の責めに帰することができない事由により、職員が届出を行うことができないと認められる期間は、「15日」の期間に含まれないものとする。 なお、「15日」の期間に含まれるか否かの判断については、個別に事情を参酌した上で判断すべきものであるが、少なくとも以下に掲げる事項を満たしている必要がある。 (i) 職員に虚偽申告や故意の事実隠蔽がないこと (ii) 職員が届出の必要性を認識できなかったこと（単に届出を失念していた場合は当てはまらない。） (iii) 実態上要件を具備していたことが客観的な資料により確認できること (イ) 支給の始期及び終期 要件を具備した日の属する月の翌月（その日が初日であるときは、その日の属する月）から開始し、要件を欠いたときは、要件を欠いた日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、届出が要件を具備した日から15日を経過した後になされたときは、その支給の開始については、届出を受理した日（注）の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行う。 (注) 「届出を受理した日」とは、届出を受け付けた日をさすものとする。ただし、職員が遠隔又は交通不便の地にあるため届出書類の送達に時日を要する場合にあっては、職員が届出書類を実際に発送した日を「届出を受理した日」とみなして取り扱うことができる。 (ウ) 支給額の改定の時期 額の改定の事実の生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日のときは、その日の属する月）から改定する。ただし、増額の改定の場合は、前記(イ)ただし書を準用する。	昭和49年通知 第363号
(4) 支給方法等 給料の支給方法に準じて支給する。ただし、転勤等により異動した場合には、月の初日に職員が所属する課所においてその月分を支給する。	

9 期末手当

6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員並びに基準日前1月以内に退職又は死亡（以下「9 期末手当」及び「10 勤勉手当」において「退職等」という。）した職員に、規則で定める日に支給される手当である。

条例第19条

（1）支給範囲

（ア）基準日に在職する職員（基準日に離職し、又は死亡した職員及び新たに職員となった者を含む。）

規則7—14第1条

（イ）基準日前1箇月以内に退職等をした職員

ただし、（ア）及び（イ）に掲げる職員であっても、次に該当する者は除かれる。

（i）基準日において次に該当する者

- a 自己啓発等休業職員
- b 配偶者同行休業職員
- c 無給休職者
- d 刑事休職者
- e 停職者
- f 専従休職者
- g 無給派遣職員（外国派遣職員又は公益的法人等派遣職員のうち、給与の支給を受けていない職員）
- h 育児休業職員（基準日以前6箇月以内に勤務した期間（勤務した期間に相当する期間を含む。）がある職員を除く。）
- i 大学院修学休業職員

（ii）退職等をした日において、（i）のaからiまでに該当する職員であった者

規則7—14第2条

（iii）退職の後基準日までの間において、次に掲げる者となった者

- a 給与条例の適用を受ける職員
- b 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（以下「9 期末手当」及び「10 勤勉手当」において「特別職条例」という。）の適用を受ける特別職の職員
- c 会計年度任用職員給与条例の適用を受ける職員（期末手当の支給を受ける職員に限る。）

（iv）退職に引き続き次に掲げる者となった者

a 国家公務員

（注）期末手当及び勤勉手当（これらに相当する給与を含む。）の支給について、給与条例の適用を受ける職員としての在職期間を国家公務員としての在職期間に通算することを認めている国家公務員

b 他の地方公共団体の職員

（注）期末手当及び勤勉手当（これらに相当する給与を含む。）の支給について、給与条例の適用を受ける職員としての在職期間を地方公共団体の職員としての在職期間に通算することを認めている地方公共団体の職員

c 公益的法人等退職派遣者

（注）期末手当及び勤勉手当に相当する給与の支給について、給与条例の適用を受ける職員としての在職期間を当該退職派遣者の派遣先の特定法人（公益的法人等派遣条例第10条に規定する特定法人をいう。以下同じ。）の役職員としての在職期間に通算することとしており、かつ、基準日に相当する日前に特定法人を退職し、その退職に引き続き給料表の適用を受ける職員となった場合に当該職員に対して期末手当及び勤勉手当に相当する給与を支給しないこととしている特定法人への退職派遣者

d a及びbに準ずる者として人事委員会が定める職員

〔平成12年通知
第321号〕

(注) 職員の退職手当に関する条例（昭和28年宮城県条例第70号）第7条第5項第2号に規定する一般地方独立行政法人等のうち、期末手当及び勤勉手当に相当する給与の支給について、給与条例の適用を受ける職員としての在職期間を当該一般地方独立行政法人等の職員としての在職期間に通算することとしており、かつ、基準日に相当する日前に当該一般地方独立行政法人等を退職し、その退職に引き続き給料表の適用を受ける職員となった場合に当該職員に対して期末手当及び勤勉手当に相当する給与を支給しないこととしている一般地方独立行政法人等の職員。ただし、これらの一般地方独立行政法人等との業務の必要上、相互了解のもとに行われる計画的な人事交流によらないで、これらの一般地方独立行政法人等の職員となり、又は給料表の適用を受ける職員となった者は、含まれないものとする。	
(2) 支給額	
〔算 出 方 法〕 $\boxed{\text{期末手当基礎額 (ア)}} \times \boxed{\text{期別支給割合 (イ)}} \times \boxed{\text{在職期間割合 (ウ)}}$	条例第19条第2項
(注) 支給額に1円未満の端数があるときは、切り捨てた額とする（(3)に該当する者を除く）。	端数計算法 第2条第1項
(ア) 期末手当基礎額（注）（基準日現在の額）	
(注) 1 休職、欠勤、部分休業、介護休暇、介護時間、懲戒処分、外国派遣及び公益的法人等派遣により給与を減ぜられている場合の期末手当基礎額は、減ぜられない給料月額等を基に算定する。	規則7—14第8条
2 退職者等の場合の期末手当基礎額は、退職等をした日現在において受けていた給料月額等を基に算定する。	条例第19条第4項
3 育児短時間勤務職員等の期末手当基礎額に用いる給料の月額は、本来のフルタイム勤務時の額に割り戻すこととされている。	
4 給与条例附則第32項の規定の適用を受ける職員の期末手当基礎額に用いる給料の月額は、「第1 給与条例適用職員関係 10 給与条例附則第32項の規定を受ける職員の給料」により算定する。	条例附則第32項
5 期末手当基礎額に1円未満の端数があるときは、切り捨てた額とする。	規則7—14第9条
(i) {(給料月額) + (給料の調整額) + (教職調整額) + (管理監督職勤務上限年齢調整額) + (扶養手当) + (給料月額と給料の調整額と教職調整額と管理監督職勤務上限年齢調整額と扶養手当の合計額に対する地域手当)}	条例第19条第4項
(注) 地域手当に1円未満の端数があるときは、切り捨てた額とする。	規則7—53 第14条
(ii) 行政職給料表の職務が3級以上の職員並びに同表以外の各給料表で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員には、{(給料月額) + (給料の調整額) + (教職調整額) + (管理監督職勤務上限年齢調整額) + (給料月額と給料の調整額と教職調整額と管理監督職勤務上限年齢調整額の合計額に対する地域手当)} $\times \frac{20}{100}$ を超えない範囲内の割合(役職段階別加算割合)を(i)に加算する(役職段階別加算額)。	条例第19条第5項
(注) 地域手当に1円未満の端数があるときは、切り捨てた額とする。	規則7—53 第14条

【役職段階別加算割合】

給料表	職 員		加 算 割 合		
行政職給料表	職務の級 8 級以上の職員		2 0 1 0 0		
	職務の級 7 ・ 6 級の職員		1 5 1 0 0		
	職務の級 5 ・ 4 級の職員		1 0 1 0 0		
	職務の級 3 級の職員		5 1 0 0		
公安職給料表	職務の級 9 級の職員		2 0 1 0 0		
	職務の級 8 ・ 7 級の職員		1 5 1 0 0		
	職務の級 6 ・ 5 級の職員		1 0 1 0 0		
	職務の級 4 級の職員		5 1 0 0		
	職務の級が 3 級の職員	巡査部長の階級にある職員			
		基準日現在（注 1）の経験年数（注 2）が次の表に掲げる年数以上の職員			
		試験			年数
警察官 A		1 1 年（大学 4 卒）			
警察官 B		1 5 年（高校 3 卒）			
教育職給料表（1） 教育職給料表（2）	職務の級 4 級の職員		1 5 1 0 0 〔学校の規模、所掌する業務の困難性等を考慮して事務局長が認める校長の職を占める職員〕 2 0 1 0 0		

規則 7－1 4

第 4 条の 3
別表第 1

〔平成 1 2 年通知
第 3 2 1 号〕

	職務の級 3 級の職員		1 0 1 0 0 副校長の職を占める職員 1 5 1 0 0	
	職務の級特 2 級の職員		1 0 1 0 0	
	職務の級 2 級の職員のうち、基準日現在の経験年数が 1 0 年（大学 4 卒）以上の職員		5 1 0 0 基準日現在の経験年数が 2 6 年（大学 4 卒）以上の職員 1 0 1 0 0	
研究職給料表	職務の級 5 級の職員		2 0 1 0 0	
	職務の級 4 級の職員		1 5 1 0 0	
	職務の級 3 級の職員		1 0 1 0 0	
	職務の級 2 級の職員	研究員の職にある職員		5 1 0 0
		基準日現在（注 1）の経験年数（注 2）が次の表に掲げる年数以上の職員		
		試験	年数	
大 学 卒 業 程 度		10 年（大学 4 卒）		
短期大学卒業程度		13 年（短大 2 卒）		
	高等学校卒業程度	15 年（高卒 3 卒）		
医療職給料表（1）	職務の級 4 級の職員		2 0 1 0 0	
	職務の級 3 級の職員		1 5 1 0 0	
	職務の級 2 級の職員		1 0 1 0 0	
	職務の級 1 級の職員のうち、基準日現在の経験年数が 5 年（大学 6 卒）以上の職員		5 1 0 0	

医療職給料表（2）

職務の級 7 ・ 6 級の職員		1 5 1 0 0	
職務の級 5 級の職員		1 0 1 0 0	
職務の級 4 級の職員		5 1 0 0	
職務の級 3 級の職員	技術主査の職にある職員		
	基準日現在（注 1）の経験年数（注 2） が次の表に掲げる年数以上の職員		
	職 種		年 数
	獣医師		10 年（大学 4 卒）
	薬剤師		10 年（大学 4 卒）
	栄養士		10 年（大学 4 卒）
			13 年（短大 2 卒）
	診療放射線技師		10 年（大学 4 卒）
			12 年（短大 3 卒）
	診療エックス線技師		13 年（短大 2 卒）
	臨床検査技師		10 年（大学 4 卒）
			12 年（短大 3 卒）
	衛生検査技師		10 年（大学 4 卒）
			13 年（短大 2 卒）
	臨床工学技師		10 年（大学 4 卒）
			12 年（短大 3 卒）
	理学療法士		10 年（大学 4 卒）
	作業療法士		12 年（短大 3 卒）
	視能訓練士		10 年（大学 4 卒）
			12 年（短大 3 卒）
	言語聴覚士		10 年（大学 4 卒）
			12 年（短大 3 卒）
	義肢装具士		12 年（短大 3 卒）
	歯科衛生士		13 年（短大 2 卒）
			14 年（高校専攻科卒）
	歯科技工士		13 年（短大 2 卒）
		15 年（高校 3 卒）	
あん摩マッサージ 指圧師	12 年（短大 3 卒）		
	13 年（短大 2 卒）		
はり師	14 年（高校専攻科卒）		
きゅう師	15 年（高校 3 卒）		
柔道整復師	17 年（高校 2 卒）		
その他	13 年（短大 2 卒）		
	15 年（高校 3 卒）		

医療職給料表 (3)	職務の級 6 級の職員		$\frac{15}{100}$	
	職務の級 5 級の職員		$\frac{10}{100}$	
	職務の級 4 級の職員		$\frac{5}{100}$	
	職務の級 3 級の職員	技術主査の職にある職員		
		基準日現在（注 1）の経験年数（注 2） が次の表に掲げる年数以上の職員		
		職 種		年 数
		保健師		10 年（大学 4 卒）
助産師		12 年（短大 3 卒）		
	看護師	12 年（短大 3 卒） 13 年（短大 2 卒）		
	准看護師	17 年（高校 2 卒）		
任期付職員 の給料表 任期付職員 条例第 4 条第 1 項	5 号俸以上の給料月額を受ける職員		$\frac{20}{100}$	
	4 号俸及び 3 号俸の給料月額を受ける職員		$\frac{15}{100}$	
	2 号俸及び 1 号俸の給料月額を受ける職員		$\frac{10}{100}$	
任期付研究員 の給料表 任期付研究員 条例第 5 条第 1 項	5 号俸以上の給料月額を受ける職員		$\frac{20}{100}$	
	4 号俸及び 3 号俸の給料月額を受ける職員		$\frac{15}{100}$	
	2 号俸及び 1 号俸の給料月額を受ける職員		$\frac{10}{100}$	
2 項の給料表 任期付研究員 条例第 5 条第 2 項	全ての職員		$\frac{5}{100}$	

備考 1 この表の給料表欄の給料表（行政職給料表、医療職給料表(1)、任期付職員条例第 4 条第 1 項の給料表、任期付研究員条例第 5 条第 1 項の給料表及び任期付研究員条例第 5 条第 2 項の給料表を除く。）に対応する職員欄に掲げる職員の属する職務の級のうちそれぞれ最下位の職務の級の 1 級下位の職務の級に属する職員で、職務の複雑、困難及び責任の度等を

- 考慮して人事委員会が特に必要と認めるもの（注3）については、加算割合が $\frac{5}{100}$ と定められている職員の区分に属する職員としてこの表に掲げられているものとする。
- 2 給料表の適用を異にして異動した職員（異動後においてこの表に掲げられている職員に限る。）で、異動後の加算割合が異動前の加算割合を下回ることとなるもののうち、他の職員との均衡及び任用における特別の事情を考慮して人事委員会が特に必要と認める職員については、当該異動後の加算割合に $\frac{5}{100}$ を加えた加算割合が定められている職員の区分に属する職員としてこの表に掲げられているものとする。
- 3 この表中括弧書を付して示される年数は、括弧書中に規定する学歴免許等の資格を有する者に係る年数を表すものとし、括弧書中に規定するそれぞれの学歴免許等の資格（以下「基準となる学歴」という。）以外の学歴免許等の資格を有する者については、次の（1）～（3）に掲げる年数をその者に係る年数とする。
- この場合において、表中、給料表が医療職給料表(2)の職員欄の職務の級3級の表又は医療職給料表(3)の職員欄の職務の級3級の表中の職種欄の職種の区分に対応する同表の年数欄に基準となる学歴が2以上あるときは、その者の有する学歴免許等の資格の属する規則7—3 3別表第5修学年数調整表の学歴区分欄の区分に対応する同表の修学年数欄の年数（以下「基準年数」という。）に最も近い同欄の年数（以下「近似の年数」という。）の区分に対応する同表の学歴区分欄に属する基準となる学歴（近似の年数の区分に対応する同表の学歴区分欄に属する基準となる学歴が2以上あるときは、これらの基準となる学歴のうち、基準年数に達しない近似の年数の区分に対応する同表の学歴区分欄に属する基準となる学歴）を、その者に係る次の（1）～（3）の適用における基準となる学歴とする。
- （1）修学年数調整表の学歴区分の基準となる学歴の属する区分に対応する同表の修学年数欄の年数をその者の有する学歴免許等の資格の属する区分に対応する同欄の年数から減じた年数（以下「調整年数」という。）が正となる者 基準となる学歴を有する者に係る年数から調整年数を減じた年数
- （2）調整年数が0となる者 基準となる学歴を有する者に係る年数
- （3）調整年数が負となる者 基準となる学歴を有する者に係る年数に調整年数を加えた年数
- （注1）基準日前1箇月以内に退職等をした職員にあっては、退職等をした日現在
- （注2）ここでいう経験年数とは、規則7—3 3に規定する級別資格基準表の適用に係る職員の経験年数（規則7—3 3第8条の規定に基づき経験年数の調整を受ける職員にあっては、その調整前の経験年数）をいう。
- （注3）「人事委員会が特に必要と認めるもの」とは、教育職給料表(1)の職務の級1級の職員のうち、基準日現在の経験年数が19年（高校3卒）以上の職員である。
- (iii) 次に掲げる職員（公務災害又は通勤災害による退職者以外の退職者、外国派遣職員及び公益的法人等派遣職員を除く。）にあっては、下記の区分(区分ごとの割合を「管理職加算割合」という。)に応じ、それぞれ（i）と（ii）の合計額に加算する(管理職加算額)。
- ・ a～dに掲げる職員のうち管理職手当の職の区分が1種の職を占める職員、任期付職員
 条例第4条第1項の給料表の6号俸以上の給料月額を受ける職員及び任期付研究員条例第5条第1項の給料表の6号俸以上の給料月額を受ける職員

$$\left\{ (\text{給料月額}) \times \frac{25}{100} \right\}$$
 - ・ a～dに掲げる職員のうち管理職手当の職の区分が2種の職を占める職員

$$\left\{ (\text{給料月額}) \times \frac{20}{100} \right\}$$
 - ・ a～dに掲げる職員のうち管理職手当の職の区分が3種の職を占める職員、任期付職員
 条例第4条第1項の給料表の5号俸の給料月額を受ける職員及び任期付研究員条例第5条

平成12年通知
第321号

条例第19条第5項
規則7—14
第4条の4

第1項の給料表の4号俸及び5号俸の給料月額を受ける職員

$$\left\{ (\text{給料月額}) \times \frac{15}{100} \right\}$$

- a 行政職給料表の職務の級が8級以上の職員
- b 公安職給料表の職務の級が9級の職員
- c 研究職給料表の職務の級が5級の職員
- d 医療職給料表(1)の職務の級が4級の職員

(イ) 期別支給割合

基 準 日			6月1日	12月1日
割 合	職員 短時間勤務 以外の職員	特定幹部職員 以外の職員	$\frac{125}{100}$	$\frac{125}{100}$
		特定幹部職員	$\frac{105}{100}$	$\frac{105}{100}$
	職員 短時間勤務 員	特定幹部職員 以外の職員	$\frac{70}{100}$	$\frac{70}{100}$
		特定幹部職員	$\frac{60}{100}$	$\frac{60}{100}$
	任期付職員条例第4条第1項の給料表の適用を受ける職員		$\frac{95}{100}$	$\frac{95}{100}$
	任期付研究員条例第5条第1項の給料表又は任期付研究員条例第5条第2項の給料表の適用を受ける職員		$\frac{172.5}{100}$	$\frac{172.5}{100}$

(注) 特定幹部職員とは、行政職給料表8級相当以上で、管理職手当の職の区分が1種、2種又は3種の職を占める職員をいう。

(ウ) 在職期間別割合

基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて定められる。

在職期間	割 合
6箇月	$\frac{100}{100}$
5箇月以上6箇月未満	$\frac{80}{100}$
3箇月以上5箇月未満	$\frac{60}{100}$
3箇月未満	$\frac{30}{100}$

(i) 在職期間

在職期間は、給与条例適用職員として在職した期間とし、次に掲げる者(注)が給与条例適用職員となった場合、aからeまでにおいては常勤の職員として在職した期間、fにおいてはその職員として在職した期間を通算する。

(注) d及びeにあっては、それぞれ(1)(イ)(iv)c及びdの(注)を参照すること。

条例第19条第2項
第3項

任期付職員条例
第5条第2項
任期付研究員条例
第6条第2項

規則7—14
第5条第1項
規則7—14
第6条第1項
第2項

- a 特別職条例の適用を受ける特別職の職員
b 国家公務員
- (注) 次に掲げる場合に該当する者
- ① 国家公務員が国の業務の本県への移管により給与条例の適用を受ける職員となった場合
 - ② ①に掲げる場合以外の場合であつて、国家公務員が、業務の必要上、国との相互了解のもとに行われる計画的な人事交流により、給与条例の適用を受ける職員となった場合
- c 他の地方公共団体の職員
- (注) 他の地方公共団体の職員が、業務の必要上、他の地方公共団体との相互了解のもとに行われる計画的な人事交流により、給与条例の適用を受ける職員となった者とする。ただし、期末手当及び勤勉手当（これらに相当する給与を含む。）の支給について、給与条例の適用を受ける職員としての在職期間を地方公共団体の職員としての在職期間に通算することを認めていない地方公共団体の職員であった場合を除く。
- d 公益的法人等退職派遣者
e b及びcに準ずる者として人事委員会が定める職員
f 会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が15時間30分未満の者を除く。）
- (ii) 除算期間 次に掲げる期間は、給与条例適用職員として在職した期間から除算する。
- a 自己啓発等休業職員として在職した期間の $\frac{1}{2}$
 - b 配偶者同行休業職員として在職した期間の $\frac{1}{2}$
 - c 停職期間
 - d 専従休職の期間
 - e 育児休業法第2条の規定により育児休業職員として在職した期間
- (次の①、②の育児休業を除く。)の $\frac{1}{2}$ （参考資料12参照）
- ① 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から57日以内にある育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である育児休業
 - ② 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から57日以内にある育児休業以外の育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である育児休業
- f 大学院修学休業職員として在職した期間の $\frac{1}{2}$
- g 刑事事件に関し起訴され休職となった期間又は職員の分限に関する条例第2条による休職の期間（ただし、次の①から④までの期間を除く）の $\frac{1}{2}$
- ① 人事委員会が定める公共的機関の業務に従事することによる休職の期間のうち人事委員会が定める期間
 - ② 研究職給料表又は医療職給料表(1)の適用を受ける職員のうち専ら研究に従事する職員が、県と共同して行われる研究又は県の委託を受けて行われる研究に係る業務に従事することによる休職の期間のうち人事委員会が定める期間
 - ③ 国立大学法人（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人をいう。）その他の人事委員会の定める法人において、その職員の職務に密接な関連があると認められる学術研究その他の業務に従事することによる休職の期間のうち人事委員会の定める期間

平成12年通知
第321号

規則7—14

第5条第2項

④ 職員の分限に関する条例第2条第3号に掲げる事由に該当して休職にされた場合で、当該休職に係る生死不明又は所在不明の原因である災害により、職員が公務上の災害若しくは通勤による災害又は派遣職員若しくは退職派遣者の派遣先の業務上の災害若しくは通勤による災害を受けたと認められる場合の当該休職の期間 h 育児休業法第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務職員として在職した期間については、育児短時間勤務により勤務しなかった期間の$\frac{1}{2}$ i 修学部分休業又は高齢者部分休業による承認を受けて勤務しなかった期間の$\frac{1}{2}$ j 外国派遣条例第3条第1項に規定する派遣職員又は公益的法人等派遣条例第3条第1号に規定する派遣職員のうち、c～dのいずれかに相当する期間についてはその全期間、a又はb、e、h、iのいずれかに相当する期間についてはその$\frac{1}{2}$の期間	
(3) 一時差止処分等	
(ア) 次のいずれかに該当する者には、(1)にかかわらず、期末手当((iv)に掲げるものにあつては、その支給を一時差止めた期末手当)を支給しない。 (i) 基準日から支給日の前日までの間に地方公務員法第29条第1項の規定による懲戒免職の処分を受けた職員 (ii) 基準日から支給日の前日までの間に地方公務員法第28条第4項の規定により失職した職員 (iii) 基準日前1か月以内又は支給日までの間に離職した職員((i)及び(ii)に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの (iv) (イ)の(i)により支給を一時差止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの	条例第19条の2
(イ) 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で、支給日の前日までの間に離職した者が次のいずれかに該当する場合は、当該支給を一時差止めることができる。 (i) 離職した日から支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。)をされ、その判決が確定していない場合 (ii) 離職した日から支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であつて、その者に対し期末手当を支給することが、公務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。	条例第19条の3 第1項
(ウ) 一時差止処分を受けた者は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第18条第1項本文に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。	条例第19条の3 第4項

(4) 支給日

基準日	6 月 1 日	1 2 月 1 日
支給日	6 月 3 0 日	1 2 月 1 0 日

支給日欄に定める日が日曜日に当たるときは同欄に定める日の前々日とし、同欄に定める日が土曜日に当たるときは同欄に定める日の前日とする。

規則 7—1 4 第 7 条
別表第 2

10 勤勉手当

6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員及び基準日前1箇月以内に退職等をした職員に対し、勤務期間及び勤務成績に応じて支給する。

条例第20条

（1）支給範囲

（ア）基準日に在職する職員（基準日に離職し、又は死亡した職員及び新たに職員となった者を含む。）

（イ）基準日前1箇月以内に退職等をした職員

ただし、（ア）及び（イ）に掲げる職員であっても、次に該当する者は除かれる。

（i）基準日において次に該当する者

規則7—15第1条

a 自己啓発等休業職員

b 配偶者同行休業職員

c 退職者（公務災害若しくは通勤災害（外国派遣条例第3条第1項に規定する派遣職員、公益的法人等派遣条例第3条第1号に規定する派遣職員又は公益的法人等退職派遣者の派遣先のものを含む。）又は教育職員の私傷病（結核性疾患）によるものを除く。）

教育公務員特例法
第14条

d 停職者

e 専従退職者

f 外国派遣職員

g 公益的法人等派遣職員

h 育児休業職員（基準日以前6箇月以内に勤務した期間（勤務した期間に相当する期間を含む。）がある職員を除く。）

i 大学院修学休業職員

（ii）退職等をした日において、（i）のaからiまでに該当する職員であった者

規則7—15第2条

（iii）退職の後基準日までの間において、次に掲げる者となった者

a 給与条例の適用を受ける職員

b 特別職条例の適用を受ける特別職の職員

c 会計年度任用職員給与条例の適用を受ける職員

（iv）退職に引き続き次に掲げる者となった者

a 国家公務員

（注）期末手当及び勤勉手当（これらに相当する給与を含む。）の支給について、給与条例の適用を受ける職員としての在職期間を国家公務員としての在職期間に通算することを認めている国家公務員

b 他の地方公共団体の職員

（注）期末手当及び勤勉手当（これらに相当する給与を含む。）の支給について、給与条例の適用を受ける職員としての在職期間を地方公共団体の職員としての在職期間に通算することを認めている地方公共団体の職員

c 公益的法人等退職派遣者

（注）期末手当及び勤勉手当に相当する給与の支給について、給与条例の適用を受ける職員としての在職期間を当該退職派遣者の派遣先の特定法人（公益的法人等派遣条例第10条に規定する特定法人をいう。以下同じ。）の役職員としての在職期間に通算することとしており、かつ、基準日に相当する日前に特定法人を退職し、その退職に引き続き給料表の適用を受ける職員となった場合に当該職員に対して期末手当及び勤勉手当に相当する給与を支給しないこととして、いる特定法人への退職派遣者

d a及びbに準ずる者として人事委員会が定める職員

平成12年通知
第321号

(注) 職員の退職手当に関する条例（昭和28年宮城県条例第70号）第7条第5項第2号に規定する一般地方独立行政法人等のうち、期末手当及び勤勉手当に相当する給与の支給について、給与条例の適用を受ける職員としての在職期間を当該一般地方独立行政法人等の職員としての在職期間に通算することとしており、かつ、基準日に相当する日前に当該一般地方独立行政法人等を退職し、その退職に引き続き給料表の適用を受ける職員となった場合に当該職員に対して期末手当及び勤勉手当に相当する給与を支給しないこととしている一般地方独立行政法人等の職員。ただし、これらの一般地方独立行政法人等との業務の必要上、相互了解のもとに行われる計画的な人事交流によらないで、これらの一般地方独立行政法人等の職員となり、又は給料表の適用を受ける職員となった者は、含まれないものとする。	
(2) 支給額	
〔総 原 資〕 (基準日現在の額) 勤勉手当基礎額 { (給料月額) + (給料の調整額) + (教職調整額) + (管理監督職務上限年齢調整額) + (給料月額と給料の調整額と教職調整額と管理監督職務上限年齢調整額に対する地域手当) + (役職段階別加算額) + (管理職加算額) } + (扶養手当) + (扶養手当に対する地域手当) に、次に掲げる割合を乗じて得た額以内	条例第20条 第2項後段
(注) 1 給料月額と給料の調整額と教職調整額と管理監督職務上限年齢調整額に対する地域手当に1円未満の端数があるときは、切り捨てた額とする。	規則7-53第14条
2 勤勉手当基礎額につき加算を受ける職員及び加算額の割合については、前記「9 期末手当」の項の(2)の(ア)の(ii)及び(iii)の職員及び加算額の割合と同じ。	規則7-15第8条
3 勤勉手当基礎額に1円未満の端数があるときは、切り捨てた額とする。	
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 $\frac{105}{100} \text{ (特定幹部職員 } \frac{125}{100} \text{)}$ 定年前再任用短時間勤務職員 $\frac{50}{100} \text{ (特定幹部職員 } \frac{60}{100} \text{)}$ <u>特定任期付職員</u> $\frac{87.5}{100}$	〔平成12年通知 第321号〕
〔職員に対する支給額の算出方法〕 勤勉手当基礎額 (ア) × 期間率 (イ) × 成績率 (ウ)	条例第20条第2項 規則7-15第3条
(注) 支給額に1円未満の端数があるときは、切り捨てた額とする((3)に該当する者を除く)。	端数計算法
(ア) 勤勉手当基礎額 (注) (基準日現在の額) { 給料月額 + 給料の調整額 + 教職調整額 + 管理監督職務上限年齢調整額 + 給料月額と給料の調整額と教職調整額と管理監督職務上限年齢調整額に対する地域手当 + 役職段階別加算額 + 管理職加算額 }	第2条第1項 条例第20条第3項
(注) 1 勤勉手当基礎額につき加算を受ける職員及び加算額の割合については、前記「9 期末手当」の項の(2)の(ア)の(ii)及び(iii)の職員及び加算額の割合と同じ。	条例第20条第4項
2 勤勉手当基礎額の算定において、休職、欠勤、懲戒処分、外国派遣及び公益的法人等派遣により給与を減ぜられている場合、退職者等の場合、育児短時間	規則7-15第8条 条例第20条第3項

勤務職員の場合、又は給与条例附則第32項の規定の適用を受ける職員の場合にあつては、前記「9 期末手当」の項の（2）の（ア）の（注）1～4により算定する。

3 地域手当に1円未満の端数があるときは、切り捨てた額とする。

4 勤勉手当基礎額に1円未満の端数があるときは、切り捨てた額とする。

（イ）期 間 率

基準日以前6箇月以内の期間における勤務期間に応じて定められる。

勤 務 期 間	期 間 率
6 箇 月	$\frac{100}{100}$
5箇月15日以上6箇月未満	$\frac{95}{100}$
5箇月以上5箇月15日未満	$\frac{90}{100}$
4箇月15日以上5箇月未満	$\frac{80}{100}$
4箇月以上4箇月15日未満	$\frac{70}{100}$
3箇月15日以上4箇月未満	$\frac{60}{100}$
3箇月以上3箇月15日未満	$\frac{50}{100}$
2箇月15日以上3箇月未満	$\frac{40}{100}$
2箇月以上2箇月15日未満	$\frac{30}{100}$
1箇月15日以上2箇月未満	$\frac{20}{100}$
1箇月以上1箇月15日未満	$\frac{15}{100}$
15日以上1箇月未満	$\frac{10}{100}$
15日未満	$\frac{5}{100}$
0	0

（i）勤務期間

勤務期間は、給与条例適用職員として在職した期間とし、次に掲げる者（注）が給与条例適用職員となった場合、aからeまでにおいては常勤の職員として在職した期間、fにおいてはその職員として在職した期間を通算する。

（注）d及びeにあつては、それぞれ（1）（イ）（iv）c及びdの（注）を参照すること。

a 特別職条例の適用を受ける特別職の職員

b 国家公務員

（注）次に掲げる場合に該当する者

① 国家公務員が国の業務の本県への移管により給与条例の適用を受ける職員と

規則7—53第14条

規則7—15第8条

規則7—15第4条

別表第1

規則7—15

第5条第1項

第8条

なった場合 ② ①に掲げる場合以外の場合であって、国家公務員が、業務の必要上、国との相互了解のもとに行われる計画的な人事交流により、給与条例の適用を受ける職員となった場合 c 他の地方公共団体の職員 (注) 他の地方公共団体の職員が、業務の必要上、他の地方公共団体との相互了解のもとに行われる計画的な人事交流により、給与条例の適用を受ける職員となった者とする。ただし、期末手当及び勤勉手当（これらに相当する給与を含む。）の支給について、給与条例の適用を受ける職員としての在職期間を地方公共団体の職員としての在職期間に通算することを認めていない地方公共団体の職員であった場合を除く。 d 公益的法人等退職派遣者 e b及びcに準ずる者として人事委員会が定める職員 f 会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が15時間30分未満の者を除く。）	
(ii) 除算期間 次に掲げる期間は、給与条例適用職員として在職した期間から除算する。 a 自己啓発等休業期間 b 配偶者同行休業期間 c 停職期間 d 専従休職の期間 e 育児休業法第2条の規定による育児休業の期間（ただし、次の①から②までの期間を除く） ① 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から57日以内にある育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である育児休業 ② 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から57日以内にある育児休業以外の育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である育児休業 f 大学院修学休業の期間 g 休職期間（ただし、次の①から④までの期間を除く） ① 公務災害若しくは通勤災害（外国派遣条例第3条第1項に規定する派遣職員、公益的法人等派遣条例第3条第1号に規定する派遣職員又は公益的法人等退職派遣者の派遣先のものを含む。以下同じ。）又は教育職員の私傷病（結核性疾患）により休職にされた期間 ② 人事委員会の定める公共的機関に従事することによる休職の期間のうち人事委員会の定める期間 ③ 研究職給料表又は医療職給料表(1)の適用を受ける職員のうち専ら研究に従事する職員が、県と共同して行われる研究又は県の委託を受けて行われる研究に係る業務に従事することによる休職の期間のうち人事委員会の定める期間 ④ 国立大学法人（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人をいう。）その他の人事委員会の定める法人において、その職員の職務に密接な関連があると認められる学術研究その他の業務に従事することによる休職の期間のうち人事委員会の定める期間	規則7-15 第5条第2項 教育公務員特例法 第14条

h 育児休業法第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務職員として在職した期間については、育児短時間勤務により勤務しなかった期間

i 病気休暇（公務災害若しくは通勤災害によるものを除く。）により勤務しなかった期間が、週休日及び休日並びに割り振られた勤務時間の全部について時間外勤務代休時間を指定された日を除いて30日（育児短時間勤務職員等として在職した期間については、日又は月を単位とせず、時間を単位として計算する。）を超える場合は、その全期間

なお、「勤務しなかった期間」及び「30日」を計算する場合で、時間を日に換算する場合は、7時間45分をもって1日とする。

平成12年通知
第321号

○ 病気休暇の除算期間の計算（うるう年でない年の例）

（例1） 除算されない期間の計算

2. 6（木）から3. 12（水）まで病気休暇をとった場合

35日－12日（週休日10日、休日2日）＝23日……30日を超えないので除算されない。

（例2） 除算される場合

・ 3. 3（月）から4. 25（金）まで病気休暇をとった場合

54日－15日（週休日14日、休日1日）＝39日……30日を超えるので除算される。

次に除算期間を求める。

3. 3（月）から4. 2（水）までは民法第143条の例により「1月」と計算し、残余の4. 3（木）から4. 25（金）までの期間については、6日（週休日6日）を除いて計算する。

1月と23日－6日（週休日）＝1月と17日

・ 1. 8（水）から1. 30（木）まで及び2. 3（月）から4. 14（月）まで病気休暇をとった場合

……両者を合算し求める。

a 1. 8（水）から1. 30（木）まで

23日－7日（週休日6日、休日1日）＝16日……ア

b 2. 3（月）から4. 14（月）まで

71日－23日（週休日20日、休日3日）＝48日……イ

ア＋イ＝64日……30日を超えるので除算される。

次に除算期間を求める。

aは30日を超えていないので、アのとおり16日

bは30日を超えているので、民法第143条の例により2月と12日（残余期間12日のうち週休日4日）

2月と12日－4日（週休日）＝2月と8日……ウ

除算期間はア＋ウとなり2月と24日

・ 1. 10（金）～4. 28（月）まで279時間の時間による病気休暇をとった場合（7時間45分をもって1日とし、除算期間を求める。）

279時間÷7時間45分＝36日 → 1月と6日

・ 3. 3（月）～4. 2（水）全期間及び4. 3（木）～4. 25（金）まで93時間の時間による病気休暇をとった場合

……両者を合算し求める。

a 3. 3（月）～4. 2（水）までの期間

31日－9日（週休日8日、休日1日）＝22日……ア

b 4. 3（木）～4. 25（金）までの期間（日に換算する）

93時間÷7時間45分＝12日……イ

ア＋イ＝34日……30日を超えるので除算される。

次に除算期間を求める。

a は民法第 143 条の例により「1 月」……ウ

b はイのとおり 12 日

除算期間はイ＋ウ → 1 月と 12 日となる。

(例 3) 病気休暇に引き続く休職期間がある場合

・ 30 日以下の病気休暇は除算されず、休職期間のみが除算される。

2. 6 (木) から 3. 12 (水) まで 病気休暇

3. 17 (月) から 4. 25 (金) まで 休 職

この場合、病気休暇は(例 1)により 30 日を超えないので、除算期間の対象とはならず、休職期間 (1 月と 9 日) のみが除算される。

・ 30 日を超える病気休暇は、休職期間と合算し、除算期間を求める。

1. 6 (月) から 1. 24 (金) まで 病気休暇

1. 27 (月) から 2. 26 (水) まで 休職

2. 27 (木) から 4. 10 (木) まで 病気休暇

この場合の病気休暇による除算期間は、15 日＋1 月と 13 日＝1 月と 28 日となり、この除算期間と休職期間 1 月を合算した期間が除算する期間となる。よって、1 月と 28 日＋1 月＝2 月と 28 日が除算される。

(例 4) 公益的法人等派遣期間中 (4. 1 から翌年 3. 31 まで) より引き続き病気休暇がある場合

2. 17 (月) から 3. 31 (月) まで 派遣期間中に係る病気休暇

4. 1 (火) から 4. 25 (金) まで 病気休暇

……両者を合算し求める。

2. 17 (月) から 4. 25 (金) まで病気休暇を取得したこととなるので、

68 日－20 日 (週休日 18 日＋休日 2 日)＝48 日

……30 日を超えるので除算される。

次に除算期間を求める。

民法第 143 条の例により 2 月と 9 日－2 日 (週休日 2 日)＝2 月と 7 日

j 欠勤により給与の減額の対象となった期間 (その期間が 7 時間 45 分未満である場合を除く。)(育児短時間勤務職員等として在職した期間については、日又は月を単位とせず、時間を単位として計算する。)

k 職員勤務時間条例第 18 条及び学校職員勤務時間条例第 16 条の規定による介護休暇の承認を受けて勤務しなかった期間から週休日等を除いた日が 30 日を超える場合には、その勤務しなかった全期間

l 職員勤務時間条例第 18 条及び学校職員勤務時間条例第 16 条の規定による介護時間の承認を受けて勤務しなかった期間が 30 日を超える場合には、その勤務しなかった全期間

m 育児休業法第 19 条第 1 項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間が 30 日を超える場合には、その勤務しなかった全期間

n 修学部分休業又は高齢者部分休業による承認を受けて勤務しなかった期間

o 外国派遣条例第 3 条第 1 項に規定する派遣職員又は公益的法人等派遣条例第 3 条第 1 号に規定する派遣職員に係る派遣の期間のうち、a～n に掲げるいずれかに相当する期間

p 基準日以前6箇月の全期間にわたって勤務しなかった場合は、その全期間（公務災害又は通勤災害による場合を除く。）

q a～pの場合において、i～nまでに掲げる勤務しなかった期間又は給与を減額された期間とoに掲げるそれぞれに相当する勤務しなかった期間又は給与を減額された期間がある場合の除算する期間は、それぞれの勤務しなかった期間又は給与を減額された期間を合算し、i～nまでの規定を適用した場合に得られる期間

(ウ) 成 績 率

(i) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

a 特定任期付職員以外の職員

$$\frac{315}{100} \text{ (特定幹部職員にあっては } \frac{375}{100} \text{)}$$

を超えない範囲内で各任命権者が定める。

なお、懲戒処分を受けた職員の成績率は、それぞれ次に掲げる割合を基本として決定する。

	特定幹部職員以外の職員	特 定 幹 部 職 員
停職	$\frac{40}{100}$ 以下	$\frac{30}{100}$ 以下
減給	$\frac{50}{100}$ 以下	$\frac{50}{100}$ 以下
戒告	$\frac{60}{100}$ 以下	$\frac{70}{100}$ 以下

b 特定任期付職員

$$\frac{262.5}{100}$$

を超えない範囲内で各任命権者が定める。

なお、懲戒処分を受けた職員の成績率は、それぞれ次に掲げる割合を基本として決定する。

<u>停職</u>	$\frac{30}{100}$ 以下
<u>減給</u>	$\frac{40}{100}$ 以下
<u>戒告</u>	$\frac{50}{100}$ 以下

(ii) 定年前再任用短時間勤務職員

$$\frac{150}{100} \text{ (特定幹部職員にあっては } \frac{180}{100} \text{)}$$

なお、懲戒処分を受けた職員の成績率は、それぞれ次に掲げる割合を基本として決定する。

規則7-15第6条

平成12年通知
第322号

	特定幹部職員以外の職員	特 定 幹 部 職 員
停職	$\frac{20}{100}$ 以下	$\frac{15}{100}$ 以下
減給	$\frac{25}{100}$ 以下	$\frac{25}{100}$ 以下
戒告	$\frac{30}{100}$ 以下	$\frac{35}{100}$ 以下

(3) 一時差止処分等

一時差止処分等については、期末手当の規定を準用する。

条例第20条第5項

(4) 支給日

基準日	6月 1日	12月 1日
支給日	6月30日	12月10日

規則7-15第7条
別表第2

支給日欄に定める日が日曜日に当たるときは同欄に定める日の前々日とし、同欄に定める日が土曜日に当たるときは同欄に定める日の前日とする。

11 寒冷地手当

毎年11月から翌年3月までの各月の初日（以下「基準日」という。）において（1）に掲げる職員のいずれかに該当する職員（人事委員会規則で定める職員（※1）を除く。以下「支給対象職員」という。）に対して、手当を支給する。

（1）支給範囲

（ア） 次に掲げる地域に在勤する職員

地域の区分	地 域
宮城県内	栗原市 大崎市 刈田郡のうち七ヶ宿町
宮城県外	人事委員会規則で定める地域（※2）

備考 この表に掲げる名称は、令和6年4月1日における名称とし、同表に定める地域は、それらの名称を有するものの同日における区域を用いて示された地域とし、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されないものとする。

（イ） （ア）に掲げる地域以外の地域に所在する公署のうちその所在する地域の寒冷及び積雪の度を考慮して同表に掲げる地域に所在する公署との権衡上必要があると認められる公署として人事委員会規則で定めるもの（※3）に在勤する職員

（※1） 基準日の属する月の初日から末日までの期間の全日数にわたって次に掲げる職員のいずれかに該当することとなる職員とする。

- （i） 自己啓発等休業職員
- （ii） 配偶者同行休業職員
- （iii） 心身の故障による休職者又は職員の分限に関する条例第2条の規定に該当する休職者のうち、給与の支給を受けていない職員
- （iv） 刑事休職者
- （v） 停 職 者
- （vi） 専従休職者
- （vii） 大学院修学休業職員
- （viii） 育児休業職員
- （ix） 外国派遣職員
- （x） 公益的法人等派遣職員のうち、給与の支給を受けていない職員
- （xi） 本邦外にある職員（（ix）に掲げる職員及び給与条例第21条第2項の表の「扶養親族のある職員」に該当する職員を除く。）

（※2） 国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）別表に掲げる地域（宮城県内の地域を除く。）

（※3）

所 在 地	公 署
黒川郡大衡村大衡字平林63番地1 黒川郡大衡村大衡字爪木14番地1 黒川郡大和町吉田字旗坂地内	王城寺原補償工事事務所 林業技術総合センター 水産技術総合センター内水面水産試験場
仙台市青葉区大倉字高畑34番地の12	仙台地方ダム総合事務所大倉ダム管理事務所
加美郡色麻町黒沢字北條152番地 刈田郡蔵王町遠刈田温泉字上ノ原155番地1 白石市越河字丑山下44番地	宮城県加美農業高等学校 蔵王自然の家 白石市立越河小学校

条例第21条第1項

条例第21条関係
別表第6

規則7—1 第1条

規則7—1
第2条の2第1項

規則7—1 第2条

白石市福岡八宮字坂ノ上 1 4 番地 1 6	白石市立福岡小学校八宮分校
白石市福岡蔵本字長峯 1 4 番地	白石市立福岡小学校長峯分校
白石市福岡八宮字不忘 1 0 7 番地	白石市立福岡小学校不忘分校
白石市福岡深谷字三住 7 0 番地 3	白石市立深谷小学校三住分校
白石市小原字伊勢原道上 1 番地	白石市立小原小学校
白石市越河平字平合 2 3 番地 1	白石市立白石南小学校
刈田郡蔵王町遠刈田温泉字小妻坂山 2 5 番地	蔵王町立遠刈田小学校
黒川郡大和町吉岡字町裏 3 2 番地	大和町立吉岡小学校
黒川郡大衡村大衡字平林 1 3 番地	大衡村立大衡小学校
石巻市前谷地字沖埵 1 2 5 番地	石巻市立前谷地小学校
石巻市和渕字佐沼川 2 0 0 番地	石巻市立和渕小学校
石巻市桃生町給人町字東町 9 6 番地	石巻市立中津山第一小学校
石巻市桃生町中津山字江下 5 7 番地	石巻市立中津山第二小学校
気仙沼市塚沢 6 5 番地	気仙沼市立月立小学校
白石市小原字伊勢原道上 1 番地	白石市立小原中学校
白石市越河平字平合 2 3 番地 1	白石市立白石南中学校
刈田郡蔵王町遠刈田温泉字小妻坂山 1 6 番地	蔵王町立遠刈田中学校
黒川郡大和町吉岡権現堂 2 5 番地	大和町立大和中学校
石巻市桃生町寺崎字植立 2 0 番地	石巻市立桃生中学校
仙台市青葉区熊ヶ根字町 1 番の 4 1 4 番地の 3	仙台北警察署熊ヶ根駐在所
黒川郡大衡村大衡字柵木 4 7 番地 3 5	大和警察署大衡駐在所
石巻市前谷地字上棲屋 6 番地の 3	石巻警察署前谷地駐在所
石巻市和渕字日照 1 番地	石巻警察署和渕駐在所
石巻市桃生町寺崎字寺崎 9 番地 1	河北警察署桃生駐在所
石巻市桃生町神取字土手前 3 7 番地 1	河北警察署神取駐在所
加美郡色麻町四釜字町 8 6 番地 1	加美警察署四釜駐在所
加美郡色麻町大字上新町 1 7 0 番地	加美警察署王城寺原駐在所
白石市越河五賀字海道下 3 番地 3	白石警察署越河駐在所
白石市小原字中倉 3 0 番地 4	白石警察署小原駐在所
刈田郡蔵王町遠刈田温泉字仲町 3 6 番地	白石警察署遠刈田駐在所
伊具郡丸森町筆甫字中井 2 番地 3	角田警察署筆甫駐在所
伊具郡丸森町大張大蔵字台 3 0 番地 3	角田警察署大張駐在所

(2) 支給額

- (ア) 前記(1)(ア)に係る支給対象職員の手当額は、次の表に掲げる地域の区分及び基準日における職員の世帯等の区分に応じ、同表に掲げる額とする。

地域の 区分	世帯等の区分		
	世帯主である職員（※４）		その他の職員
	扶養親族のある 職員	その他の世帯主 である職員	
宮城県内	１９，８００円	１１，４００円	８，２００円
宮城県外	人事委員会規則で定める額（※５）		

備考 「扶養親族のある職員」には、扶養親族のある職員であって前記（１）（ア）に掲げる地域に居住する扶養親族のないもののうち、第 11 条の 8 第 1 項の規定による単身赴任手当を支給されるもの（人事委員会規則で定めるもの（※６）に限る。）及びこれに準ずるものとして人事委員会規則で定めるもの（※７）を含まないものとする。

- (※4) 主としてその収入によって世帯の生計を支えている職員で次に掲げるものをいう。

- (i) 扶養親族(給与条例第10条第2項に規定する扶養親族であって、かつ、給与条例第11条の規定による届出がなされているものをいう。ただし、給与条例第10条第1項に規定する行9級以上職員等(当該職員に扶養親族である配偶者、父母等のみがある場合に限る。)、任期付職員条例第4条第1項の給料表の適用を受ける職員並びに任期付研究員条例第5条第1項及び第2項の給料表の適用を受ける職員にあっては、当該届出は要しないものとする。以下同じ。)を有する者

- (ii) 扶養親族を有しないが、居住のため、一戸を構えている者又は下宿、寮等の一部屋を専用している者

- (※5) 職員の在勤する地域の区分及び基準日における職員の世帯等の区分に応じ、国家公務員の寒冷地手当に関する法律第2条第1項の表に掲げる額とする。この場合において、職員の世帯等の区分については、上記(ア)の表のとおりとする。

- (※6) 給与条例第11条の8第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員であって、職員の扶養親族が居住する住居(当該住居が2以上ある場合にあっては、すべての当該住居)と国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和24年法律第200号)別表に掲げる地域(以下「法別表に掲げる地域」という。)の市役所又は町村役場との間の距離のうち最も短いもの(以下「最短距離」という。)が60km以上であるものとする。

- (※7) 給与条例第11条の8第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員以外の職員であって扶養親族と同居していないもののうち、最短距離が60km以上であるものとする。

- (イ) 前記(1)(イ)に係る支給対象職員の手当額は、基準日における(ア)の表に掲げる職員の世帯等の区分に応じ、同表宮城県内の項に掲げる額とする。

(3) 日割計算による支給

支給対象職員が次に掲げる場合に該当するときは、前記(1)、(2)にかかわらず、日割計算による支給とする。

- (ア) 要件

- (i) 基準日において次に掲げる職員のいずれにも該当しない支給対象職員が、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、次に掲げる職員のいずれかに該当する支給対象職員となった場合

- a 給与条例第23条第2号、第3号若しくは第5号又は公益的法人等派遣条例第4条の規定により寒冷地手当の支給を受ける職員

- b (※1)に掲げる職員

条例第21条第2項

規則7—1 第3条

〔昭和56年通知
第354号〕

第2条の2第2項

第4条第1項

第4条第2項

条例第21条第3項

第4項

規則7—1

第5条第1項

(ii) 基準日において(ア)(i)a又はbに掲げる職員のいずれかに該当する支給対象職員が、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、(ア)(i)a又はbに掲げる職員のいずれにも該当しない支給対象職員となった場合 (iii) 基準日において(ア)(i)a又はbに掲げる職員のいずれかに該当する支給対象職員が、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、他の(ア)(i)a又はbに掲げる職員のいずれかに該当する支給対象職員となった場合 (iv) 基準日において(ア)(i)aに掲げる職員に該当する支給対象職員について、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、給与条例第23条第2号、第3号若しくは第5号又は公益的法人等派遣条例第4条に規定する割合が変更された場合	
(イ) 支給額 (ア)に該当する場合の支給額は、次に掲げる場合ごとの額を(ア)(i)～(iv)に掲げる場合に該当した月の現日数から職員勤務時間条例第3条第1項又は学校職員勤務時間条例第4条第1項に規定する週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算して得た額とする。 (i) (ア)(i)aに掲げる場合 給与条例第21条第2項又は第3項の規定による額に給与条例第23条第2号、第3号若しくは第5号又は公益的法人等派遣条例第4条の規定による割合を乗じて得た額 (ii) (ア)(i)bに掲げる場合 0 (iii) (i)及び(ii)に掲げる場合以外の場合 給与条例第21条第2項又は第3項の規定による額	規則7—1 第5条第2項
(4) 支給日等 (ア) 手当は、基準日の属する月の規則7—0（給料等の支給）第1条に規定する給料の支給日（以下「支給日」という。）に支給する。ただし、支給日までに手当に係る事実が確認できない等のため、支給日に支給することができないときは、支給日後に支給することができる。 (イ) 基準日から支給日の前日までの間において離職し、又は死亡した支給対象職員には、当該基準日に係る手当をその際支給する。 (ウ) 基準日から引き続いて（※1）に掲げる職員のいずれかに該当している支給対象職員が、支給日後に復職等をした場合には、当該基準日に係る手当をその際支給する。 (エ) 支給対象職員が基準日の属する月に職員が転勤、配置換等により異動した場合における当該基準日に係る手当は、当該基準日に支給対象職員が所属する勤務箇所において支給する。	規則7—1 第6条
(5) 確認 (ア) 任命権者は、手当を支給する場合において必要と認めるときは、職員の扶養親族の住居の所在地及び次に掲げる場合の区分に応じ次の事項を確認するものとする。 (i) 職員の扶養親族の住居の所在地が法別表に掲げる地域でない場合（(ii)に掲げる場合を除く。）当該職員が扶養親族と同居していること。 (ii) 職員の扶養親族の住居の所在地が法別表に掲げる地域でない場合であって、当該職員が扶養親族と同居していないとき。 最短距離が60km未満であること。 (イ) 任命権者は、(ア)の確認を行う場合において必要と認めるときは、職員に対し扶養親族の住居の所在地等を証明するに足る書類の提出を求めるものとする。	規則7—1 第7条第1項 第7条第2項

12 時間外勤務手当

正規の勤務時間外に勤務（注）することを命ぜられ、現に勤務した職員に支給する。
ただし、管理職手当の支給を受ける職員及び教育職給料表の適用を受ける職員には、支給しない。

（注）「正規の勤務時間外に勤務」には、週休日における勤務が含まれる。

（１）支給要件

- （ア）正規の勤務時間を超えて勤務した全時間。ただし、（イ）を除く。
（イ）割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間。ただし、休日勤務手当が支給された時間を除く。

（２）支給額

〔算 出 方 法〕

勤務１時間当たりの 給与額（ア）	×	支給割合（イ）	×	時間外勤務時間数（ウ）
---------------------	---	---------	---	-------------

（注）端数処理については、後述（エ）を参照

（ア）勤務１時間当たりの給与額

$$\frac{\text{（給与条例第１７条に定める給料及び諸手当）（注１）} \times 12}{\text{（１週間辺りの勤務時間（注２）} \times 52 \text{）} - \text{（※休日の日数} \times 7 \text{時間} 45 \text{分）（注３）}}$$

※令和７年度は１９日

（注１）「給与条例第１７条に定める給料及び諸手当」は以下のとおりである。

- ・給料（給料の調整額、教職調整額及び管理監督職勤務上限年齢調整額を含む。）
- ・管理職手当
- ・初任給調整手当
- ・給料及び管理職手当の月額合計額に対する地域手当（１円未満切捨て。（エ）（ii）参照）
- ・給料の月額に対する特地勤務手当（特地勤務手当に準ずる手当を含む。）
（注）規則７―６２第３条の規定により地域手当との調整を受ける職員は、給料及び管理職手当の月額合計額に対する地域手当の月額を減じて得た額
- ・給料の月額に対するへき地手当（へき地手当に準ずる手当を含む。）
（注）規則７―３９第４条の規定により地域手当との調整を受ける職員は、給料及び管理職手当の月額合計額に対する地域手当の月額を減じて得た額
- ・寒冷地手当
- ・義務教育等教員特別手当
- ・産業教育手当
- ・定時制通信教育手当
- ・農林漁業普及指導手当

（注２）「１週間当たりの勤務時間」は、３８時間４５分とする。ただし、短時間勤務職員にあっては、次に掲げる規定による勤務時間の１週間当たりの時間とする。

- ・育児短時間勤務職員等：勤務時間条例第２条第２項又は学校勤務時間条例第３条第２項
- ・定年前再任用短時間勤務職員： " 第２条第３項又は " 第３条第３項
- ・任期付短時間勤務職員： " 第２条第４項又は " 第３条第４項

条例第１４条
条例第２１条の９
教員特別措置条例
第３条第３項

〔昭和５６年通知
第２３０号〕

条例第１４条
第１項、第３項
条例第１４条
第６項、第８項
規則７―１１３
第３条

条例第１４条
第１項

条例第１７条
〔昭和５６年通知
第２３０号〕
〔平成２２年通知
第３６７号〕

(注3) 短時間勤務職員にあっては、「休日の日数×7時間45分」とあるのは、以下の算出による時間とする。

$$(\text{休日の日数} \times 7\text{時間}45\text{分}) \times \frac{(\text{注2})\text{に掲げる1週間当たりの時間}}{38\text{時間}45\text{分}}$$

(イ) 支給割合

(i) 前記(1)の(ア)の場合((iii)に該当する時間を除く。)

なお、正規の勤務時間を超えて勤務した時間が午後10時から翌日の午前5時までの間

の場合については、次のa、bの支給割合に $\frac{25}{100}$ を加えた割合となる。

a 育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

- ・ 正規の勤務時間が割り振られた日の勤務

$$(\text{休日勤務手当が支給されることとなる日の勤務を除く。}) \cdots \frac{125}{100}$$

$$\cdot \cdot \cdot \frac{135}{100}$$

b 育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員(暫定再任用短時間勤務職員を含む)

- ・ 正規の勤務時間が割り振られた日の勤務(休日勤務手当が支給されることとなる日の勤務を除く。)であって、正規の勤務時間と正規の勤務時間を超える勤務時間の合

$$\text{計が7時間45分に達しない場合} \cdots \frac{100}{100}$$

- ・ 正規の勤務時間が割り振られた日の勤務(休日勤務手当が支給されることとなる日の勤務を除く。)であって、正規の勤務時間と正規の勤務時間を超える勤務時間の合

$$\text{計が7時間45分を超えた場合} \cdots \frac{125}{100}$$

$$\cdot \cdot \cdot \frac{135}{100}$$

(ii) 前記(1)の(イ)の場合((iii)に該当する時間を除く。)

$$a \text{ 育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員以外の職員} \cdots \frac{25}{100}$$

b 育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員

- ・ 割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達しない場合 $\cdots$ 時間外勤務手当は支給しない
- ・ 割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分を超えた場合 $\cdots \frac{25}{100}$

(iii) 正規の勤務時間を超えてした勤務の時間が1箇月について60時間を超えた場合の60時間を超えて勤務した時間

$$a \text{ 前記(1)の(ア)に相当する勤務} \cdots \frac{150}{100} \text{ (注)}$$

ただし、その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間の時間である場合は $\frac{175}{100}$ (注)

$$b \text{ 前記(1)の(イ)に相当する勤務} \cdots \frac{50}{100} \text{ (注)}$$

(注) 職員勤務時間条例第10条の4第1項又は学校職員勤務時間条例第8条の4第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定され、当該時間外勤務代休時間に勤務しなかったときは、時間外勤務代休時間に代えられた時間外勤務の時間について、時間外勤務手当の支給割合の引上げ分の支給を要しない。

規則7—113

第2条第1号

規則7—113

第2条第2号

条例第14条

第1項、第2項

規則7—113

第2条第2項

規則7—113

第2条第3項

条例第14条第7項

条例第14条第3項

条例第14条第8項

条例第14条

第4項、第8項

(ウ) 時間外勤務時間数 正規の勤務時間を超えてした勤務の時間数は、一の給与期間の全時間数（支給割合を異にする部分があるときは、その異にする部分ごと）により計算する。	〔平成22年通知 第367号〕
(エ) 端数処理 (i) 勤務1時間当たりの給与額 銭位未満の端数は、切り捨てる。 (ii) 「給料及び管理職手当の月額合計額に対する地域手当」に1円未満の端数があるときは、切り捨てた額とする。 (iii) 支給割合別の勤務1時間当たりの給与額…(ア)に(イ)を乗じた額 50銭未満の端数は切り捨て、50銭以上1円未満の端数は切り上げる。 (iv) 時間外勤務時間数 一の給与期間における1時間未満の端数は、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てる。	規則7—53 第14条
(3) 支給日 一の給与期間の分を翌月の給料の支給日に支給する。ただし、離職又は死亡した場合は、その際に支給することができる。	規則7—0第8条
13 休日勤務手当	
休日等における正規の勤務時間中に勤務した職員に支給される手当である。 (注) 1 休日等とは、祝日法による休日（代休日を指定されて、休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、休日に代わる代休日。）及び年末年始の休日（代休日を指定されて、休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、休日に代わる代休日。）又はこれらの日に準ずるものとして人事委員会規則で定める日をいう。 2 管理職手当を受ける職員及び教育職給料表の適用を受ける職員には支給されない。	条例第15条第2項 第3項 規則7—70第2条 条例第21条の9 教育特別措置条例 第3条
(1) 支給要件 休日等において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられ、勤務した場合、その実際に勤務した全時間に対して支給される。 なお、交替制勤務者等で週休日が祝日法による休日と重なった場合において、休日勤務手当が支給される日は次に掲げる日となる。 (ア) 原則として、祝日法による休日の直後の勤務日等 (イ) 直後の勤務日等が規則第2条に規定する休日等に当たるときはその日の直後の勤務日等 (ウ) (ア)又は(イ)の基準により難い特殊な事情がある場合は、任命権者が他の日にすることについて人事委員会の承認を得た日 (注) (1)休日に当然勤務することになっている交替制勤務等の職員にも支給される。 (2)上記(イ)によることで、連休に係る休日勤務手当が支給される日が重なるときに、当該支給対象日の直後の勤務日を休日給が支給される日として取り扱うことができる。	規則7—70第2条 〔昭和48年通知 第174号〕

(例 1)						
	祝日 5月 3日(日)	祝日 4日(月)	祝日 5日(火)	休振 日替 6日(水)	7日(木)	8日(金)
勤務日・遇休日	○	○	×	×	○	○
休日勤務手当 の支給される日		△			▲	△
休日勤務手当 等の支給区分		休日勤務手当	勤務すれば 時間外勤務手当	勤務すれば 時間外勤務手当	休日勤務手当	休日勤務手当

(1) 祝日と日曜日が重なった場合（5月3日）は、その直後の祝日でない日（5月6日）が祝日法による休日（振替休日）となる。

(2) ×印は遇休日を、○印は勤務日を、△印は休日勤務手当の支給される日を、▲印は休日勤務手当の支給される日が重なるために人事委員会の承認を得たものとして△印の日を休日勤務手当の支給される日とすることを示す。

(例 2)

	祝日 5月3日(火)	祝日 4日(水)	祝日 5日(木)	6日(金)	7日(土)
勤務日・遇休日	×	○	×	○	○
休日勤務手当 の支給される日		△		▲	△
休日勤務手当 等の支給区分	勤務すれば 時間外勤務手当	休日勤務手当	勤務すれば 時間外勤務手当	休日勤務手当	休日勤務手当

(2) 支給額

$$\text{勤務1時間当たりの給与額} \times \frac{135}{100} \times \text{勤務時間数}$$

(注) 勤務1時間当たりの給与額の算出方法及び端数処理については、前記「12 時間外勤務手当」の項の(2)の(ア)及び(エ)に同じ

条例第15条第2項
規則7—70第3条

(3) 支給日

一の給与期間の分を翌月の給料の支給日に支給する。ただし、離職又は死亡した場合は、その際に支給することができる。

規則7—0第8条

14 夜間勤務手当

正規の勤務時間として、深夜に勤務することを命ぜられ、現に勤務した職員に支給する。ただし、管理職手当の支給を受ける職員には支給しない。

条例第16条
条例第21条の9

(1) 支給要件

正規の勤務時間として深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間）に勤務した全時間

条例第16条

(2) 支給額

勤務1時間当たりの給与額 $\times\frac{25}{100}\times$ 勤務時間数

条例第16条

(注) 勤務1時間当たりの給与額の算出方法及び端数処理については、前記「12 時間外勤務手当」の(2)の(ア)及び(エ)に同じ。

(3) 支給日

一の給与期間の分を翌月の給料の支給日に支給する。ただし、離職又は死亡した場合は、その際に支給することができる。

規則7-0第8条

15 宿日直手当

正規の勤務時間以外の時間並びに条例第18条の2に規定する休日又は国若しくは県の行事の行われる日で人事委員会が指定する日において、宿日直勤務を命ぜられ、現に勤務した職員に支給する。

条例第18条

(1) 支給要件

〔一般の宿日直勤務〕

前記の時間・日において、本来の勤務に従事しないで行う庁舎、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡、文書の收受及び庁内の監視を目的とする宿日直に従事した場合

規則7-17第2条

〔医師・歯科医師の宿日直勤務〕

前記の時間・日において、県内の市町村又は一部事務組合が開設する病院又は診療所の医師(歯科医師を含む。以下同じ。)の確保に資するため採用した医師の行う研修先の病院又は診療所における入院患者の病状の急変等に対処するため医師が宿日直勤務に従事した場合

〔昭和51年通知
第3号〕

〔特殊な業務を併せて行う宿日直勤務〕

前記の時間・日において、一般の宿日直勤務と次に掲げる業務を併せて行う宿日直勤務

規則7-17第3条

(ア) 警察本部又は警察署において、警察職員の行う警備又は事件の捜査及び処理等のために待機する業務

(イ) 警察学校において教官の行う初任科生の生活指導等の業務

(ウ) 児童福祉施設等で次に掲げるものにおいて、児童等と直接接することを常例とする職員の行う児童等の生活指導等の業務

〔昭和51年通知
第3号〕

施設名	所在地
女性相談センター	仙台市
子ども総合センター	名取市
中央児童相談所(児童の一時保護の業務を分掌する班に限る。)	名取市
さわらび学園	仙台市

(エ) 寄宿舎を有する県立学校で、次に掲げるものにおいて舎監の行う舎生の生活指導等の業務

施設名	所在地
農業高等学校	名取市
加美農業高等学校	加美郡色麻町
視覚支援学校	仙台市
聴覚支援学校	仙台市
<u>秋保かがやき支援学校</u>	<u>仙台市</u>
支援学校岩沼高等学園	岩沼市
支援学校小牛田高等学園	遠田郡美里町
支援学校女川高等学園	牡鹿郡女川町
船岡支援学校	柴田郡柴田町

規則 7—17 第 3 条

〔昭和 51 年通知
第 3 号〕

(オ) 農業又は水産に関する課程を置く県立学校において、生徒の実習指導に従事する教育職員の行う生徒の生活指導等の業務

規則 7—17 第 3 条

(カ) 特別支援学校の寄宿舎において、寄宿舎指導員の行う舎生の生活指導等の業務

(キ) 教育又は研修の機関で次に掲げるものにおいて、学生等と直接接する職員の行う学生等の生活指導等の業務

機関名	所在地
消防学校	仙台市
農業大学校	名取市
志津川自然の家	本吉郡南三陸町
松島自然の家	東松島市
蔵王自然の家	刈田郡蔵王町

〔昭和 51 年通知
第 3 号〕

(ク) ダムの管理施設において職員の行う機器等の監視、管理又は気象状況等の観測の業務

(ケ) 動物の飼育、植物の栽培等を行う施設又は農業に関する学科を置く高等学校において職員が行う動物又は植物の管理等の業務

(2) 支給額

1 回の勤務額。ただし、勤務時間が 5 時間未満の場合は $\frac{50}{100}$ を乗じた額。

規則 7—17 第 4 条

(ア) 一般の宿日直勤務の場合 4,400 円

(イ) 医師・歯科医師の宿日直勤務の場合 21,000 円

(ウ) 特殊な業務を併せて行う宿日直勤務の場合

(i) 前記 (1) の (ア) から (オ) までの業務 (ただし、(ウ) の業務については人事委員会が定める業務に限ることとし、(エ) の業務については農業高等学校、加美農業高等学校、視覚支援学校、聴覚支援学校、秋保かがやき支援学校、支援学校岩沼高等学園、支援学校小牛田高等学園、支援学校女川高等学園及び船岡支援学校に係るものに限る。) 7,400 円

(ii) 前記 (1) の (ウ) ((i) のただし書に掲げるものを除く。)、(エ) ((i) のただし書に掲げるものを除く。) 並びに (カ) 及び (キ) の業務 6,100 円

(iii) 前記 (1) の (ク) 及び (ケ) の業務 5,300 円

(3) 支給日

月の1日から末日までの分を翌月の給料の支給日に支給する。
ただし、離職又は死亡した場合は、その際に支給することができる。

規則7—17第5条

16 管理職員特別勤務手当

規則7—18別表第1に掲げる職を占める職員、特定任期付職員又は任期付研究員条例第5条第1項の給料表の適用を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は休日に勤務した場合に支給する。

条例第18条の2

第1項

第2項

このほか、災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日又は休日以外の日の午後10時から午前5時までの間の正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合に支給する。

〔平成3年通知
第250号〕

[週休日又は休日の勤務の場合]

(1) 支給要件

臨時又は緊急の必要等がある場合において、規則7—18別表第1に掲げる職を占める職員、特定任期付職員又は任期付研究員条例第5条第1項の給料表の適用を受ける職員で、週休日又は休日にやむを得ず勤務した場合

(2) 支給額

勤務1回につき、次に掲げる額を支給する。ただし、勤務に従事した時間が6時間を超える場合は $\frac{150}{100}$ を乗じた額とする。

規則7—109

第1条第1項
第2項

〔平成3年通知
第250号〕

(ア) (イ)の職員以外の規則7—18別表第1に掲げる職を占める職員

規則7—18別表第1に掲げる職種の区分に応じ、それぞれ次に定める額とする。

1種	12,000円
2種及び3種	10,000円
4種	8,000円
5種及び6種	6,000円
7種	4,000円

(注) 給与条例附則第32項の規定の適用を受ける職員(60歳を超える職員等)の手当の額は、当分の間、これらの額に100分の70を乗じて得た額(その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)とする。

規則7—109

附則第2項

(イ) 定年前再任用短時間勤務職員である規則7—18別表第1に掲げる職を占める職員

規則7—18別表第1に掲げる職種の区分に応じ、それぞれ次に定める額とする。

1種	11,000円
2種及び3種	9,000円
4種	7,000円
5種及び6種	5,000円
7種	3,000円

(注) 暫定再任用職員は定年前再任用短時間勤務職員とみなす。

規則7—109—5

附則第2項

(ウ) 特定任期付職員

任期付職員条例第4条第1項の給料表の号俸又は同条第3項の規定による給料月額に応じ、それぞれ次に定める額とする。

6号俸及び7号俸並びに任期付職員条例 第4条第3項の規定による給料月額	12,000円
--	---------

5号俸	10,000円	
2号俸から4号俸まで	8,000円	
1号俸	6,000円	
(エ) 任期付研究員条例第5条第1項の給料表の適用を受ける職員		
任期付研究員条例第5条第1項の給料表の号俸又は <u>同条第4項の規定による給料月額</u> に応じ、それぞれ次に定める額とする。		
6号俸及び任期付職員条例第5条第4項の規定による給料月額	12,000円	
4号俸及び5号俸	10,000円	
2号俸及び3号俸	8,000円	
1号俸	6,000円	
(3) 支給日		
一の給与期間の分を翌月の給料の支給日に支給する。ただし、離職又は死亡した場合は、その際に支給することができる。		規則7—0第8条
[週休日又は休日以外の日の <u>午後10時から午前5時までの間の勤務の場合</u>]		
(1) 支給要件		
災害への対処、臨時又は緊急の必要がある場合において、規則7—18別表第1に掲げる職を占める職員、 <u>特定任期付職員又は任期付研究員条例第5条第1項の給料表の適用を受ける職員</u> で、週休日又は休日以外の日の <u>午後10時から午前5時までの間の正規の勤務時間以外の時間</u> にやむを得ず勤務した場合		
(2) 支給額		
(ア) (イ) の職員以外の規則7—18別表第1に掲げる職を占める職員		規則7—109
規則7—18別表第1に掲げる職を占める職員に係る同表に掲げる職種の区分に応じ、それぞれ次に定める額とする。		第2条第1項
1種	6,000円	〔平成3年通知 第250号〕
2種及び3種	5,000円	
4種	4,000円	
5種及び6種	3,000円	
7種	2,000円	
(注) 給与条例附則第32項の規定の適用を受ける職員（60歳を超える職員等）の手当の額は、当分の間、これらの額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）とする。		規則7—109 附則第2項
(イ) 定年前再任用短時間勤務職員である規則7—18別表第1に掲げる職を占める職員		
規則7—18別表第1に掲げる職種の区分に応じ、それぞれ次に定める額とする。		
1種	5,500円	
2種及び3種	4,500円	
4種	3,500円	
5種及び6種	2,500円	
7種	1,500円	
(注) 暫定再任用職員は定年前再任用短時間勤務職員とみなす。		規則7—109—5
(ウ) <u>特定任期付職員</u>		附則第2項
<u>任期付職員条例第4条第1項の給料表の号俸又は同条第3項の規定による給料月額</u> に応じ、それぞれ次に定める額とする。		

<u>6号俸及び7号俸並びに任期付職員条例</u>	
<u>第4条第3項の規定による給料月額</u>	<u>6,000 円</u>
<u>5号俸</u>	<u>5,000 円</u>
<u>2号俸から4号俸まで</u>	<u>4,000 円</u>
<u>1号俸</u>	<u>3,000 円</u>

(エ) 任期付研究員条例第5条第1項の給料表の適用を受ける職員

任期付研究員条例第5条第1項の給料表の号俸又は同条第4項の規定による給料月額に
応じ、それぞれ次に定める額とする。

<u>6号俸及び任期付研究員条例第5条第4項</u>	
<u>の規定による給料月額</u>	<u>6,000 円</u>
<u>4号俸及び5号俸</u>	<u>5,000 円</u>
<u>2号俸及び3号俸</u>	<u>4,000 円</u>
<u>1号俸</u>	<u>3,000 円</u>

(3) 支給日

一の給与期間の分を翌月の給料の支給日に支給する。ただし、離職又は死亡した場合は、その際に支給することができる。

規則7—0第8条

(4) 週休日等から平日深夜に勤務が引き続いた場合の取扱い

規則7—109

以下の勤務をした場合、週休日又は休日以外の日の午後10時から午前5時までの間の正規
の勤務時間以外の時間に勤務をした分の手当は支給しない。

第3条

(ア) 週休日又は休日の勤務をした後、引き続いて週休日又は休日以外の日の午後10時から

〔平成3年通知
第250号〕

午前5時までの間の正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合

(イ) 週休日又は休日以外の日の午後10時から午前5時までの間の正規の勤務時間以外の時
間に勤務をした後、引き続いて週休日又は休日の勤務をした場合

17 管理職手当

管理又は監督の地位にある職員の職のうち規則で指定する職を占める職員に支給する。

条例第9条

(1) 支給範囲

別表第1に掲げる職を占める職員

規則7—18第1条

〔昭和44年通知
第361号〕

(2) 支給額

給料表の別並びに職務の級及び別表第1の職欄の区分に応じ、次に掲げる額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

規則7—18第2条

(ア) (イ)の職員以外の職員

別表第2の管理職手当欄に定める額（注）とする。

(注) 1 育児休業法第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員にあっては、その額に職員勤務時間条例第2条第2項又は学校職員勤務時間条例第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間をそれぞれ職員勤務時間条例第2条第1項又は学校職員勤務時間条例第3条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

2 給与条例附則第32項の規定の適用を受ける職員（60歳を超える職員等）にあっては、当分の間、別表第2の管理職手当欄に定める額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）とする。

規則7—18

第2条の2

(イ) 定年前再任用短時間勤務職員（注）又は育児休業法第18条第1項若しくは地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により採用された職員

別表第3の管理職手当欄に定める額に、職員勤務時間条例第2条第3項若しくは第4項又は学校職員勤務時間条例第3条第3項若しくは第4項の規定により定められたその者の勤務時間をそれぞれ職員勤務時間条例第2条第1項又は学校職員勤務時間条例第3条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(注) 1 暫定再任用短時間勤務職員以外の暫定再任用職員にあっては、別表第3の管理職手当欄に定める額（育児休業法第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員にあっては、その額に職員勤務時間条例第2条第2項又は学校職員勤務時間条例第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間をそれぞれ職員勤務時間条例第2条第1項又は学校職員勤務時間条例第3条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額）とする。

規則7—18—69

附則第2項

2 暫定再任用短時間勤務職員は定年前再任用短時間勤務職員とみなす。

規則7—18—69

附則第3項

(3) 支給方法等

(ア) 給料の支給方法に準じて支給する。

規則7—18第3条

(イ) 月の1日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合（公務災害又は通勤災害（外国派遣条例第3条第1項に規定する派遣職員、公益的法人等派遣条例第3条第1号に規定する派遣職員又は公益的法人等退職派遣者の派遣先のものを含む。）による病気休暇又は休職の場合を除く。）は、支給することができない。

別表第 1

組	組	職	区 分
知事	本庁	部 計 管 理 長 会 計 管 理 長 局 長	1 種
		医 療 健 康 局 長 国 際 経 済 ・ 観 光 局 長 理 事 技 監	2 種
		危 機 管 理 監 デ ジ タ ル 政 策 推 進 監 副 部 長 副 局 長	3 種
		参 術 参 事 技 術 参 事 課 長（担当課長を除く。） 局 長 代 理 室 長	4 種
		課 長（担当課長に限る。） 専 門 監 部（局）副 参 事 部（局）技 術 副 参 事	5 種
		総括課長補佐及び総括室長 補佐（人事委員会が定める 者に限る。）	7 種
	公務研修所	所 長	1 種
		副 所 長	4 種
	公文書館	館 長	4 種
	県税事務所（仙台中央県税 事務所を除く。）	所 長	4 種
		地 域 事 務 所 長	5 種
	仙台中央県税事務所	所 長	3 種
		副 所 長	4 種
		部 長	5 種
		扇 町 出 張 所 長	7 種
	消防学校	校 長	3 種
		副 校 長	4 種
	防災ヘリコプター管理事務所	所 長	4 種
	環境放射線監視センター	所 長	4 種
	東京事務所	所 長	1 種
		副 所 長	4 種

保健環境センター	所 長	3 種
	副 所 長	4 種
	部 長 副 部 長	5 種
食肉衛生検査所	所 長	4 種
動物愛護センター	所 長	
保健福祉事務所	所 長	3 種
	地 域 事 務 所 長 保 健 医 療 監 副 所 長	4 種
	技 術 副 所 長 部 長 支 所 長	5 種
保健所	所 長	4 種
	副 所 長 技 術 副 所 長 部 長 支 所 長	5 種
子ども総合センター	所 長	4 種
児童相談所	所 長	
	支 所 長	5 種
女性相談支援センター	所 長	4 種
さわらび学園	園 長	
リハビリテーション支援センター	所 長	
精神保健福祉センター	所 長	
大阪事務所	所 長	4 種
	名古屋産業立地センター所長	7 種
地方振興事務所	所 長 地 域 事 務 所 長	1 種
	副 所 長 地 域 事 務 所 副 所 長	3 種
	部長（畜産振興部長を除く。） 地域事務所部長（畜産振興部長を除く。）	4 種
	畜 産 振 興 部 長 副 部 長 地域事務所畜産振興部長 地 域 事 務 所 副 部 長	5 種
産業技術総合センター	所 長	1 種
	副 所 長	3 種

	研 究 連 携 推 進 監 局 長	4 種
	部 長	5 種
計量検定所	所 長	4 種
高等技術専門学校（仙台高等 技術専門学校を除く。）	校 長	
仙台高等技術専門学校	校 長	3 種
	副 校 長	4 種
障害者職業能力開発校	校 長	
松島公園管理事務所	所 長	6 種
農業大学校	校 長	3 種
	副 校 長	4 種
農業改良普及センター	所 長	4 種
農業・園芸総合研究所	所 長	3 種
	副 所 長 総 務 部 長 企 画 調 整 部 長	4 種
	部長（総務部長及び企画調 整部長を除く。）	
古川農業試験場	場 長	3 種
	副 場 長	4 種
	部 長	5 種
病虫害防除所	所 長	4 種
家畜保健衛生所	所 長	4 種
畜産試験場	場 長	4 種
	部 長	5 種
王城寺原補償工事事務所	所 長	4 種
水産技術総合センター（気 仙沼水産試験場を除く。）	所 長	3 種
	副 所 長	4 種
	技 術 副 所 長	5 種
水産技術総合センター気仙 沼水産試験場	場 長	4 種
	部 長	5 種
林業技術総合センター	所 長	4 種
	部 長	5 種
土木事務所（仙台土木事務 所及び気仙沼土木事務所を 除く。）	所 長	3 種
	副 所 長 地 域 事 務 所 長	4 種
	技 術 副 所 長	
	ダ ム 管 理 事 務 所 長	6 種

	仙台土木事務所	所 長	1 種
		副 所 長	3 種
		部 長	4 種
	気仙沼土木事務所	所 長	
		ダ ム 管 理 事 務 所 長	6 種
	港湾事務所	所 長	4 種
	ダム総合事務所	所 長	4 種
		ダ ム 管 理 事 務 所 長	6 種
	労働委員会事務局	事 務 局 長	1 種
		理 事	2 種
		副 事 務 局 長	3 種
		参 課 事 長	4 種
		局 副 参 事	5 種
		総括課長補佐（人事委員会 が定める者に限る。）	7 種
	地方機関	研 究 管 理 監	4 種
		専 門 監	5 種
		総括次長、副園長、副校 長、部総括次長及び局総括 次長（人事委員会が定める 者に限る。）	7 種
県議会	事務局	事 務 局 長	1 種
		理 事	2 種
		副 事 務 局 長	3 種
		参 課 事 長	4 種
		局 副 参 事	5 種
		総括課長補佐（人事委員会 が定める者に限る。）	7 種
教育委員会	教育庁	教 育 監 事	2 種
		副 教 育 長	3 種
		参 術 参 事 課長（担当課長を除く。） 室 長	4 種
		課長（担当課長に限る。） 専 門 監 庁 副 参 事 庁 技 術 副 参 事	5 種

		総括課長補佐及び総括室長補佐（人事委員会が定める者に限る。）	7 種
	教育事務所	所 長	4 種
	多賀城跡調査研究所	所 長	
	県立高等学校、県立中学校及び県立特別支援学校	校 長 副 校 長	6 種
		教 務 部 長 事 務 室 長 主幹（人事委員会が定める者に限る。）	7 種
	海洋総合実習船	船 長	5 種
	図書館	館 長	1 種
		副 館 長	3 種
		企 画 管 理 部 長	4 種
		資 料 奉 仕 部 長	5 種
	総合教育センター	所 長	3 種
		副 所 長 企 画 管 理 部 長	4 種
		教 育 推 進 部 長	5 種
	自然の家	所 長	4 種
	東北歴史博物館	副 館 長	3 種
		管 理 部 長	4 種
		部長（管理部長を除く。）	5 種
	美術館	副 館 長	3 種
		管 理 部 長	4 種
		部長（管理部長を除く。）	5 種
	市町村立中学校、市町村立小学校及び市町村立義務教育学校	校 長 副 校 長	6 種
		教 頭	7 種
	地方機関	総括次長（人事委員会が定める者に限る。）	7 種
	学校以外の教育機関	総括次長（人事委員会が定める者に限る。）	
人事委員会	事務局	事 務 局 長	1 種
		理 事	2 種
		副 事 務 局 長	3 種
		参 事 長	4 種
		局 副 参 事	5 種

		総括課長補佐（人事委員会 が定める者に限る。）	7 種
監査委員	事務局	事 務 局 長	1 種
		理 事	2 種
		副 事 務 局 長 監 査 監	3 種
		参 事 事 技 術 参 事 長 課	4 種
		監 査 専 門 監 局 副 参 事 局 技 術 副 参 事	5 種
		総括課長補佐（人事委員会 が定める者に限る。）	7 種
県警察	本部	部 長 首 席 監 察 官 組 織 犯 罪 対 策 局 長 サイバーセキュリティ統括官 参 事 官	3 種
		参 事 長 課 企 画 官 公 安 委 員 会 補 佐 室 長 上 席 監 察 官 監 察 官 機 動 警 ら 隊 長 機 動 捜 査 隊 長 鉄 道 警 察 隊 長 機 動 隊 長 交 通 機 動 隊 長 高 速 道 路 交 通 警 察 隊 長 科 学 捜 査 研 究 所 長 監 査 室 長 犯 罪 被 害 者 支 援 室 長 健 康 管 理 セ ン タ ー 所 長 交 通 事 故 総 合 分 析 室 長 高 齢 運 転 者 等 支 援 室 長 管 理 官（人事委員会が定め る者に限る。） 航 空 隊 長	4 種
		管理官（人事委員会が定め る者を除く。）	5 種

	会 計 調 査 官 施 設 調 査 官 自 動 車 整 備 工 場 長 相 談 調 査 官 情 報 管 理 調 査 官 給 与 調 査 官 教 養 調 査 官 上 席 研 究 官 交 通 管 制 官	
警察学校	校 長	3 種
	副 校 長	4 種
	部 長	3 種
	課 長	4 種
	管 理 官	
	署長（人事委員会が定める者に限る。）	3 種
	署長（人事委員会が定める者を除く。） 副署長（人事委員会が定める者に限る。）	4 種
警察署	副署長（人事委員会が定める者を除き、警視の階級にある者に限る。） 会計官（人事委員会が定める者に限る。）	5 種
	所 長	
運転免許センター		

別表第2

ア 行政職給料表

職務の級	区分	管理職手当
10 級	1 種	139,300円
9 級	1 種	130,300円
	2 種	119,900円
8 級	3 種	94,000円
	4 種	84,600円
7 級	4 種	79,700円
	5 種	66,400円
	6 種	53,100円
	7 種	44,300円。ただし、県立高等学校、県立中学校又は県立特別支援学校の事務部長の職で人事委員会が定める職員にあっては53,100円。
6 級	4 種	74,800円
	5 種	62,300円
	6 種	49,900円
	7 種	41,600円。ただし、県立高等学校、県立中学校又は県立特別支援学校の事務部長の職で人事委員会が定める職員にあっては49,900円。
5 級	5 種	59,500円
	6 種	47,600円
	7 種	39,700円
4 級	6 種	44,400円
	7 種	37,000円

イ 公安職給料表

職務の級	区分	管理職手当
9 級	3 種	95,700円
8 級	4 種	81,800円
7 級	4 種	80,500円
	5 種	67,100円
6 級	5 種	64,600円
5 級	5 種	61,000円

ウ 教育職給料表(1)

職務の級	区分	管理職手当
4 級	6 種	54,600円。ただし、県立高等学校及び県立特別支援学校（以下「県立高等学校等」という。）の校長の職で人事委員会が定める職員にあっては72,800円又は63,700円。
3 級	6 種	52,900円
	7 種	44,100円。ただし、県立高等学校等の教頭の職で人事委員会が定める職員にあっては52,900円。

エ 教育職給料表(2)

職務の級	区分	管理職手当
4 級	6 種	52,100円（市町村立義務教育学校の校長の職にあつては60,800円）。ただし、県立中学校、市町村立中学校及び市町村立小学校（以下「県立中学校等」という。）の校長の職で人事委員会が定める職員にあつては69,500円又は60,800円、市町村立義務教育学校の校長の職で人事委員会が定める職にあつては69,500円。
3 級	6 種	52,500円
	7 種	43,700円。ただし、県立中学校等の教頭の職で人事委員会が定める職員にあつては52,500円。

オ 研究職給料表

職務の級	区分	管理職手当
5 級	1 種	129,300円
	2 種	119,000円
	3 種	103,400円
	4 種	93,100円
4 級	4 種	80,600円
	5 種	67,200円
	6 種	53,700円
	7 種	44,800円
3 級	7 種	40,600円

カ 医療職給料表(1)

職務の級	区分	管理職手当
4 級	1 種	137,700円
	2 種	126,600円
	3 種	110,100円
	4 種	99,100円
3 級	4 種	92,500円
	5 種	77,100円
2 級	4 種	85,900円
	5 種	71,600円

キ 医療職給料表(2)

職務の級	区分	管理職手当
7 級	4 種	79,700円
	5 種	66,400円
6 級	4 種	74,800円
	5 種	62,300円
	6 種	49,900円
	7 種	41,600円
5 級	7 種	39,300円

ク 医療職給料表(3)

職務の級	区分	管理職手当
6 級	4 種	78,000円
	5 種	65,000円
5 級	6 種	47,400円
	7 種	39,500円

備考

別表第1に掲げる職のうち、この表に掲げられていない管理職手当を定める特段の事情があると人事委員会が認める職を占める職員に支給する管理職手当については、当該職員の属する職務の級及び当該職の区分を考慮して、次の各号に掲げる額の範囲内で人事委員会が別に定める額とする。

- (1) 当該職員の属する職務の級に対応する同表の職務の級欄に、当該職の区分より1段高い区分があるときは、当該区分に係る管理職手当の額未満の額
- (2) 当該職員の属する職務の級に対応する同表の職務の級欄に、当該職の区分より1段低い区分があるときは、当該区分に係る管理職手当の額を超える額
- (3) 当該職員の属する職務の級より上位の職務の級に対応する同表の職務の級欄に、当該職の区分に係る管理職手当の区分があるときは、当該管理職手当の額未満の額
- (4) 当該職員の属する職務の級より下位の職務の級に対応する同表の職務の級欄に、当該職の区分に係る管理職手当の区分があるときは、当該管理職手当の額を超える額

別表第3

ア 行政職給料表

職務の級	区分	管理職手当
10 級	1 種	1 3 3, 6 0 0 円
9 級	1 種	1 1 2, 9 0 0 円
	2 種	1 0 3, 9 0 0 円
8 級	3 種	7 9, 8 0 0 円
	4 種	7 1, 8 0 0 円
7 級	4 種	6 5, 6 0 0 円
	5 種	5 4, 7 0 0 円
	6 種	4 3, 8 0 0 円
	7 種	3 6, 5 0 0 円。ただし、県立高等学校、県立中学校又は県立特別支援学校の事務部長の職で人事委員会が定める職員にあっては4 3, 8 0 0 円。
6 級	4 種	5 7, 8 0 0 円
	5 種	4 8, 2 0 0 円
	6 種	3 8, 5 0 0 円
	7 種	3 2, 1 0 0 円。ただし、県立高等学校、県立中学校又は県立特別支援学校の事務部長の職で人事委員会が定める職員にあっては3 8, 5 0 0 円。
5 級	5 種	4 4, 3 0 0 円
	6 種	3 5, 4 0 0 円
	7 種	2 9, 5 0 0 円
4 級	6 種	3 3, 5 0 0 円
	7 種	2 7, 9 0 0 円

イ 公安職給料表

職務の級	区分	管理職手当
9 級	3 種	8 3, 8 0 0 円
8 級	4 種	6 9, 5 0 0 円
7 級	4 種	6 2, 9 0 0 円
	5 種	5 2, 5 0 0 円
6 級	5 種	4 8, 8 0 0 円
5 級	5 種	4 6, 6 0 0 円

ウ 教育職給料表(1)

職務の級	区分	管理職手当
4 級	6 種	5 1, 0 0 0 円。ただし、県立高等学校等の校長の職で人事委員会が定める職員にあっては6 8, 0 0 0 円又は5 9, 5 0 0 円。
3 級	6 種	4 1, 5 0 0 円
	7 種	3 4, 6 0 0 円。ただし、県立高等学校等の教頭の職で人事委員会が定める職員にあっては4 1, 5 0 0 円。

エ 教育職給料表(2)

職務の級	区分	管理職手当
4 級	6 種	49,800円（市町村立義務教育学校の校長の職にあっては58,000円）。ただし、県立中学校等の校長の職で人事委員会が定める職員にあっては66,300円又は58,000円、市町村立義務教育学校の校長の職で人事委員会が定める職にあっては66,300円。
3 級	6 種	40,700円
	7 種	33,900円。ただし、県立中学校等の教頭の職で人事委員会が定める職員にあっては40,700円。

オ 研究職給料表

職務の級	区分	管理職手当
5 級	1 種	98,300円
	2 種	90,500円
	3 種	78,700円
	4 種	70,800円
4 級	4 種	59,900円
	5 種	49,900円
	6 種	39,900円
	7 種	33,300円
3 級	7 種	28,900円

カ 医療職給料表(1)

職務の級	区分	管理職手当
4 級	1 種	115,900円
	2 種	106,700円
	3 種	92,700円
	4 種	83,500円
3 級	4 種	70,300円
	5 種	58,600円
2 級	4 種	60,500円
	5 種	50,400円

キ 医療職給料表(2)

職務の級	区分	管理職手当
7 級	4 種	65,600円
	5 種	54,700円
6 級	4 種	57,800円
	5 種	48,200円
	6 種	38,500円
	7 種	32,100円
5 級	7 種	28,700円

ク 医療職給料表(3)

職務の級	区分	管理職手当
6 級	4 種	59,900円
	5 種	49,900円
5 級	6 種	35,300円
	7 種	29,500円

備考

別表第1に掲げる職のうち、この表に掲げられていない管理職手当を定める特段の事情があると人事委員会が認める職を占める職員に支給する管理職手当については、当該職員の属する職務の級及び当該職の区分を考慮して、次の各号に掲げる額の範囲内で人事委員会が別に定める額とする。

- (1) 当該職員の属する職務の級に対応する同表の職務の級欄に、当該職の区分より1段高い区分があるときは、当該区分に係る管理職手当の額未満の額
- (2) 当該職員の属する職務の級に対応する同表の職務の級欄に、当該職の区分より1段低い区分があるときは、当該区分に係る管理職手当の額を超える額
- (3) 当該職員の属する職務の級より上位の職務の級に対応する同表の職務の級欄に、当該職の区分に係る管理職手当の区分があるときは、当該管理職手当の額未満の額
- (4) 当該職員の属する職務の級より下位の職務の級に対応する同表の職務の級欄に、当該職の区分に係る管理職手当の区分があるときは、当該管理職手当の額を超える額

18 初任給調整手当

医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職で採用困難と認められる職、獣医学に関する専門的知識を有し採用困難と認められる職又はそれ以外の職で特殊な専門知識を必要とし、かつ、採用に特別の事情があると認められる職に一定期間支給する。

条例第9条の2

(1) 支給要件

(ア) 支給する職

条例第9条の2

- (i) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で、次に掲げるものに採用された者

規則7—4 1 第2条

a 離島その他のへき地に所在する公署に置かれる職で、採用による欠員の補充が著しく困難であると人事委員会が認めるもの

b 市及び町村に所在する公署のうち次に掲げるものに置かれる職で、採用による欠員の補充が困難であると人事委員会が認めるもの

〔昭和37年通知〕
第93号

仙南保健福祉事務所、仙台保健福祉事務所、北部保健福祉事務所、北部保健福祉事務所栗原地域事務所、東部保健福祉事務所、東部保健福祉事務所登米地域事務所、気仙沼保健福祉事務所、子ども総合センター、中央児童相談所、北部児童相談所、東部児童相談所、リハビリテーション支援センター及び精神保健福祉センター

c a及びbに掲げる職以外の職

条例第9条の2

- (ii) 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難と認められる職（(i)に掲げる職を除く）で人事委員会規則で定めるもの（注）

(iii) 獣医学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難と認められる職で、行政職給料表、研究職給料表又は医療職給料表(2)の適用を受ける職員

規則7—4 1 第2条
第2項

(iv) (i) (ii) (iii)以外の職のうち特殊な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職で人事委員会規則で定めるもの（注）

（注）「人事委員会規則で定めるもの」に該当する職はない。

(イ) 職員の範囲

(i) 前記(ア)(i)の職に採用された職員であって、その採用が大学（短期大学を除く。）

規則7—4 1 第3条

卒業の日から35年を経過するまでの期間（旧専門学校令による専門学校等で人事委員会の定めるものを卒業した者については、人事委員会の定める経過期間）内に行われた職員

(ii) 前期(ア)(iii)の職に採用された職員であって、その採用が大学卒業の日から15年を経過するまでの期間内に行われた職員

(ウ) 支給要件の特例

前記(ア)の職に在職する職員のうち、前記(イ)に定める職員の要件に準じて人事委員会が定める要件を満たしている者（以下「第4条各号該当職員」という。）に対しても、この手当を支給する。

規則7—4 1 第4条

(2) 支給期間及び支給額

規則7—4 1 第6条

(ア) 支給期間

(i) 前記(1)(ア)(i)の場合 35年

(ii) 前記(1)(ア)(iii)の場合 15年

(イ) 支給額 職員の区分及び期間の区分に応じて、別表第1（給与条例附則第32項の規定の適用を受ける職員（60歳を超える職員等）は、当分の間、別表第2）に掲げる額（注）

規則7—4 1 第6条
の2

（注）育児休業法第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員にあっては、職員勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して

得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

※ この場合において、この表の適用については、大学（旧専門学校令による専門学校等で人事委員会の定めるものも含む。）卒業の日の属する月の翌月の初日からそれぞれ採用の日の前日又は第4条各号該当職員となった日の前日までの期間に相当する期間は、この手当は支給されていたものとする。

別表第1

職員の区分 期間の区分		1項職員〔前記(1)(ア)(i)〕			2項職員 〔同 (iii) 〕
		1種〔a〕	2種〔b〕	3種〔c〕	
	1年未満	<u>416,600 円</u>	<u>370,400 円</u>	<u>310,000 円</u>	<u>51,800 円</u>
1年以上	2年未満	<u>416,600</u>	<u>370,400</u>	<u>310,000</u>	<u>48,800</u>
2年以上	3年未満	<u>416,600</u>	<u>370,400</u>	<u>310,000</u>	<u>45,800</u>
3年以上	4年未満	<u>416,600</u>	<u>370,400</u>	<u>310,000</u>	<u>42,800</u>
4年以上	5年未満	<u>416,600</u>	<u>370,400</u>	<u>310,000</u>	<u>39,800</u>
5年以上	6年未満	<u>416,600</u>	<u>370,400</u>	<u>310,000</u>	<u>36,800</u>
6年以上	7年未満	<u>416,600</u>	<u>370,400</u>	<u>310,000</u>	<u>33,800</u>
7年以上	8年未満	<u>416,600</u>	<u>370,400</u>	<u>310,000</u>	<u>30,800</u>
8年以上	9年未満	<u>416,600</u>	<u>370,400</u>	<u>310,000</u>	<u>27,800</u>
9年以上	10年未満	<u>416,600</u>	<u>370,400</u>	<u>310,000</u>	<u>24,800</u>
10年以上	11年未満	<u>416,600</u>	<u>370,400</u>	<u>310,000</u>	<u>21,800</u>
11年以上	12年未満	<u>416,600</u>	<u>370,400</u>	<u>310,000</u>	<u>18,800</u>
12年以上	13年未満	<u>416,600</u>	<u>370,400</u>	<u>310,000</u>	<u>15,800</u>
13年以上	14年未満	<u>416,600</u>	<u>370,400</u>	<u>310,000</u>	<u>12,800</u>
14年以上	15年未満	<u>416,600</u>	<u>370,400</u>	<u>310,000</u>	<u>9,800</u>
15年以上	16年未満	<u>416,600</u>	<u>370,400</u>	<u>310,000</u>	
16年以上	17年未満	<u>412,200</u>	<u>366,400</u>	<u>306,700</u>	
17年以上	18年未満	<u>407,800</u>	<u>362,400</u>	<u>303,400</u>	
18年以上	19年未満	<u>403,400</u>	<u>358,400</u>	<u>300,100</u>	
19年以上	20年未満	<u>399,000</u>	<u>354,400</u>	<u>296,800</u>	
20年以上	21年未満	<u>394,600</u>	<u>350,400</u>	<u>293,500</u>	
21年以上	22年未満	<u>378,600</u>	<u>336,400</u>	<u>281,500</u>	
22年以上	23年未満	<u>360,100</u>	<u>320,400</u>	<u>268,000</u>	
23年以上	24年未満	<u>341,100</u>	<u>303,900</u>	<u>254,500</u>	
24年以上	25年未満	<u>322,100</u>	<u>287,400</u>	<u>241,000</u>	
25年以上	26年未満	<u>302,600</u>	<u>270,900</u>	<u>227,500</u>	
26年以上	27年未満	<u>281,600</u>	<u>251,400</u>	<u>210,500</u>	
27年以上	28年未満	<u>260,600</u>	<u>231,900</u>	<u>193,500</u>	
28年以上	29年未満	<u>239,600</u>	<u>212,400</u>	<u>176,500</u>	
29年以上	30年未満	<u>217,600</u>	<u>192,900</u>	<u>159,500</u>	
30年以上	31年未満	<u>195,600</u>	<u>172,400</u>	<u>142,000</u>	
31年以上	32年未満	<u>173,600</u>	<u>151,900</u>	<u>124,500</u>	
32年以上	33年未満	<u>150,600</u>	<u>131,400</u>	<u>107,000</u>	
33年以上	34年未満	<u>127,600</u>	<u>109,900</u>	<u>87,000</u>	
34年以上	35年未満	<u>104,600</u>	<u>88,400</u>	<u>67,000</u>	

別表第2

職員の区分 期間の区分		2 項職員
	1 年未満	36,300 円
1 年以上	2 年未満	34,200
2 年以上	3 年未満	32,100
3 年以上	4 年未満	30,000
4 年以上	5 年未満	27,900
5 年以上	6 年未満	25,800
6 年以上	7 年未満	23,700
7 年以上	8 年未満	21,600
8 年以上	9 年未満	19,500
9 年以上	10 年未満	17,400
10 年以上	11 年未満	15,300
11 年以上	12 年未満	13,200
12 年以上	13 年未満	11,100
13 年以上	14 年未満	9,000
14 年以上	15 年未満	6,900

(3) 支給方法

給料の支給方法に準じて支給する。

規則7—4 1 第9条

19 特勤勤務手当等

特勤勤務手当は、離島その他の生活の著しく不便な地に所在する公署（特勤公署）に勤務する職員に支給し、特勤勤務手当に準ずる手当は、特勤公署又はこれらに準ずる公署（準特勤公署）に勤務する職員が異動等に伴い住居を移転した場合に一定期間支給する。

条例第12条の2
条例第12条の3

[特勤勤務手当]

(1) 支給範囲

次の表に掲げる特勤公署に勤務する職員及び臨時的に置かれる公署で別に人事委員会が定めるもの（※）に勤務する職員

規則7-62
第1条

※ 該当公署なし

(ア) 1年を通じて特勤勤務手当が支給される公署

規則7-62
第1条別表第1号

級別区分	公 署 名
1 級 地	大崎地方ダム総合事務所上大沢ダム管理事務所
	大崎地方ダム総合事務所岩堂沢ダム管理事務所
	鳴子警察署鬼首駐在所

(イ) 冬期（毎年11月1日から翌年3月31日まで）に限り特勤勤務手当が支給される公署

規則7-62
第1条別表第2号

級別区分	公 署 名
1 級 地	栗原地方ダム総合事務所荒砥沢ダム管理事務所

(2) 特勤勤務手当を支給しない期間

(1)の(イ)の表に掲げる公署又は臨時的に置かれ、特勤公署に該当する公署で別に人事委員会が定めるもの（※）に勤務する職員には、冬期以外の期間は、特勤勤務手当を支給しない。

規則7-62
第2条の2

※ 該当公署なし

(3) 支給額

特勤勤務手当基礎額（次の(ア)と(イ)の合計額）×級別支給割合（※）

規則7-62第2条

※ 級別支給割合

級別区分	1 級 地	2 級 地	3 級 地	4 級 地
支給割合	$\frac{4}{100}$	$\frac{8}{100}$	$\frac{12}{100}$	$\frac{16}{100}$

(注1) 支給額に1円未満の端数があるときは、切り捨てた額とする。

規則7-62第6条

(注2) 特勤勤務手当の月額が現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額に $\frac{25}{100}$ を乗じて

得た額を超えるときは、当該額とする。

(注3) 「給料」には、給料の調整額、教職調整額、管理監督職勤務上限年齢調整額が含まれる（以下「給料」とあるのは全て同じ。）。

(注4) 定年前再任用短時間勤務職員（暫定再任用職員を含む。）の特勤勤務手当基礎額は、現に受ける給料の月額。

〔昭和56年通知
第230号〕

(ア) {※1} × 1 / 2

※1 次の各区分の定める日に受けていた給料及び扶養手当の月額合計額

(i) 職員が新たに特地公署に勤務することとなった場合 新たに勤務することとなった日

(ii) 職員が特地公署以外の公署に勤務することとなった場合において、その勤務することとなった日後に当該公署が特地公署に該当したとき その該当した日

(iii) (i)、(ii)又は(iii)の規定の適用を受けていた職員がその勤務する特地公署の移転に伴って住居を移転した場合において、当該公署が当該移転後も引き続き特地公署に該当するとき 当該公署の移転の日

(注1) 給与条例附則第32項の規定の適用を受ける職員(60歳を超える職員等)であって、(i)、(ii)及び(iii)に定める日において給与条例附則第32項の規定の適用を受ける職員以外の職員であったものにあつては、当分の間、※1は、(i)、(ii)及び(iii)に定める日において受けていた給料の月額に100分の70を乗じて得た額及び同日に受けていた扶養手当の月額合計額とする。

(注2) (i)、(ii)及び(iii)に定める日が平成14年4月1日から同年12月31日までの場合は平成14年改正後の給与条例の規定により、その日が平成15年4月1日から同年11月30日までの場合は平成15年改正後の給与条例の規定により、その日が平成17年4月1日から同年11月30日までの場合は平成17年改正後の給与条例の規定により、その日が平成18年4月1日から同年11月30日までの場合は平成18年改正後の給与条例の規定により、その日が平成21年4月1日から同年11月30日までの場合は平成21年改正後の給与条例の規定により、その日が平成22年4月1日から同年11月30日までの場合は平成22年改正後の給与条例の規定により、その日が平成23年4月1日から同年11月30日までの場合は平成23年改正後の給与条例の規定により算出する。

なお、給与条例附則第32項の規定の適用を受ける職員(60歳を超える職員等)のうち、この(注2)に該当する職員の特地勤務手当基礎額は、これらに準じて人事委員会の定めるところにより算出した額とする。

(注3) (i)、(ii)又は(iii)に定める日が平成10年4月1日前であるときの※1は平成10年4月1日に受けていた給料及び扶養手当の月額合計額となる。

(iv) 次に掲げる職員に係る(i)～(iii)の定める日に受けていた※1は、次の区分により算定する。

なお、給与条例附則第32項の規定の適用を受ける職員(60歳を超える職員等)のうち、この(iv)に該当する職員の特地勤務手当基礎額は、これらに準じて人事委員会の定めるところにより算出した額とする。

a 育児休業法第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員(以下「育児短時間勤務職員等」という。)以外の職員であつて、(i)～(iii)に掲げる日において育児短時間勤務職員等であったもの

同日に受けていた給料の月額÷同日における算出率+同日に受けていた扶養手当

b 育児短時間勤務職員等であつて、(i)～(iii)に掲げる日において育児短時間勤務職員等以外の職員であったもの

同日に受けていた給料の月額×手当の支給時点における算出率+

同日に受けていた扶養手当

c 育児短時間勤務職員等であつて、(i)～(iii)に掲げる日において育児短時間勤務職員等であったもの

規則7—62

第3条の2

規則7—62

第3条の2第2項

規則7—62—12

第2項

規則7—62

第2条第4項

規則7—62

第3条の2第2項

$\frac{\text{同日に受けていた給料の月額} \div \text{同日における算出率} \times \text{手当の支給時点における算出率} + \text{同日に受けていた扶養手当}}{2}$	
(イ) {現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額} × 1 / 2	
(4) 地域手当との調整 給与条例第11条の2の規定による地域手当が支給される職員（(2)により特勤手当を支給されない職員を除く。）には、当該地域手当の額の限度において特勤手当は支給しない。	規則7—62第3条
(5) 支給方法 給料の支給方法に準じて支給する。	規則7—62第7条
[特勤手当に準ずる手当]	
(1) 支給範囲 特勤公署若しくは人事委員会が指定する準特勤公署（注）に異動して勤務する職員のうちその異動に伴って住居を移転した者、又は職員の勤務する公署が移転して特勤公署若しくは準特勤公署に該当することとなった場合にその移転に伴って住居を移転した者 （注）「人事委員会が指定する準特勤公署」については、令和6年3月29日宮人委第321号を参照のこと。	条例第12条の3 第1項 [令和6年通知 第321号]
(2) 支給の始期及び終期 職員が異動等に伴って住居を移転した日から開始し、当該異動等の日から起算して3年（その異動等の日から起算して3年を経過する際その有する技術、経験等に照らし、3年を超えて引き続き異動等の直後の公署に勤務させることが必要であると任命権者が認めた職員にあっては、6年）に達する日をもって終わる。 ただし、当該職員に次に掲げる事由が生じた場合には、それぞれに定める日をもってその支給を終わる。 （ア）職員が特勤公署若しくは準特勤公署以外の公署に異動した場合又は職員の在勤する公署が移転等のため、特勤公署若しくは準特勤公署に該当しないこととなった場合 当該異動又は移転等の日の前日 （イ）職員が他の特勤公署若しくは準特勤公署に異動し、当該異動に伴って住居を移転した場合又は職員の在勤する公署が移転し、当該移転に伴って職員が住居を移転した場合（当該公署が引き続き特勤公署又は準特勤公署に該当する場合に限る。） 住居移転の日の前日	条例第12条の3 第1項 規則7—62 第4条第1項
(3) 特勤手当に準ずる手当を支給しない期間 第2条の2各号に掲げる公署（[特勤手当]の(2)の公署）のうち人事委員会が定めるもの（※1）又は準特勤公署のうち人事委員会が定めるもの（※2）に勤務する職員には、冬期以外の期間は、特勤手当に準ずる手当を支給しない。 ※1 該当公署なし ※2 令和6年3月29日宮人委第321号の記の2に掲げる公署	規則7—62 第4条第4項 [令和6年通知 第321号]

(4) 支給額

(ア) 異動等の日から起算して4年に達するまでの間

{※1} × 級地に応じた支給割合 (下表)

級別区分	4級地、3級地	2級地、1級地	準特地公署
支給割合	$\frac{6}{100}$	$\frac{5}{100}$	$\frac{4}{100}$

※1 異動又は公署の移転の日に受けていた給料(※2)及び扶養手当の月額合計額(定年前再任用短時間勤務職員(暫定再任用職員を含む。))にあっては、現に受ける給料の月額(以下(イ)(ウ)において同じ)

※2 給料(以下「給料」とあるのは全て同じ。)

「給料」には、給料の調整額、教職調整額、管理監督職勤務上限年齢調整額が含まれる。

(イ) 異動等の日から起算して4年に達した後から5年に達するまでの間

$$\{※1\} \times \frac{4}{100}$$

(ウ) 異動等の日から起算して5年に達した後の1年間

$$\{※1\} \times \frac{2}{100}$$

(注1) (3)の※2の公署に在勤する職員(特地公署のうち、冬期以外の期間については、特地勤務手当も特地勤務手当に準ずる手当も支給しないものとして人事委員会が定めた公署以外に在勤する職員)については、冬期以外の期間については、準特地公署とみなして(ア)～(ウ)を適用する。

(注2) (ア)から(ウ)により算出した額が、現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額に $\frac{6}{100}$ を乗じて得た額を超えるときは、当該額とする。

(注3) 給与条例附則第32項の規定を受ける職員(60歳を超える職員等)であって、異動又は公署の移転の日において給与条例附則第32項の規定の適用を受ける職員以外の職員であったものにあっては、当分の間、※2は、異動又は公署の移転の日に受けていた給料の月額に100分の70を乗じて得た額及び同日に受けていた扶養手当の月額合計額とする。

(注4) 次に掲げる職員に係る異動又は公署の移転の日に受けていた※2は、次の区分により算定する。

なお、給与条例附則第32項の規定を受ける職員(60歳を超える職員等)のうち、この(注4)に該当する職員の特地勤務手当に準ずる手当の月額は、これらに準じて人事委員会の定めるところにより算出した額とする。

a 育児休業法第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員(以下「育児短時間勤務職員等」という。)以外の職員であって、異動又は公署の移転の日において育児短時間勤務職員等であったもの

(同日に受けていた給料の月額÷同日における算出率) +

(同日に受けていた扶養手当)

b 育児短時間勤務職員等であって、異動又は公署の移転の日において育児短時間勤務職員等以外の職員であったもの

(同日に受けていた給料の月額×手当の支給時点における算出率) +

(同日に受けていた扶養手当)

c 育児短時間勤務職員等であって、異動又は公署の移転の日において育児短時間勤務職員等であったもの

規則7—62

第4条第2項

昭和56年通知
第230号

規則7—62

第4条第2項表備考

規則7—62

第4条第2項

規則7—62

第5条の2第1項

規則7—62

第4条第3項

規則7—62

第5条の2第2項

同日に受けていた給料の月額÷同日における算出率×

手当の支給時点における算出率+同日に受けていた扶養手当

(注5) 支給額に1円未満の端数があるときは、切り捨てた額とする。

(5) 公署の指定日前の異動者の特例

特地公署又は準特地公署の指定日前にその公署に異動し、その異動に伴って住居を移転した職員のうち、指定日において、その異動の日から3年を経過していない者には、指定日以降特地勤務手当に準ずる手当を支給する。

この場合における手当の支給期間及び支給額は、その職員の指定日に勤務する公署がその職員の異動の前日に特地公署又は準特地公署に指定されていたものとした場合に前記(2)及び(4)により指定日以降支給されることとなる期間及び支給額とする。

(6) 支給方法

給料の支給方法に準じて支給する。

20 へき地手当等

へき地手当は、へき地学校並びにこれに準ずる学校及び共同調理場（以下「へき地学校等」という。）に勤務する職員に支給し、へき地手当に準ずる手当はへき地学校等及び特別の地域に所在する学校に勤務する職員が異動等に伴い住居を移転した場合に一定期間支給する。

[へき地手当]

(1) 支給範囲

次の表に掲げるへき地学校等に勤務する職員

区分	学校名
3級	白石市立福岡小学校不忘分校ほか
2級	白石市立深谷小学校三住分校ほか
1級	白石市立福岡小学校八宮分校ほか
準へき地学校	川崎町立川崎第二小学校ほか

(2) 支給額

(給料月額+給料の調整額+教職調整額+管理監督職勤務上限年齢調整額+扶養手当) (※)
×級別支給割合

○ 級別支給割合

級別区分	5級	4級	3級	2級	1級	準へき地学校
支給割合	$\frac{25}{100}$	$\frac{20}{100}$	$\frac{16}{100}$	$\frac{12}{100}$	$\frac{8}{100}$	$\frac{4}{100}$

(注) 支給額に1円未満の端数があるときは、切り捨てた額とする。

※ 定年前再任用短時間勤務職員（暫定再任用職員を含む。）にあっては、現に受ける給料の月額。なお、「給料」には、給料の調整額、教職調整額、管理監督職勤務上限年齢調整額が含まれる（以下「給料」とあるのは全て同じ。）。

(3) 地域手当との調整

給与条例第11条の2の規定による地域手当が支給される職員には、当該地域手当の額の限度においてへき地手当は支給しない。

規則7—6 2第6条

条例第12条の3
第2項
規則7—6 2第5条

規則7—6 2第7条

条例第21条の4
条例第21条の5

規則7—3 9
第1条別表

規則7—3 9第3条

規則7—3 9第8条

規則7—3 9第4条

(4) 支給方法 給料の支給方法に準じて支給する。	規則 7—39 第 9 条
[へき地手当に準ずる手当]	
(1) 支給範囲 へき地学校等若しくは人事委員会が指定する特別の地域に所在する学校（注）（以下「特別地域学校」という。）に異動して勤務する職員のうちその異動に伴って住居を移転した者、又は職員の勤務する学校が移転してへき地学校等若しくは特別地域学校に該当することとなった場合にその移転に伴って住居を移転した者 （注）「特別地域学校」については、令和 4 年 2 月 25 日宮人委第 5107 号を参照のこと。	条例第 21 条の 5 第 1 項 〔令和 4 年通知 第 5107 号〕
(2) 支給の始期及び終期 職員が異動等に伴って住居を移転した日から開始し、当該異動等の日から起算して 3 年（その異動等の日から起算して 3 年を経過する際その有する技術・経験等に照らし、3 年を超えて引き続き異動等の直後の学校に勤務させることが必要であると任命権者が認めた職員にあっては、6 年）に達する日をもって終わる。 ただし、当該職員に次に掲げる事由が生じた場合には、それぞれに定める日をもってその支給は終わる。 (ア) 職員がへき地学校等若しくは特別地域学校以外の学校に異動した場合又は職員の勤務する学校が移転等のためへき地学校等若しくは特別地域学校に該当しないこととなった場合 当該異動又は移転等の日の前日 (イ) 職員が他のへき地学校等若しくは特別地域学校に異動し、当該異動に伴って住居を移転した場合又は職員の勤務する学校が移転し、当該移転に伴って職員が住居を移転した場合 (当該学校が引き続きへき地学校等又は特別地域学校に該当する場合に限る。) 住居移転の日の前日	条例第 21 条の 5 第 1 項 規則 7—39 第 6 条第 1 項
(3) 支給額 (ア) 異動等の日から起算して 5 年に達するまでの間 (給料月額＋給料の調整額＋教職調整額＋管理監督職勤務上限年齢調整額＋扶養手当) (※) $\times \frac{4}{100}$ ※ <u>定年前再任用短時間勤務職員（暫定再任用職員を含む。）にあっては、現に受ける給料の月額。</u> (イ) 異動等の日から 5 年に達した後の 1 年間 (給料月額＋給料の調整額＋教職調整額＋管理監督職勤務上限年齢調整額＋扶養手当) (※) $\times \frac{2}{100}$ ※ <u>定年前再任用短時間勤務職員（暫定再任用職員を含む。）にあっては、現に受ける給料の月額。</u> (注) 支給額に 1 円未満の端数があるときは、切り捨てた額とする。	規則 7—39 第 6 条第 2 項 規則 7—39 第 8 条
(4) へき地学校等又は特別地域学校の指定日前の異動者の特例 へき地学校等又は特別地域学校の指定日前においてその学校に異動し、その異動に伴って住居を移転した職員のうち、指定日において、その異動の日から 3 年を経過していない者には、指定日以降へき地手当に準ずる手当を支給する。 この場合における手当の支給期間及び支給額は、その職員の指定日に勤務する学校がその職員の異動の日前にへき地学校等又は特別地域学校に指定されていたものとした場合に前記（2）及び（3）により指定日以降支給されることとなる期間及び支給額とする。	条例第 21 条の 5 第 2 項 規則 7—39 第 7 条

(5) 支 給 方 法

給料の支給方法に準じて支給する。

規則7—39第9条

21 産業教育手当

農業、水産又は工業に関する課程を置く高等学校の副校長、教頭、主幹教諭、教諭、助教諭若しくは講師（常時勤務の者及び定年前再任用短時間勤務職員（暫定再任用短時間勤務職員を含む）に限る。以下同じ。）又は実習助手が、これらの課程において実習を伴う農業、水産又は工業に関する科目を主として担当する場合等に支給する。

（１）支給範囲

（ア）農業、水産又は工業に関する課程を置く高等学校の副校長、教頭、主幹教諭、教諭、助教諭又は常勤の講師で、農業若しくは農業実習、水産若しくは水産実習又は工業若しくは工業実習の教諭又は助教諭の免許状を有する者

ただし、次に該当する者は除かれる。

（イ）実習を伴う農業、水産又は工業に関する科目の授業及び実習を担当する時間数がその者の授業及び実習を担当する時間数の $\frac{1}{2}$ に満たない者

（ロ）実習を伴う農業、水産又は工業に関する科目の授業及び実習を担当する時間数と当該授業及び実習の担当に付随する勤務に従事する時間数との合計時間数がその者の勤務時間数の $\frac{1}{2}$ に満たない者

（イ）農業、水産又は工業に関する課程を置く高等学校で、これらの課程における実習を行う農業、水産又は工業に関する科目について教諭の職務を助ける実習助手で次に該当する者で担当実習に関し技術優秀と認められるもの。ただし、実習を伴う農業、水産又は工業に関する科目について教諭の職務を助けて行う実習に関連する勤務時間数がその者の勤務時間数の $\frac{1}{2}$ に満たない者は除かれる。

（ロ）高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者若しくは高等専門学校の第3学年の課程を修了した者又はこれらと同等以上の学力があると人事委員会が認める者

（ハ）3年以上担当実習に関連のある実地の経験を有する者

（２）支給額

$$(\text{給料月額} + \text{教職調整額} + \text{管理監督職勤務上限年齢調整額}) \times \frac{6}{100}$$

ただし、定時制通信教育手当の支給を受ける者にあつては、

$$(\text{給料月額} + \text{教職調整額} + \text{管理監督職勤務上限年齢調整額}) \times \frac{3}{100}$$

（注）その額に1円未満の端数があるときは、切り捨てた額とする。

（３）支給方法等

（ア）給料の支給方法に準じて支給する。

ただし、離職し、又は死亡した場合において、次に該当するときは支給できない。

（イ）その者が、その月の1日から離職し、又は死亡した日までの間に勤務をした日（下記の（イ）の（i）～（iii）の場合以外の日）が全くないとき

（ロ）その者が離職し、又は死亡した日の翌日からその月の末日までの間を正規に勤務したものとした場合においても、下記の（イ）の（i）～（iii）に該当することとなる場合の日数が引き続き16日以上となるとき

（イ）月の1日から末日までの間において引き続き16日以上次に該当する場合は、支給することができない。

（ロ）出張した場合

条例第21条の3

規則7—36
第2条第1項

〔昭和45年通知〕
第114号

規則7—36
第2条第2項

規則7—36第4条
第4条の2

規則7—36第5条

規則7—36第3条

〔昭和45年通知〕
第114号

- (ii) 研修に参加した場合
- (iii) 勤務しなかった場合（公務災害又は通勤災害による病気休暇又は休職の場合を除く。）

22 定時制通信教育手当

定時制の課程又は通信制の課程を置く高等学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、教員及び実習助手に支給する。

条例第21条の6

(1) 支給範囲

- (ア) 定時制の課程又は通信制の課程を置く高等学校の校長（本務として当該高等学校の校長の職にある者に限る。）
- (イ) 定時制の課程又は通信制の課程を置く高等学校の副校長（本務として定時制の課程又は通信制の課程に関する校務をつかさどる者に限る。）
- (ウ) 定時制の課程又は通信制の課程を置く高等学校の教頭（定時制の課程又は通信制の課程に関する校務を整理する者に限る。）
- (エ) 定時制の課程又は通信制の課程を置く高等学校の主幹教諭（本務として定時制の課程若しくは通信制の課程に関する校務の一部を整理する者又は本務として定時制教育若しくは通信教育に従事する者に限る。）
- (オ) 定時制の課程又は通信制の課程を置く高等学校の教員（本務として定時制教育又は通信教育に従事する教諭、養護教諭、助教諭、栄養教諭、養護助教諭及び講師（常時勤務の者及び定年前再任用短時間勤務職員に限る。））
- (カ) 定時制の課程又は通信制の課程を置く高等学校の実習助手で、次に該当する者で担当実習に関し技術優秀と認められるもの
 - (i) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者若しくは高等専門学校の第3学年の課程を修了した者又はこれらと同等以上の学力があると人事委員会が認める者
 - (ii) 3年以上担当実習に関連のある実地の経験を有する者

条例第21条の6

第1項

規則7—40第1条

〔昭和42年通知〕
第267号

(2) 支給額

- (ア) 前記(1)の(エ)から(カ)までに掲げる職員のうち、定時制教育に従事する職員であって、月の1日から末日までの間において、学校職員勤務時間条例の規定により割り振られた正規の勤務時間の一部が午後9時以降に割り振られた日数が、その月における勤務すべき日数の2分の1を超えるもの又は通信教育に従事する職員

規則7—40

第2条第1号

第2条の2

(給料月額+教職調整額+管理監督職勤務上限年齢調整額) $\times \frac{6}{100}$ (注)

- (イ) 前記(1)の(ア)から(ウ)までに掲げる職員のうち、夜間において授業を行う定時制の課程（「夜間課程」という。）又は通信制の課程を置く高等学校の校長、副校長及び夜間課程又は通信制の課程に関する校務を整理する教頭

第2号

(給料月額+教職調整額+管理監督職勤務上限年齢調整額) $\times \frac{4}{100}$ (注)

- (ウ) 上記(ア)及び(イ)に掲げる職員以外の職員

第3号

(給料月額+教職調整額+管理監督職勤務上限年齢調整額) $\times \frac{3}{100}$ (注)

(注) その額に1円未満の端数があるときは、切り捨てた額とする。

規則7—40第2条

(3) 支給方法等

- (ア) 給料の支給方法に準じて支給する。

ただし、離職し、又は死亡した場合において、次に該当するときは支給できない。

規則7—40第4条

- (i) その者が、その月の1日から離職し、又は死亡した日までの間に勤務をした日（下記の（イ）の（i）～（iii）の場合以外の日）が全くないとき
 - (ii) その者が離職し、又は死亡した日の翌日からその月の末日までの間を正規に勤務したものとした場合においても、下記の（イ）の（i）～（iii）に該当することとなる場合の日数が引き続き16日以上となるとき
- (イ) 月の1日から末日までの間において引き続き16日以上次に該当する場合は、支給することができない。
- (i) 出張した場合
 - (ii) 研修に参加した場合
 - (iii) 勤務しなかった場合（公務災害又は通勤災害による病気休暇又は休職の場合を除く。）

規則7—40第3条

〔 昭和42年通知
第267号 〕

23 農林漁業普及指導手当

農業、林業若しくは水産業に関する普及事業に従事する普及指導員に支給する。

条例第21条の7

(1) 支給範囲

手当の支給を受ける普及指導員とは、次に掲げる者とする。

- (ア) 農業改良助長法（昭和23年法第165号）第8条の規定に基づいて置かれる普及指導員（管理職手当の支給を受ける職員を除く。）
- (イ) 森林法（昭和26年第249号）第187条の規定に基づいて置かれる林業普及指導員であつて、人事委員会が定める要件を満たしているもの（管理職手当の支給を受ける職員を除く。）
- (ウ) 水産業に関する普及指導員（管理職手当の支給を受ける職員を除く。）として人事委員会が定める要件を満たしているもの

規則7—44第2条

〔昭和39年通知〕
403号

(2) 支給額

$$\text{手当額} = (\text{給料月額} + \text{管理監督職勤務上限年齢調整額}) \times \frac{8}{100}$$

（注）その額に1円未満の端数があるときは、切り捨てた額とする。

条例第21条の7

第2項

規則7—44第4条

条例附則第42項

端数計算法

第2条第1項

(3) 支給方法等

- (ア) 給料の支給方法に準じて支給する。

ただし、離職し、又は死亡した場合において、次に該当するときは支給できない。

- (i) その者が、その月の初日から離職し、又は死亡した日までの間に勤務をした日（注）が全くないとき
- (ii) その者（育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員を除く。）が離職し、又は死亡した日の翌日からその月の末日までの間を正規に勤務したものとした場合においても、勤務をした日（注）の合計がその月の勤務を要する日（週休日、休日及び割り振られた勤務時間の全部について時間外勤務代休時間を指定された日を除いた日をいう。以下同じ。）の合計の $\frac{1}{2}$ に満たないとき
- (iii) その者（育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員に限る。）が離職し、又は死亡した日の翌日からその月の末日までの間を正規に勤務したものとした場合においても、勤務をした日における勤務をした時間（注）の合計がその月の勤務を要する日における育児短時間勤務職員等又は短時間勤務職員として勤務を要する時間の合計の $\frac{1}{2}$ に満たないとき

（注）上記の「勤務をした日（時間）」とは、勤務を要する日（時間）のうち、人事委員会が定める普及業務に従事している日（時間）及び公務災害若しくは通勤災害（外国派遣条例第3条第1項に規定する派遣職員、公益的法人等派遣条例第3条第1号に規定する派遣職員及び公益的法人等退職派遣者の派遣先のものを含む。下記（イ）（i）b及び（イ）（ii）bにおいて同じ。）による病気休暇により勤務をしていない日（時間）をいう。

- (イ) 前記（1）に該当する職員であっても、その者が次に該当する場合は支給できない。

- (i) 育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員以外の職員

月の初日から末日までの間において、勤務を要する日のうち次に該当する日の合計がその

月の勤務を要する日の合計の $\frac{1}{2}$ に満たない場合

- a 人事委員会の定める普及業務に従事している日

規則7—44第5条

規則7—44第3条

- b 公務災害又は通勤災害による病気休暇により勤務をしていない日
- (ii) 育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員
 - 月の初日から末日までの間において、勤務を要する日における育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員として勤務を要する時間のうち次に該当する時間の合計がその月の勤務を要する日における育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員として勤務を要する時間の合計の $\frac{1}{2}$ に満たない場合
 - a 人事委員会の定める普及業務に従事している時間
 - b 公務災害又は通勤災害による病気休暇により勤務をしていない時間

24 災害派遣手当

災害応急対策若しくは災害復旧、復興計画の作成等、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置の実施又は新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため派遣された職員の一部に支給する。

条例第21条の8

(1) 支給要件

災害応急対策若しくは災害復旧、復興計画の作成等（大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第35条に規定するもの）、国民の保護のための措置（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第3項に規定する措置）の実施又は新型インフルエンザ等緊急事態措置（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第2条第2号の2に規定する特定新型インフルエンザ等対策若しくは同条第4号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため派遣された職員が、住所又は居所を離れて県の区域に滞在する全日数

条例第21条の8

(2) 支給額

滞在する日1日につき、次に掲げる額

規則7-45第1条

施設の利用区分 県の区域 に滞在する期間	施設の利用区分	
	公用の施設又は これに準ずる施設	その他の施設
30日以内の期間	3,970円	6,620円
30日を超え60日以内の期間	3,970円	5,870円
60日を超える期間	3,970円	5,140円

(3) 支給方法

月の1日から末日までの分をその都度任命権者の指定する日に支給する。
ただし、支給日前に離職し又は死亡した職員には、その際支給することができる。

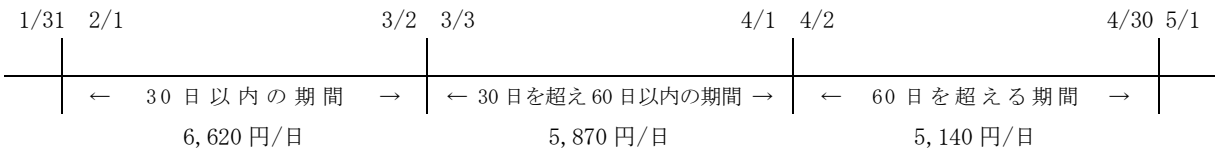
規則7-45第2条

(例)

派遣期間：H30.2.1（到着日）～H30.4.30（出発日5.1）
施設の利用区分：全期間「その他の施設」を利用

の場合

滞在期間は出発日の前日まで



2月分手当額 6,620円×28日＝185,360円
3月分支給額 6,620円×2日＋5,870円×29日＝183,470円
4月分支給額 5,870円×1日＋5,140円×29日＝154,930円

25 特殊勤務手当

著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とするが、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。

給与条例第12条

(1) 特殊勤務手当の種類

特殊勤務手当条例

第2条

- 1 県税事務従事手当
- 2 社会福祉業務手当
- 3 技術者養成業務手当
- 4 動植物等取扱手当
- 5 船舶乗組手当
- 6 用地買収等業務手当
- 7 消防訓練業務手当
- 8 航空手当
- 9 防疫等作業手当
- 10 精神障害者診察立会等業務手当
- 11 有害物等取扱手当
- 12 野犬等取扱作業手当
- 13 鳥獣捕獲等作業手当
- 14 立入検査等業務手当
- 15 死体処理手当
- 16 特殊現場等作業手当
- 17 異常圧力内作業手当
- 18 災害応急作業等手当
- 19 兼務教育職員手当
- 20 夜間課程勤務手当
- 21 多学年学級担当手当
- 22 入学者選抜業務手当
- 23 教員特殊業務手当
- 24 教育業務連絡指導手当
- 25 犯罪捜査等作業手当
- 26 少年警察補導手当
- 27 鑑識手当
- 28 交通取締手当
- 29 警ら手当
- 30 看守手当
- 31 機械保守手当
- 32 夜間特殊業務手当
- 33 交通捜査業務手当
- 34 術科指導手当
- 35 爆発物等取締業務手当
- 36 緊急業務呼出手当
- 37 山岳遭難救助作業手当
- 38 核原料物質等輸送警備手当
- 39 銃器犯罪捜査従事手当
- 40 身辺警護等作業手当
- 41 海外犯罪情報収集作業手当
- 42 犯罪被害者等支援業務手当

(2) 共通的事項

(ア) 併給禁止

- (i) 給与条例第8条の規定により給料の調整額を受ける職員には、次に掲げる手当は支給しない。
- a 社会福祉業務手当
 - b 動植物等取扱手当（第6条第1項第1号の業務、同項第2号イの作業及び同項第5号の業務に係るものに限る。）
 - c 船舶乗組手当（第7条第1項第3号の業務に係るものに限る。）
 - d 防疫等作業手当
 - e 精神障害者診察立会等業務手当
 - f 有害物等取扱手当（第13条第1項第2号の業務に係るものに限る。）
 - g 立入検査等業務手当（第15条第1項第1号イ、第2号及び第3号の業務に係るものに限る。（vi）において同じ。）
 - h 多学年学級担当手当
- (ii) 給与条例第9条第1項の規定により管理職手当が支給される職員には、緊急業務呼出手当は、支給しない。
- (iii) 給与条例第18条の2第1項に規定する特定管理職員には、同項の規定により管理職員特別勤務手当が支給される日については、教員特殊業務手当は、支給しない。
- (iv) 給与条例第21条の6の規定により定時制通信教育手当が支給される職員には、夜間課程勤務手当は、支給しない。
- (v) 社会福祉業務手当の支給される日については、精神障害者診察立会等業務手当（第12条第1項第2号の業務に係るものに限る。（vi）において同じ。）は、支給しない。
- (vi) 次の表の左欄に掲げる手当の支給される日については、当該手当に対応する同表の右欄に掲げる手当は支給しない。ただし、この規定により支給されないこととなる同表の右欄に掲げる手当の額が、当該手当に対応する同表の左欄に掲げる手当の額を超えるときは、その同表の右欄に掲げる一の手当を支給し、当該手当に対応する同表の左欄に掲げる手当は、支給しない。

防疫等作業手当	精神障害者診察立会等業務手当 立入検査等業務手当
災害応急作業等手当	特殊現場等作業手当（第18条第1項第1号の業務及び同項第2号の作業に係るものに限る。） 夜間特殊業務手当 山岳遭難救助作業手当
銃器犯罪捜査従事手当	犯罪捜査等作業手当

- (vii) 同一の日において、次に掲げる手当のうち2以上の手当が支給されることとなる場合には、2以上の手当の額が同額の場合は、従事した時間が最も長いもの、2以上の手当の額が異なる場合は、額が最も高いもの（その額が同額の場合は、従事した時間が最も長いもの）以外の手当は、支給しない。
- a 立入検査等業務手当（第15条第1項第5号の業務に係るものに限る。）
 - b 犯罪捜査等作業手当
 - c 少年警察補導手当
 - d 鑑識手当
 - e 交通取締手当
 - f 警ら手当
 - g 看守手当
 - h 機械保守手当

特殊勤務手当条例
第46条第1項

特殊勤務手当条例
第46条第2項

特殊勤務手当条例
第46条第3項

特殊勤務手当条例
第46条第4項

特殊勤務手当条例
第46条第5項

特殊勤務手当条例
第46条第6項

特殊勤務手当条例
第46条第7項

i	交通捜査業務手当	
j	術科指導手当	
(イ) 支給日		
手当は、次の手当を除き、一の給与期間の分を、次の給与期間における給料の支給日に支給する。 ・船舶乗組手当（第 7 条第 1 項第 1 号の業務に係るものに限る。）は、漁獲物売却後 20 日以内に支給する。		特殊勤務手当条例 第 47 条第 1 項 特殊勤務手当条例 第 47 条第 2 項

支 給 要 件	支 給 額
1 県税事務従事手当（第3条）	
県税事務従事手当は、次に掲げる場合に支給する。	
(1) 総務部に所属する職員（人事委員会規則で定めるもの（※）に限る。）又は県税事務所に所属する職員が県税の賦課徴収に関する業務（市町村（一部事務組合を含む。）の職員の職に併任された職員が行う市町村税の徴収に関する業務を含む。以下において同じ。）に従事した場合 ※ 地方税徴収対策室に所属する職員	a 行政職給料表の6～10級の職務にある職員 業務に従事した日1日につき 900 円 b 行政職給料表の4～5級の職務にある職員 業務に従事した日1日につき 1,100 円 c 行政職給料表の2～3級の職務にある職員 業務に従事した日1日につき 950 円 d 行政職給料表の1級の職務にある職員 業務に従事した日1日につき 700 円
(2) 総務部に所属する職員（人事委員会規則で定めるもの（※）に限る。）が県税の賦課徴収に関する業務（補助的な業務を含む。）に従事した場合 ※ 総務部税務課に所属する職員	業務に従事した日1日につき 650 円
2 社会福祉業務手当（第4条）	
社会福祉業務手当は、次に掲げる場合に支給する。	
(1) 保健福祉事務所に所属する職員が生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に基づき、同法第6条に規定する要保護者若しくは被保護者に対する業務で人事委員会規則で定めるもの（※）又は当該業務に従事する職員を直接指揮監督する業務に従事した場合 ※ 要保護者又は被保護者の家庭を訪問し、又は訪問しないでこれらの者に面接し、資産状況、健康状態等を調査し、保護その他の措置の必要の有無及びその種類を判断し、要保護者又は被保護者に対し生活指導を行う等の現業事務	業務に従事した日1日につき 550 円
(2) 保健福祉事務所に所属する職員が児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）の規定に基づき、援護又は育成の措置を要する者等の家庭を訪問し、又は訪問しないでこれらの者に面接して行う業務に従事した場合	業務に従事した日1日につき 550 円

(3) 宮城県子ども総合センターに所属する職員が児童又はその家族に係る診療、心理学的な判定若しくは治療又は保健指導に関する業務その他人事委員会規則で定める業務（※）に従事した場合 ※ 児童又はその家族に係る診療、心理学的な判定若しくは治療又は保健指導に付随する必要な相談に関する業務	業務に従事した日 1 日につき 450 円
(4) 児童相談所に所属する職員が本務として児童又はその家族に係る心理学的若しくは社会学的な判定又は指導に関する業務その他人事委員会規則で定める業務（※）に従事した場合 ※ 児童又はその家族に係る心理学的若しくは社会学的な判定又は指導に付随する必要な相談に関する業務	業務に従事した日 1 日につき 750 円
(5) 児童相談所に所属する職員が本務として児童に係る相談、調査、指導若しくは措置に関する業務又はこれらの業務に従事する職員を直接指揮監督する業務に従事した場合	業務に従事した日 1 日につき 1,100 円 〔児童に係る措置に関する業務に従事する職員を直接指揮監督する業務に従事した場合にあっては、600 円〕
(6) リハビリテーション支援センター及び女性相談支援センターその他人事委員会規則で定める機関（※1）に所属する職員が身体障害者、知的障害者、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）第2条に規定する困難な問題を抱える女性及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第2項に規定する被害者に係る相談、判定若しくは援助に関する業務で人事委員会規則で定めるもの（※2）又はこれらの業務に従事する職員を直接指揮監督する業務に従事した場合 ※1 保健福祉事務所 ※2 次に掲げる業務 a 身体障害者又は知的障害者に係る更生相談、医学的、心理学的及び職能的判定並びにこれらに付随する必要な指導に関する業務 b 困難な問題を抱える女性に係る相談、医学的又は心理学的な援助並びに一時保護及び情報提供その他の援助に関する業務 c 被害者に係る相談、医学的又は心理学的な指導並びに一時保護及び情報提供その他の援助に関する業務	業務に従事した日 1 日につき 450 円 〔当該業務に従事する職員を直接指揮監督する業務に従事した場合にあっては、350 円〕
(7) 宮城県精神保健福祉センターに所属する職員が精神障害者の心理学的な検査及び判定に関する業務その他人事委員会規則で定める業務（※）に従事した場合 ※ 心理学的な検査及び判定に付随する必要な相談に関する業務	業務に従事した日 1 日につき 450 円
3 技術者養成業務手当（第5条）	
技術者養成業務手当は、次に掲げる場合に支給する。	

(1) 職業能力開発校又は障害者職業能力開発校に所属する職業訓練指導員（職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第28条に規定する職業訓練指導員免許を有する職員をいう。以下同じ。）が、担当する学科及び実技に係る職業訓練の業務その他人事委員会規則で定める業務（※）又はこれらの業務に従事する職員を直接指揮監督する業務に従事した場合 ※ 学科及び実技の訓練の担当に付随する指導教程の作成、訓練の準備、学生の生活指導及び就職指導等の業務（学科及び実技の訓練を担当する職員が行う業務に限る。）	a 行政職給料表の4～10級の職務にある職員 業務に従事した日1日につき 1,250 円 b 行政職給料表の3級の職務にある職員 業務に従事した日1日につき 1,150 円 c 行政職給料表の2級の職務にある職員 業務に従事した日1日につき 950 円 d 行政職給料表の1級の職務にある職員 業務に従事した日1日につき 800 円
(2) 人事委員会規則で定める機関（※1）に所属する職員のうち本務として農業従事者の養成に関する業務に従事するもので人事委員会規則で定めるもの（※2）が当該業務に従事した場合 ※1 農業大学校 ※2 農業大学校教務部、水田経営学部、園芸学部、畜産学部又はアグリビジネス学部 ※3 農業大学校教務部に所属する職員のうち、部長の職を占める職員、学生の募集、入退学等の身分に関する事務を分掌する班に所属する職員又は農業従事者等の短期研修に関する事務を分掌する班に所属する職員	a 行政職給料表の4～10級の職務にある職員 業務に従事した日1日につき 1,240 円 b 行政職給料表の3級の職務にある職員 業務に従事した日1日につき 1,000 円 c 行政職給料表の2級の職務にある職員 業務に従事した日1日につき 800 円 d 行政職給料表の1級の職務にある職員 業務に従事した日1日につき 600 円 〔当該業務に間接に従事する職員のうち人事委員会規則で定めるもの（※3）にあつては、当該額にその100分の50を乗じて得た額〕

4 動植物等取扱手当（第6条）	
動植物等取扱手当は、次に掲げる場合に支給する。	
(1) 人事委員会規則で定める農政部（※）に所属する職員又は家畜保健衛生所若しくは畜産試験場に所属する職員（家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第53条第3項に規定する家畜防疫員に任命されたものに限る。）が家畜の病性鑑定の業務又は家畜の診療、家畜伝染病の予防、防疫に関する業務に従事した場合 ※ 農政部畜産課及び家畜防疫対策室	業務に従事した日1日につき 400円
(2) 人事委員会規則で定める試験研究機関（※）に所属する職員が次に掲げる作業に従事した場合 ※ 畜産試験場 ア 種畜の種付け若しくは精液の採取のため又はこれらの作業の準備のために種畜を御する作業 イ 家畜のとさつ又は解体の作業	a アの作業 作業に従事した日1日につき 300円 b イの作業 作業に従事した日1日につき 400円 c 同一の日において(2)ア及びイの作業に従事した場合には、(2)アの作業に係る手当は、支給しない。
(3) 病虫害防除所に所属する職員が次に掲げる業務に従事した場合 ア 植物検疫又は有害動物若しくは有害植物の発生を予察するための現地調査の業務 イ 農薬取締りの業務	業務に従事した日1日につき 250円
(4) 地方振興事務所に所属する職員（人事委員会規則で定めるもの（※）に限る。）が農薬取締りの業務に従事した場合 ※ 地方振興事務所農業振興部及び地方振興事務所地域事務所農業振興部に所属する職員	
(5) 人事委員会規則で定める機関（※）に所属する職員がと畜検査又はと畜場の監視若しくは指導業務に従事した場合 ※ 食肉衛生検査所	業務に従事した日1日につき 1,100円
5 船舶乗組手当（第7条）	
船舶乗組手当は、次に掲げる場合に支給する。	
(1) 職員が海洋総合実習船に乗り組んで行う調査及び試験のために行う水産動植物の採捕（以下「漁ろう試験」という。）の業務又は漁業の実習指導の業務に従事した場合	a 行政職給料表の適用を受ける職員 1航海につき、1航海の漁獲物を売却した代金から所要の経費を差し引いて得た額に100分の12から100分の20まで（教育職給料表(1)の適用を受ける職員が乗り組んだ場合は、100分の12から100分の19まで）の範囲内において、従事した漁ろう試験の種類、漁場及び乗組員数を勘案し、任命権者が定める数を乗じて得た額に、次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める数の範囲内で任命権者が船長の意見を聴いて定める数を職員ごとの当該数の合計で除して得た数（職員が航海の途中で乗船し、又は下船した場合にあっては、当該職員の乗組日数を1航海の全日数で除して得た数を当該数に乗じて得た数）を乗じて得た額

・ 船長兼漁ろう長 1.8から2.5まで ・ 船長、機関長及び漁ろう長 1.5から2.0まで ・ 通信士 1.3から1.6まで ・ 航海士及び機関士 1.05から1.5まで ・ 甲板部員及び機関部員 1.0から1.5まで ・ 司ちゅう員 1.0から1.2まで ・ 見習員 0.6から1.0まで ・ 調査員 1.1から1.2まで b 教育職給料表(1)の適用を受ける職員 業務に従事した日1日につき 2,000 円	
(2) 職員が漁業取締船に乗り組んで行う漁業法（昭和24年法律第267号）その他の漁業関係法規に違反した疑いのある船舶について海上で行う漁具等の検査、証拠物件の押収若しくは被疑者の検挙の業務又はこれらの船舶の追跡の業務に従事した場合	1日につき 500 円 〔近海区域又は遠洋区域において当該業務に従事した場合にあっては、業務に従事した日1日につき 750 円〕
(3) 職員が漁業調査指導船に乗り組んで行う海洋観測又は漁ろう試験の業務に従事した場合	1日につき 350 円 〔近海区域又は遠洋区域において当該業務に従事した場合にあっては、業務に従事した日1日につき 600 円〕
(4) 宮城県石巻警察署に所属する警察職員（警察法（昭和29年法律第162号）第56条第2項に規定する地方警察職員をいう。以下同じ。）が警備艇の操作の業務に従事した場合	1日につき 500 円 〔近海区域又は遠洋区域において当該業務に従事した場合にあっては、業務に従事した日1日につき 750 円〕
6 用地買収等業務手当（第8条）	
用地買収等業務手当は、職員が土地の取得等に伴う調査若しくは交渉又は事業の施行により生ずる損失の補償に伴う調査若しくは交渉の業務で人事委員会規則で定めるもの（※）に従事したときに支給する。 ※ 土地の取得等（土地収用法（昭和26年法律第219号）第5条に掲げる権利、土地の上にある立木、建物その他土地に定着する物件又は土地に属する土石砂れきの取得又は使用をいう。）又は損失の補償について、その権利者、被補償者等と直接面接して行う業務（権利者、被補償者等の立会いで行う土地、建物、立木等の実地調査、測量又は土地の境界確認、代替地等のあつ旋等の業務を含む。）	1日につき 750 円 〔業務が夜間（午後5時15分から翌日の午前8時30分までの間をいう。）において行われた場合にあっては、950 円〕

7 消防訓練業務手当（第9条）	
消防訓練業務手当は、消防学校その他人事委員会規則で定める機関（※）に所属する職員が訓練札式、ポンプ操法訓練、体育訓練、救急実技訓練、火災防御訓練、救助訓練、水防訓練又は危険物実技訓練の業務に従事したときに支給する。 ※ 防災ヘリコプター管理事務所	業務に従事した日1日につき 560 円
8 航空手当（第10条）	
航空手当は、次に掲げる場合に支給する。	
(1) 人事委員会規則で定める機関（※）に所属する職員が航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第1項に規定する航空機をいう。以下同じ。）に搭乗して行う救助、消火その他これらに類する作業に従事した場合 ※ 防災ヘリコプター管理事務所	作業に従事した時間（航空機が離陸の目的で発進したときから着陸して停止したときまでの時間をいう。（2）及び（4）において同じ。）1時間につき 1,900 円
(2) 警察本部警備部に所属する警察官のうち人事委員会規則で定めるもの（※）が航空機の操縦作業に従事した場合 ※ 警備部警備課に所属する警察官	a 公安職給料表の5～9級の職務にある職員 作業に従事した時間1時間につき 5,100 円 b 公安職給料表の1～4級の職務にある職員 作業に従事した時間1時間につき 3,600 円
(3) 警察本部警備部に所属する警察職員のうち人事委員会規則で定めるもの（※）が航空機に搭乗して行う整備作業（（2）の作業を除く。）に従事した場合 ※ 警備部警備課に所属する警察職員	作業に従事した時間1時間につき 2,200 円
(4) 警察職員が航空機に搭乗して行う警ら、搜索、捜査その他これらに類する作業（（2）、（3）に規定する作業を除く。）に従事した場合	作業に従事した時間1時間につき 1,900 円
(5) (1)から(4)までの規定にかかわらず、次に掲げる作業に従事した時間がある場合には、右欄の額を加算する。 ア 地表又は水面から1,000m以上の高度で30分以上飛行する航空機に搭乗して行う(1)から(4)までの作業 イ 海上を30分以上飛行する航空機に搭乗して行う(1)の作業 ウ 警察職員が海上を30分以上飛行する航空機に搭乗して行う搜索の作業 エ 飛行中の航空機から降下して行う救助の作業又はその補助的な作業 オ アからエまでに準ずるものとして人事委員会規則で定める作業（※） ※ 作業の特殊性又は危険性が特に著しいことを考慮して人事委員会が認めるもの ※ (1)から(4)までの作業ごとの一ヶ月の手当の総額又は(5)の作業ごとの一ヶ月の加算額の総額は、それぞれ手当の額又は加算額に80を乗じて得た額を超えることができない。	(1)及び(4)に掲げる作業中に(5)に掲げる作業に従事した場合 作業に従事した時間1時間につき 570 円加算 (2)に掲げる作業中に(5)に掲げる作業に従事した場合 作業に従事した時間1時間につき 1,530 円加算 (3)に掲げる作業中に(5)に掲げる作業に従事した場合 作業に従事した時間1時間につき 660 円加算

9 防疫等作業手当（第11条）	
防疫等作業手当は、次に掲げる場合に支給する。	
職員が、感染症若しくは伝染病（※1）が発生し、又は発生するおそれのある場合において、次に掲げる作業に従事した場合 ア 感染症又はその疑いのある患者を救護する作業 イ 感染症の病原体の付着した物件又は付着の疑いのある物件を処理する作業 ウ 在宅の感染症又はその疑いのある患者を訪問して行う調査、療養の指導又は看護の作業 エ 感染症の患者を病院又は診療所に移送する作業 オ 伝染病の病原体を有する家畜又は当該病原体を有する疑いのある家畜に対する防疫作業 カ オに準ずるものとして人事委員会規則で定める作業（※2） ※1 ① 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項から第4項までに規定する感染症 ② 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第2条に規定する口蹄疫、流行性脳炎、狂犬病、リフトバレー熱、炭疽、出血性敗血症、ブルセラ症、結核、鼻疽、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ、低病原性鳥インフルエンザ及びニューカッスル病 ③ ①及び②に掲げる感染症又は伝染病に相当するものとして人事委員会規則で定めるもの（※3） ※2 豚熱のまん延を防止するために行う野生いのししの死体の運搬若しくは埋却又は野生いのししの捕獲現場等の消毒の作業 ※3 ① 家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第2条に規定する牛丘疹性口内炎、類鼻疽、破傷風、レプトスピラ症、サルモネラ症、ヘンドラウイルス感染症、野兔病、伝染性膿疱性皮膚炎、ナイロビ羊病、トキソプラズマ症、疥癬、豚丹毒及び鳥結核 ② 狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）による狂犬病 ③ ①及び②に掲げるもの以外の感染症又は伝染病 レプトスピラ症、リステリア症、サルモネラ症、トキソプラズマ症、クリプトスポリジウム症、肝蛭症、ボツリヌス症及び真菌症	作業に従事した日1日につき 300円 ア～エの作業のうち、その作業が心身に著しい負担を与えんとして人事委員会規則で定めるもの（※）に従事した場合にあっては、当該額に100分の100に相当する額を加算した額 ※ 感染症又はその疑いのある患者に接して行う作業 オの作業のうち、口蹄疫、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに係るものに従事した場合にあっては、380円 （その作業が著しく危険であるとして人事委員会規則で定める作業（※1）又は心身に著しい負担を与えるものとして人事委員会規則で定める作業（※2）に従事した場合にあっては、1,100円 ※1 牛又は豚のと殺の作業 ※2 伝染病の病原体により汚染されている区域内で行うと殺、焼却、埋却若しくは消毒の作業又はこれらに付随する作業

10 精神障害者診察立会等業務手当（第12条）	
精神障害者診察立会等業務手当は、保健福祉部に所属する職員（人事委員会規則で定めるもの（※）に限る。）又は保健福祉事務所若しくは宮城県精神保健福祉センターに所属する職員が次に掲げる業務に従事したときに支給する。 ※ 保健福祉部精神保健推進室に所属する職員	
(1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第27条の規定に基づく調査（精神障害者若しくはその疑いのある者（以下「精神障害者等」という。）の在宅する家庭を訪問して行うもの又は精神障害者等に面接して行うものに限る。）、診察若しくは立会又は同法第29条第1項若しくは第29条の2第1項の規定に基づき入院させる精神障害者の護送の業務	業務に従事した日1日につき 400円
(2) 精神障害者の在宅する家庭を訪問して行う精神保健、生活指導等の業務又はこれらに準ずる業務で人事委員会規則で定めるもの（※） ※ 回復途上にある精神障害者の社会復帰の促進を図るため、医学的な管理の下に精神障害者に面接して行う相談又は指導の業務のうち、デイケア事業として行う作業指導、レクリエーション活動、創作活動、生活指導等の業務	業務に従事した日1日につき 300円
11 有害物等取扱手当（第13条）	
有害物等取扱手当は、次に掲げる場合に支給する。	業務に従事した日1日につき 300円
(1) 人事委員会規則で定める試験研究機関（※）に所属する職員が農薬の分析の業務（連続して4時間以上当該業務に従事する場合に限る。）又は毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）別表第1から別表第3までに規定する毒物及び劇物（以下「毒劇物」という。）を取り扱う業務に従事した場合 ※ 農業・園芸総合研究所又は古川農業試験場	
(2) 人事委員会規則で定める機関（※）に所属する職員が毒劇物を取り扱う業務に従事した場合 ※ 環境放射線監視センター、保健環境センター、産業技術総合センター又は水産技術総合センター	
12 野犬等取扱作業手当（第14条）	
野犬等取扱作業手当は、保健福祉事務所その他人事委員会規則で定める機関（※）に所属する職員が、狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）及び動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）の規定に基づき、次に掲げる作業に従事したときに支給する。 ※ 動物愛護センター	
(1) 犬又は猫の殺処分の作業	作業に従事した日1日につき 450円
(2) 犬の捕獲、抑留又は引取りの作業	作業に従事した日1日につき 350円

	※ 同一の日において(1)及び(2)の作業に従事した場合には、(2)の作業に係る手当は、支給しない。
13 鳥獣捕獲等作業手当（第14条の2）	
鳥獣捕獲等作業手当は、環境生活部に所属する職員（人事委員会規則で定めるもの（※1）に限る。）又は地方振興事務所に所属する職員が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第9条第1項に規定する鳥獣の捕獲等の作業で人事委員会規則で定めるもの（※2）に従事したときに支給する。 ※1 環境生活部自然保護課に所属する職員 ※2 頭胴長30cm以上の獣類又は全長40cm以上の鳥類（「タカ目」及び「フクロウ目」に属するものにあつては全長30cm以上）の捕獲等作業	作業に従事した日1日につき 350 円

14 立入検査等業務手当（第15条）	
立入検査等業務手当は、次に掲げる場合に支給する。	業務に従事した日1日につき 300円
(1) 復興・危機管理部に所属する職員（人事委員会規則で定めるもの（※1）に限る。）又は人事委員会規則で定める機関（※2）に所属する職員が次に掲げる業務に従事した場合 ※1 復興・危機管理部消防課に所属する職員（アの業務に従事するものに限る。）又は復興・危機管理部原子力安全対策課に所属する職員（イの業務に従事するものに限る。） ※2 環境放射線監視センター（イの業務に限る。） ア 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第20条第1項若しくは第3項、第35条第1項又は第62条第1項の規定に基づき、高圧ガスの製造施設に対して行う完成検査、保安検査又は立入検査の業務 イ 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第32条第1項の規定に基づき、原子力事業所の管理区域（原子力災害対策特別措置法施行令（平成12年政令第195号）第4条第4項第3号に規定するものをいう。）において行う立入検査の業務又はこれに準ずる業務で人事委員会規則で定めるもの（※） ※ 昭和53年10月18日及び昭和54年3月17日に締結された女川原子力発電所周辺の安全確保に関する協定書第10条の規定に基づき、原子力事業所の管理区域において行う立入調査の業務	
(2) 環境生活部に所属する職員（人事委員会規則で定めるもの（※1）に限る。）又は保健福祉事務所その他人事委員会規則で定める機関（※2）に所属する職員（※3）が次に掲げる業務（イからエまで及びカからコまでに掲げる業務にあつては、連続して2時間以上当該業務に従事した場合に限る。）に従事した場合 ※1 環境生活部環境対策課に所属する公害に関する事務を担当する職員（以下「公害担当職員」という。）、環境生活部食と暮らしの安全推進課に所属する環境衛生監視員若しくは公害担当職員又は環境生活部廃棄物対策課に所属する環境衛生指導員若しくは公害担当職員 ※2 保健環境センター ※3 保健福祉事務所又は保健環境センターに所属する職員のうち立入検査等業務手当が支給される職員は、保健福祉事務所にあつては環境衛生監視員、環境衛生指導員又は公害担当職員に、保健環境センターにあつては公害担当職員に限るものとする。 ア 化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）第6条第1項又は第8条の規定に基づき、化製場又はこれに準ずる施設に対して行う立入検査の業務 イ 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第20条の規定に基づき、街頭において自動車排出ガス測定器を用いて行う自動車排出ガスの濃度の測定の業務 ウ 大気汚染防止法第26条第1項の規定に基づき、人事委員会規則で定める工場又は事業場（※）に対して行う立入検査の業務 ※ 大気汚染防止法施行令（昭和43年政令第329号）第1条に規定する有害物質を排出する者又は同施行令第10条に規定する特定物質を発生する施設を設置している者の工場若しくは事業場 エ 騒音規制法（昭和43年法律第98号）第18条第1項の規定に基づき、街頭において行う自動車騒音の調査の業務	

- オ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）第１９条第１項又は浄化槽法（昭和５８年法律第４３号）第５３条第２項の規定に基づき、し尿処理施設に対して行う立入検査の業務
- カ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１９条第１項の規定に基づき、人事委員会規則で定める焼却施設（※）に対して行う立入検査の業務
- ※ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和４６年政令第３００号）第５条又は第７条に規定する焼却施設
- キ 水質汚濁防止法（昭和４５年法律第１３８号）第２２条第１項又は公害防止条例（昭和４６年宮城県条例第１２号）第７２条第１項の規定に基づき、人事委員会規則で定める工場又は事業場（※）に対して行う立入検査の業務
- ※ ① 水質汚濁防止法施行令（昭和４６年政令第１８８号）別表第１に掲げる特定施設のうち第１号、第２号から第５号まで、第１０号から第１２号まで、第１４号、第１６号、第１７号、第１９号、第２１号、第２２号、第２３号、第２４号、第２７号（同号ハ、ホ又はヘに掲げる施設に限る。）、第２８号、第２９号、第３３号から第３５号まで、第３７号（同号ニからヨまでに掲げる施設に限る。）、第４１号、第４２号、第４６号（同号ハに掲げる施設に限る。）、第４７号、第４９号、第５１号、第５８号、第６１号から第６３号まで、第６４号、第６５号、第６６号、第６９号、第７０号又は第７２号から第７４号までに掲げるもの
- ② 公害防止条例施行規則（平成７年宮城県規則第７９号）別表第１に掲げる特定施設のうち同表第３号の表４の項又は６の項に掲げるもの
- ク 水質汚濁防止法第２条第１項に規定する公共用水域において行う作業で人事委員会規則で定めるもの（※）
- ※ 総トン数５トン未満の船舶に乗り組んで行う検体採取又は沖合２km以上の海域で行う採水、採泥等の定点測定
- ケ 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成１７年法律第５１号）第３０条第２項の規定に基づき、特定特殊自動車の使用者の工場若しくは事業場又は特定特殊自動車の所在すると認められる場所に対して行う立入検査の業務
- コ 公害防止条例第７２条第１項の規定に基づき、人事委員会規則で定める工場又は事業場（※）に対して行う立入検査（騒音又は悪臭の測定を伴うものに限る。）の業務
- ※ 公害防止条例施行規則別表第１に掲げる特定施設のうち同表第４号の表又は第６号の表に掲げるものを設置している者の工場又は事業場
- サ 地表からの高さ１０m以上の足場の不安定な場所で行う立入検査の業務
- シ アからサまでに掲げる立入検査等以外の立入検査等で人事委員会規則で定めるもの（※）
- ※ 業務の特殊性又は危険性が特に著しいことを考慮して人事委員会が認める業務

(3) 保健福祉部に所属する職員（人事委員会規則で定めるもの（※）に限る。）又は保健福祉事務所に所属する職員が次に掲げる業務に従事した場合

※ 保健福祉部薬務課に所属する職員

ア 急傾斜地（人事委員会規則で定める場所（※）に限る。）若しくは地表からの高さ１０m以上の足場の不安定な場所又は地表からの深さ４m以上の場所において行う立入検査（温泉法（昭和２３年法律第１２５号）第３５条第１項の規定に基づいて行う立入検査をいう。イにおいて同じ。）又は調査（同法３条第１項、第１１条第１項及び第１５条第１項に規定する許可に係る調査をいう。イにおいて同じ。）の業務

※ 傾斜度がおおむね４０度以上の土地

イ 人体に有害な程度の硫化水素が発生する場所（人事委員会規則で定めるもの（※）に限る。）において行う立入検査又は調査の業務 ※ 大気中の硫化水素濃度がおおむね20ppmを超える場所	
(4) 計量検定所に所属する職員が計量法施行令（平成5年政令第329号）第2条に規定する特定計量器（液化石油ガスメーター及び特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）附則第20条に規定する特定大型はかりに限る。）の検定又は検査の業務に従事した場合	
(5) 警察職員が火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第43条第2項、高压ガス保安法第62条第5項又は化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成7年法律第65号）第33条第2項の規定に基づいて行う立入検査等の業務に従事した場合	
15 死体処理手当（第16条）	
死体処理手当は、次に掲げる場合に支給する。	
(1) 人事委員会規則で定める社会福祉施設（※）に所属する職員（給与条例別表第5に定める医療職給料表(1)の適用を受けるものを除く。）が次に掲げる作業に従事した場合 ※ 子ども総合センター、さわらび学園、リハビリテーション支援センター又は精神保健福祉センター ア 死体の解剖に係る補助的な作業 イ 死体の清拭その他人事委員会規則で定める作業（※） ※ 死体の納かん等死体に直接接して行うもの	a アの作業 1日につき 3,200円 b イの作業 1日につき 1,000円 ※ 同一の日において、ア及びイの作業に従事した場合にはイの作業に係る手当は、支給しない。
(2) 警察職員（(3)に規定する人事委員会規則で定めるものを除く。）が次に掲げる作業に従事した場合 ア 死体の解剖に係る補助的な作業 イ 死体の検視その他人事委員会規則で定める作業（※） ※ 死体の見分若しくはその補助又は死体の納かん、運搬等死体に直接接して行うもの	a アの作業 1体につき 3,200円 b イの作業 1体につき 1,600円 〔 bで、心身に著しい負担を与える作業で人事委員会規則で定めるもの（※）に従事した場合にあっては、当該額にその100分の100に相当する額を加算した額 〕 ※ 溺死体、埋没死体等のうち腐乱が進行し皮膚が容易に剥がれる状態の死体又は航空機事故、軌道事故等による死体のうち手足が轢断される等損傷が著しい死体等を処理するもの

(3) 警察職員のうち本務として死体の検視、検証等の業務に従事するもので人事委員会規則で定めるもの（※１）が死体の解剖に係る補助的な作業又は死体の検視その他人事委員会規則で定める作業（※２）に従事した場合 ※１ 刑事部捜査第一課に所属する総括検視官又は検視官 ※２ 死体の見分若しくはその補助又は死体の納かん、運搬等死体に直接接して行うもの	１体につき 3,200 円
---	-----------------------------

16 特殊現場等作業手当（第18条）	
特殊現場等作業手当は、次に掲げる場合に支給する。	
(1) 経済商工観光部若しくは土木部に所属する職員（人事委員会規則で定めるもの（※1）に限る。）又は地方振興事務所、土木事務所、港湾事務所その他人事委員会規則で定める機関（※2）に所属する職員が、次に掲げる工事現場等において、測量、調査、監督、指示、試験又は検査の業務に従事した場合 ※1 経済商工観光部産業立地推進課又は土木部建築宅地課、住宅課、営繕課若しくは設備課に所属する職員 ※2 出納局検査課、畜産試験場、王城寺原補償工事事務所又はダム総合事務所 ア 地表又は水面からの高さ10m以上の建築工事、えん堤工事又は橋梁工事の現場その他墜落の危険性が特に著しい現場で人事委員会規則で定めるもの（※） ※① 地表又は水面から完成時の工作物等までの高さが10m以上の現場 ② 建築物又は構築物上の墜落の危険が特に著しい現場 ③ 山、谷又は崖等の40度以上の斜面上で命綱等の使用が必要とされる墜落の危険が特に著しい現場 イ トンネルの掘削工事の現場 ウ 沖合における魚礁の設置工事の現場 エ 地表からの深さ10m以上の現場（人事委員会規則で定めるもの（※）に限る。） ※ 深礎工法による深礎杭の建設又は集水井工法による集水井の建設のために地下10m以上掘削されたたて坑の坑内の現場とする。 オ アからエまでに掲げる工事現場等以外の工事現場等で人事委員会規則で定めるもの（※） ※ 工事現場の立地条件の特殊性、工事施行上の危険性等が特に著しいことを考慮して人事委員会が認める現場における測量、調査、監督、指示、試験又は検査の業務	業務又は作業に従事した日1日につき 350円 ※ 同一の日において、(3)の職員が(1)の業務又は(2)の作業に従事した場合には(3)の業務に係る手当は、支給しない。
(2) 地方振興事務所、土木事務所（人事委員会規則で定める機関（※1）に限る。）又は港湾事務所に所属する職員が、水上の人事委員会規則で定める場所（※2）において行う灯標又は浮標の保守作業に従事した場合 ※1 気仙沼土木事務所 ※2 暫定航路	
(3) 地方振興事務所、土木事務所その他人事委員会規則で定める機関（※1）に所属する職員が、ダムを管理する業務（以下「管理業務」という。）に従事する場合であって、ダムの水面からの高さ10m以上の場所で墜落の危険性が特に著しいもののうち人事委員会規則で定めるもの（※2）において管理業務に従事したとき又はダムの水面からの高さ10m以上の構造物で墜落の危険性が特に著しいもののうち人事委員会規則で定めるもの（※3）を昇降して管理業務に従事したとき ※1 ダム総合事務所 ※2 ダムのゲート ※3 ダムの小型船舶の発着場又はダムの取水塔	

17 異常圧力内作業手当（第19条）	
異常圧力内作業手当は、次に掲げる場合に支給する。	
(1) 水産林政部に所属する職員（人事委員会規則で定めるもの（※1）に限る。）が人事委員会規則で定める潜水器具（※2）を着用して漁業に関する調査、試験、検査等の作業に従事した場合 ※1 水産林政部水産業振興課、水産技術総合センターに所属する職員 ※2 ヘルメット式潜水器、スキューバ式潜水器その他の潜水器具で空気圧縮機若しくは手押ポンプによる送気又はボンベからの給気を受けるもの	以下の潜水深度区分につき 20mまで 潜水1時間につき 310円 20m超30mまで 潜水1時間につき 780円 30m超 潜水1時間につき 1,500円
(2) 宮城県水産高等学校又は宮城県気仙沼向洋高等学校に所属する職員が人事委員会規則で定める潜水器具（※）を着用して海洋等での潜水実習の作業に従事した場合 ※ ヘルメット式潜水器、スキューバ式潜水器その他の潜水器具で空気圧縮機若しくは手押ポンプによる送気又はボンベからの給気を受けるもの	
(3) 警察本部警備部に所属する警察職員（人事委員会規則で定めるもの（※1）に限る。）が人事委員会規則で定める潜水器具（※2）を着用して人命の救助、捜索、海洋等での潜水訓練等の作業に従事した場合 ※1 宮城県警察機動隊に所属する警察職員 ※2 ヘルメット式潜水器、スキューバ式潜水器その他の潜水器具で空気圧縮機若しくは手押ポンプによる送気又はボンベからの給気を受けるもの	
18 災害応急作業等手当（第20条、第20条の2、附則第3項～第7項）	
災害応急作業等手当は、次に掲げる場合に支給する。	
(1) 職員（ <u>警察職員を除く。</u> ）が次に掲げる作業に従事した場合 ア 異常な自然現象（暴風その他人事委員会規則で定める自然現象（※1）をいう。以下同じ。）により重大な災害（大規模な土砂の崩壊その他人事委員会規則で定める災害（※2）をいう。以下同じ。）が発生し、若しくは発生するおそれがある次に掲げる現場において巡回し、監視する作業（以下「巡回監視」という。）又は当該現場における重大な災害の発生した箇所若しくは発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業（人事委員会規則で定める応急的な作業（※3）をいう。以下同じ。）若しくは応急作業のための災害状況の調査（以下「応急作業等」という。） ※1 豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類するもの ※2 決壊、冠水、なだれ、落石、盛土法面崩壊その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する災害 ※3 災害を防止し、又は災害による被害を軽減するために応急的に行う仮道、仮橋、仮締切工、決壊防止工等の工事の施行又はその監督 (イ) 河川の堤防その他人事委員会規則で定める場所（※） ※ 河川のせき、水門又は護岸とし、知事が管理する河川ごとに定める警戒水位を超えている当該水位の観測地点の周辺の河川の堤防、せき、水門又は護岸を含む	a ア又はウの巡回監視 (a) 行政職給料表の4～10級の職務にある職員 作業に従事した日1日につき 600円 (b) 行政職給料表の2～3級の職務にある職員 作業に従事した日1日につき 480円 (c) 行政職給料表の1級の職務にある職員 作業に従事した日1日につき 350円 b ア又はウの応急作業等 (a) 行政職給料表の4～10級の職務にある職員 作業に従事した日1日につき 910円

(ii) 道路法（昭和27年法律第180号）第46条第1項（第2号を除く。）の規定に基づき通行が禁止されている区間（人事委員会規則で定めるもの（※）に限る。）内の道路又はその周辺 ※ 次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める知事が通行を禁止している道路の区間とする。 ① 知事が定める異常気象時通行規制区間に係る道路通行規制基準に規定する降雨量等があった場合 当該異常気象時通行規制区間 ② 災害が発生し、又は発生するおそれがあるため道路の通行に危険が急迫している場合 ①の区間以外の区間 イ 噴火により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第60条第1項の規定に基づき居住者、滞在者その他の者が避難のための立退きを指示された地域又は同法第63条第1項の規定に基づき設定された警戒区域で行う災害の状況の調査、巡回監視、工事の監督その他人事委員会規則で定める作業（※） ※ 測量、測量の監督等 ウ ア及びイに掲げるもののほか、県が管理する公共土木施設等で人事委員会規則で定めるもの（※1）又はその周辺において異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（人事委員会規則で定める場合（※2）に限る。）に行う巡回監視又は応急作業等 ※1 ① 河川の堤防、せき、護岸又は水門 ② 道路、橋梁、港湾、海岸、砂防施設、治山施設、建設中のダム関係施設又は下水道施設等 ③ 農業用の道路、橋梁、ため池、水路の護岸、頭首工又は樋門 ④ 林業用の道路又は橋梁 ※2 宮城県災害対策本部が設置され、職員に非常配備が指令された場合 <u>エ 異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある区域に出張して行う避難所の運営その他人事委員会規則で定める作業（※）</u> ※ ① <u>関係行政機関等との災害応急対策に係る連絡調整の作業</u> ② <u>他の地方公共団体からの派遣要請等に基づき、当該地方公共団体が行う災害応急対策に係る業務を支援するために出張して行う罹災証明書の交付に係る作業その他被災地支援に関する作業（出張する区域が県内である場合は、被災者と接しないで行う事務作業を除く。）</u>	(b) 行政職給料表の2～3級の職務にある職員 作業に従事した日1日につき 730 円 (c) 行政職給料表の1級の職務にある職員 作業に従事した日1日につき 530 円 c <u>イ又はエ</u>の作業 作業に従事した日1日につき 910 円
(2) 警察職員が異常な自然現象又は大規模な火事その他人事委員会規則で定める事故（※1）により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う災害警備、遭難者の救助、通信施設の臨時的な設置、運用若しくは保守、鑑識の作業又はこれらに相当する作業で心身に著しい負担を与えるもの（人事委員会規則で定めるもの（※2）に限る。）に従事した場合 ※1 爆発、石油等の漏洩又は流出、船舶の沈没、建築物等の崩壊その他これらに類するもの ※2 ① 警察本部に災害警備本部が設置された場合又は大規模な火事若しくは事故により相当多数の死傷者のある災害が発生した場合における災害警備、遭難者の救助、通信施設の臨時的な設置、運用若しくは保守若しくは鑑識の作業 ② 人命救助の作業で著しく危険であると人事委員会が認めるもの	作業に従事した日1日につき 840 円

	(1)又は(2)の作業について、大規模な災害として人事委員会規則で定める災害(※)に係る作業に従事した場合 ※ 災害対策基本法に基づく 災害対策本部若しくは石油コンビナート等災害防止法(昭和50年法律第84号)に基づく石油コンビナート等現地防災本部が設置され又は災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害のうち暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、津波、火山爆発又は大規模な火事による災害、原子力災害対策特別措置法に基づく原子力災害対策本部が設置された災害その他人事委員会が定める災害 作業に従事した日1日につき 1,080円
(3) 次に掲げる場合における(1)又は(2)の手当の額は、右欄のとおりとする。(同一の日において①～③に掲げる場合の2つ以上に該当するときは、①～③に定める額のうち最も高い額)	
① (1)又は(2)の作業が日没時から日出時までの間に行われた場合	(1)又は(2)の額にその100分の50に相当する額を加算した額
② (2)の作業が著しく危険である場合(人事委員会規則で定める場合(※)に限る。) ※ 次に掲げる場合であって人事委員会が認める場合 (2)－※2－①又は②の作業に引き続き2日以上従事し、かつ、いずれかの日において人命救助の作業に従事した場合	(2)の額にその100分の100に相当する額を加算した額
③ (1)又は(2)の作業が著しく危険である区域(人事委員会規則で定めるもの(※)に限る。)で行われた場合 ※ 災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号)その他の法令に基づき立入禁止、退去命令等の措置がなされた区域(当該区域の設定又は拡大がなされた時までの間における当該区域と同一地域を含む。)であって人事委員会が認めるもの	(1)又は(2)の額にその100分の100に相当する額を加算した額
(4) (1)又は(2)の職員が、それぞれ著しく異常かつ激甚な非常災害であって、当該非常災害に係る災害対策基本法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置されたもの(平成23年東北地方太平洋沖地震による災害を除く。)に伴い、それぞれ(1)又は(2)の作業に引き続き5日を下らない範囲内において人事委員会規則で定める期間以上従事した場合	(1)又は(2)の額にその100分の100に相当する額を加算した額

(5) 原子力災害対策特別措置法第15条第2項の規定による原子力緊急事態宣言があった場合で、職員が次に掲げる作業に従事した時にも、災害応急作業等手当を支給する。 ア 原子力災害対策特別措置法第17条第9項に規定する緊急事態応急対策実施区域に所在する原子力事業所のうち人事委員会規則で定めるもの（イにおいて「特定原子力事業所」という。）の敷地内において行う作業 イ 特定原子力事業所に係る原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示（以下「本部長指示」という。）により設定された長期間、帰還が困難であることが予想される区域を考慮して人事委員会規則で定める区域において行う作業（アに掲げるものを除く。）。 ウ 本部長指示により設定された居住が制限される区域を考慮して人事委員会規則で定める区域において行う作業（ア又はイに掲げるものを除く。）	a アのうち原子炉建屋（人事委員会規則で定めるものに限る。）内において行うもの 1日につき 40,000円 b アのうちa及びd以外のものであって、故障した設備等を現場において確認するもの（人事委員会規則で定めるもの（※1）に限る。） 1日につき 20,000円 c アのうちa、b及びd以外のもの 1日につき 13,300円 d アのうち人事委員会規則で定める施設（※2）内において行うもの 1日につき 3,300円 e イのうち屋外において行うもの 1日につき 6,600円 従事時間が1日4時間に満たない場合（※3）は 100分の60を乗じて 得た額 f イのうち屋内において行うもの 1日につき 1,330円 g ウのうち屋外において行うもの 1日につき 3,300円 従事時間が1日4時間に満たない場合（※3）は 100分の60を乗じて 得た額 h ウのうち屋内において行うもの 1日につき 660円 ※1 配管等の設備が故障し、又は損傷したことに伴い、漏えいした放射性物質による放射線の被ばくの危険が生じている現場において行う確認の作業 ※2 免震重要棟その他の放射線による人体への影響を防止するように設計された施
---	---

	設（人事委員会が定める施設を除く。） ※3 i により支給されないこととなる手当に係る作業に従事した時間を含む。 i 同一の日において、a から h までの作業のうち 2 以上に従事した場合には、以下の①又は②以外の手当は支給しない。 ① 2 以上の作業に係る手当の額が同額の場合 いずれか一の手当 ② 2 以上の作業に係る手当の額が異なる場合 その額が最も高いもの （その額が同額の場合は、いずれか一の手当）
(6) (1)又は(2)の職員が、平成23年東北地方太平洋沖地震による災害に伴い、それぞれ(1)のア若しくはウ又は(2)の作業に引き続き5日以上従事した場合、(1)又は(2)の手当の額は、右欄のとおりとする。	(1)又は(2)の額にその100分の100に相当する額を加算した額
(7) 当分の間、職員が次に掲げる作業に従事した時にも、災害応急作業等手当を支給する。 ア 東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地内において行う作業 イ 本部長指示により帰還困難区域に設定することとされた区域において行う作業（イに掲げるものを除く。） ウ 本部長指示により居住制限区域に設定することとされた区域において行う作業（ア又はイに掲げるものを除く。）	a アのうち原子炉建屋（人事委員会規則で定めるもの（※1）に限る。）内において行うもの 1日につき 40,000円 b アのうちa及びd以外のものであって、故障した設備等を現場において確認するもの（人事委員会規則で定めるもの（※2）に限る。） 1日につき 20,000円 c アのうちa、b及びd以外のもの 1日につき 13,300円 d アのうち人事委員会規則で定める施設（※3）内において行うもの 1日につき 3,300円 e イのうち屋外において行うもの 1日につき 6,600円 （従事時間が1日4時間に満たない場合（※4）は100分の60を乗じて得た額）

	f イのうち屋内において行う もの
	1 日につき 1,330 円
	g ウのうち屋外において行う もの
	1 日につき 3,300 円
	従事時間が 1 日 4 時間に 満たない場合（※4）は 100 分の 60 を乗じて 得た額
	h ウのうち屋内において行う もの
	1 日につき 660 円
	※1 東京電力株式会社福島第 一原子力発電所 1 号機から 4 号機までの原子炉建屋
	※2 配管等の設備が故障し、 又は損傷したことに伴い、 漏えいした放射性物質によ る放射線の被ばくの危険が 生じている現場において行 う確認の作業
	※3 免震重要棟、新事務棟及 び新事務本館
	※4 i により支給されないこ ととなる手当に係る作業に 従事した時間を含む。
	i 同一の日において、a から h までの作業のうち 2 以上に 従事した場合には、以下の① 又は②以外の手当は支給しな い。
	① 2 以上の作業に係る手当の 額が同額の場合 いずれか一の手当
	② 2 以上の作業に係る手当の 額が異なる場合 その額が最も高いもの （その額が同額の場合は、 いずれか一の手当）

19 兼務教育職員手当（第21条）	
兼務教育職員手当は、次に掲げる場合に支給する。	
(1) 公立の小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校（以下「公立学校」という。）に所属する職員のうち教育職給料表の適用を受けるものが他の公立学校の校長以外の職を兼ねた場合（人事委員会規則で定める場合（※1）に限る。） ※1 県立学校に所属する職員が他の県立学校の職員の職を兼ねた場合、市町村立学校に所属する職員が他の市町村立学校の職員の職を兼ねた場合又は学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第87条第1項の規定に基づき教育課程を編成している高等学校（以下「連携型高等学校」という。）に所属する職員が同令第75条第1項の規定に基づき教育課程を編成している中学校（以下「連携型中学校」という。）の職員の職を兼ねた場合若しくは連携型中学校に所属する職員が連携型高等学校の職員の職を兼ねた場合（人事委員会で定める場合（※2）を除く。） ※2 <u>それぞれの県立学校の種類が同一である場合であって、かつ、当該職員が兼ねることとなる学校の業務を主たる勤務地で行う場合とする。ただし、遠隔授業（学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第77条の2（同令第79条の8、第113条第2項及び第135条第4項において準用する場合を含む。）及び第88条の3（同令第113条第3項及び第135条第5項において準用する場合を含む。）の規定による授業をいう。）を行うために当該職を兼ねる場合を除く。</u>	授業に従事した時間1時間につき 500円
(2) 県立の高等学校に所属する職員のうち教育職給料表(1)の適用を受けるもので、全日制の課程若しくは定時制の昼間の課程の勤務を本務とするものが定時制の夜間の課程の授業若しくはその補助的な業務（人事委員会規則で定める業務（※）を含む。以下(2)において同じ。）に従事した場合又は定時制の夜間の課程の勤務を本務とするものが全日制の課程若しくは定時制の昼間の課程の授業若しくはその補助的な業務に従事した場合で、全日制及び定時制の課程を通じ、一の週における当該業務に従事した時間の合計が15時間（全日制の課程の勤務を本務とする職員にあっては、12時間。右欄において「所定の時間」という。）を超えた場合 ※ 授業又はその補助的な業務その他校務	所定の時間を超えて業務に従事した時間1時間につき 600円
(3) 県立の高等学校に所属する職員のうち教育職給料表(1)の適用を受けるもので、全日制の課程又は定時制の課程の勤務を本務とするものが次に掲げる業務に従事した場合 ア 通信制の課程における面接指導の業務 イ 通信制の課程における添削指導の業務	a アの業務 業務に従事した時間1時間につき 800円 b イの業務 業務に従事した件数1件につき 100円
20 夜間課程勤務手当（第22条）	
夜間課程勤務手当は、県立の高等学校に所属する職員のうち定時制の夜間の課程の勤務を本務とするもの（人事委員会規則で定めるもの（※）を除く。）が当該課程の業務に従事したときに支給する。 ※ 定時制の夜間の課程及び全日制の課程を併置する県立の高等学校の事務職員	1日につき 190円

21 多学年学級担当手当（第24条）

多学年学級担当手当は、公立の小学校、中学校又は義務教育学校の2以上の学年の児童又は生徒で編制されている学級（人事委員会規則で定めるもの（※1）を含む。）を担当する教育職給料表(2)の適用を受ける職員で次に掲げる職員以外のものが当該学級における授業又は指導で人事委員会規則で定めるもの（※2）に従事したときに支給する。

※1 学年の学齢児童又は学齢生徒を欠くため当該学年の児童又は生徒が存在しない学級

※2 ① 各教科、道徳、特別活動又は総合的な学習の時間の授業

② ①の業務のために必要とされる指導計画及び指導案の作成、教材及び教具の準備、児童又は生徒の成績物の処理、指導要領の作成その他これらに類するもの

③ 学校の教育計画に基づいて、夏季休業時等の休業日において行う課外指導（林間学校、臨海学校等における指導又は進路指導若しくは生活指導をいう。）

④ ①～③に掲げる業務に係る講習会、研究会等の受講

(1) 2以上の学年の児童又は生徒で編制されている学級における担当授業時間数がその者の担当授業時間数（人事委員会規則で定める時間数（※）をいう。以下同じ。）の2分の1に満たない職員

※ 標準的な週における週間の各教科、道徳又は総合的な学習の時間の授業の担当授業時間数の合計により算定したもの

(2) 2以上の学年の児童又は生徒で編制されている学級における担当授業時間数が1週間に付き12時間に満たない職員

a 3以上の学年の児童又は生徒で編制されている学級における授業又は指導 授業又は指導に従事した日1日につき

350 円

b 2の学年の児童又は生徒で編制されている学級における授業又は指導 授業又は指導に従事した日1日につき

290 円

22 入学者選抜業務手当（第25条）	
入学者選抜業務手当は、県立の中学校又は高等学校に所属する職員のうち教育職給料表の適用を受けるものが県立の中学校又は高等学校に入学させる生徒を選抜する業務で人事委員会規則で定めるもの（※）に従事したときに支給する。 ※ 出願書類の審査、学力検査又は作文試験の監督又は採点、面接等の業務	業務に従事した日1日につき 1,000円
23 教員特殊業務手当（第26条）	
教員特殊業務手当は、公立学校に所属する職員で職務の級が教育職給料表の1級、2級又は特2級のものが次に掲げる業務に従事した場合において、当該業務が心身に著しい負担を与えるものとして人事委員会規則で定める程度（※）に及ぶときに支給する。 ※ ① (1)の業務 次に掲げる日の区分に応じ、それぞれ次に定める程度 ア 学校職員勤務時間条例第4条、第5条若しくは第7条の2第2項に規定する週休日、学校職員勤務時間条例第9条に規定する祝日法による休日若しくは年末年始の休日（学校職員勤務時間条例第10条第1項の規定により代休日を指定されて当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日）又は国若しくは県の行事の行われる日で規則9—1（職務に専念する義務の特例に関する規則）第1条第7号の規定に基づき人事委員会が定める日（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条又は第2条に規定する職員にあっては、規則9—1第1条第7号の規定に相当する当該市町村の条例又は規則の規定に基づき定められた日。以下「週休日等」という。）：業務に従事した時間が終日に及ぶ程度（日中7時間45分程度とする。以下同じ。）又はこれと同程度 イ 4時間の勤務時間（学校職員勤務時間条例第5条に規定する4時間の勤務時間をいう。）のみが割り振られた日又はこれに相当する日（定時制の夜間の課程を担当する職員（以下「夜間課程職員」という。）に係るものを除く。）：業務に従事した時間が正規の勤務時間（学校職員勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間をいう。以下同じ。）以外の時間のうち、午後0時30分から午後8時まで若しくは午前2時から午前8時まで又はこれらと同程度 ウ ア及びイに掲げる日以外の日（夜間課程職員に係るものを除く。）：業務に従事した時間が正規の勤務時間以外の時間のうち、午後5時15分から午後11時まで若しくは午前2時から午前8時まで又はこれらと同程度 エ 夜間課程職員に係る週休日等以外の日：業務に従事した時間が夜間課程職員以外の職員に係るイ又はウに規定する程度と同程度 ② (2)の業務 その日において業務に従事した時間が7時間45分程度 ③ (3)の業務 次に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ次に定める程度 ア 宿泊を伴うもの その日において業務に従事した時間が7時間45分程度 イ 宿泊を伴うものの以外のも 業務に従事した時間が終日に及ぶ程度又はこれと同程度 ④ (4)の業務 正規の勤務時間以外の時間等において業務に従事した時間が引き続き3時間程度	

(1) 異常な自然現象による災害又は大規模な火事その他人事委員会規則で定める事故（※）による災害（以下「非常災害」という。）時等に学校の管理下において行う緊急の業務で次に掲げるもの ※ 大規模な爆発、列車転覆、船舶の沈没その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する事故 ア 非常災害時における児童（幼児を含む。以下同じ。）若しくは生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務で人事委員会規則（※）で定めるもの ※ 非常災害が急迫した状態において行う当該非常災害に備えての準備の業務又は災害直後の復旧の業務でその日において緊急に処理することを必要とする業務 イ 児童又は生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務その他人事委員会規則（※）で定める業務 ※ 極度の肉体的疲労等に伴う児童又は生徒の救急の業務 ウ 児童又は生徒に対する緊急の補導の業務	a アの業務 業務に従事した日 1 日につき 8,000 円 被害が特に甚大な非常災害（人事委員会規則で定めるもの（※1）に限る。）の際に心身に著しい負担を与える業務（人事委員会規則で定めるもの（※2）に限る。）に従事した場合にあっては、当該額にその 100 分の 100 に相当する額を加算した額 ※1 災害対策基本法第 24 条の規定による非常災害対策本部又は同法第 28 条の 2 の規定による緊急災害対策本部が設置される災害 ※2 学校の管理下において行われる学校の施設等に避難している児童、生徒等の救援業務 b イ及びウの業務 業務に従事した日 1 日につき 7,500 円
(2) 修学旅行、林間学校、臨海学校その他人事委員会規則で定める行事（※）（学校が計画し、かつ、実施するものに限る。）において児童又は生徒を引率して行う指導業務で宿泊を伴うもの ※ 移動教室、スキー学校その他これらに類するもの	業務に従事した日 1 日につき 5,100 円
(3) 人事委員会規則で定める対外運動競技等（※1）において児童又は生徒を引率して行う指導業務で、宿泊を伴うもの又は学校職員勤務時間条例第 4 条、第 5 条若しくは第 7 条の 2 第 2 項に規定する週休日、学校職員勤務時間条例第 9 条に規定する祝日法による休日若しくは年末年始の休日（学校職員勤務時間条例第 10 条第 1 項の規定により代休日を指定されて当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日）若しくは国若しくは県の行事の行われる日で人事委員会規則で定める日（※2）（(4)において「週休日等」という。）に行うもの ※1 対外運動競技等（以下「競技会等」という。）は、次のいずれにも該当するもの（音楽コンクール、演劇コンクールその他これらに類するものを含む。）とする。 ① 競技会等が国若しくは地方公共団体又は市、郡若しくはこれと同等以上の区域を単位とする学校体育団体若しくは教育研究団体の開催するもの ② 競技会等への参加が学校により計画され、実施されるもの（学校教育活動として行われるものに限る。） ※2 規則 9—1 第 1 条第 7 号の規定に基づき人事委員会が定める日（市町村立学校職員給与負担法第 1 条又は第 2 条に規定する職員にあっては、規則 9—1 第	業務に従事した日 1 日につき 5,100 円

1条第7号の規定に相当する当該市町村の条例又は規則の規定に基づき定められた日)	
(4) 学校の管理下において行われる部活動における児童又は生徒に対する指導の業務（人事委員会規則で定めるもの（※）に限る。）で週休日等又は学校職員勤務時間条例第5条に規定する4時間の勤務時間のみが割り振られた日に行うもの ※ 学校における教育活動の一部としてその管理の下に行われる業務で、あらかじめ部活動の指導を担当することとされている職員が、当該担当に係る部活動において児童又は生徒を直接指導する業務（部活動の一部として行われる競技会等において児童又は生徒を引率して行う指導業務（(3)の業務を除く。）を含む。）とする。	業務に従事した日1日につき 2,700円
24 教育業務連絡指導手当（第27条）	
教育業務連絡指導手当は、公立学校に所属する教諭のうち、次に掲げる主任等でその職務が困難であるとして人事委員会規則で定めるもの（※）の職務を担当する教諭が、当該担当に係る業務に従事したときに支給する。 (1) 教育委員会が定める主任等で教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に当たるもの (2) 市町村（一部事務組合を含む。）の教育委員会が定める主任等で(1)の職務と同様の職務に当たるもの ※ 県立学校の管理に関する規則（昭和32年宮城県教育委員会規則第9号。以下「県立学校管理規則」という。）第19条から第22条の2まで、第24条若しくは第26条（以下この条において「主任等設置規定」という。）又は県立学校管理規則の主任等設置規定に相当する当該市町村の教育委員会規則の規定により置かれる主任等で次の各号に掲げる学校の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。ただし、3学級未満の学校に置かれる生徒指導主事、進路指導主事、学科主任、農場長若しくは寮務主任、6学級未満の学校に置かれる研究主任又は3学級未満の学年に置かれる学年主任を除くものとする。 ① 小学校 教務主任、学年主任、分校主任、研究主任又は防災主任 ② 中学校 教務主任、学年主任、生徒指導主事、分校主任、研究主任又は防災主任 ③ 義務教育学校 教務主任、学年主任、後期課程におかれる生徒指導主事、研究主任又は防災主任 ④ 高等学校 教務主任、学年主任、生徒指導主事、進路指導主事、学科主任、農場長、分校主任、寮務主任又は防災主任 ⑤ 特別支援学校 教務主任、学年主任、生徒指導主事、高等部におかれる進路指導主事、学科主任、寮務主任、分校主任、研究主任又は防災主任	業務に従事した日1日につき 200円

25 犯罪捜査等作業手当（第28条）	
犯罪捜査等作業手当は、次に掲げる場合に支給する。	
(1) 警察官が犯罪の予防若しくは捜査又は被疑者の逮捕の作業に従事した場合	作業に従事した日1日につき 560円
(2) 警察職員（人事委員会規則で定めるもの（※）に限る。）が(1)の作業に伴う通訳の作業に従事した場合 ※ 警察本部長が指定した通訳官	
26 少年警察補導手当（第29条）	
少年警察補導手当は、警察職員が少年の補導その他人事委員会規則で定める業務（※）に従事したときに支給する。 ※ 少年の街頭補導、家出少年の補導等の少年警察活動	業務に従事した日1日につき 350円
27 鑑識手当（第30条）	
鑑識手当は、警察職員が指紋、手口若しくは写真又は理化学、法医学若しくは銃器弾薬類の知識を利用して犯罪鑑識の作業（人事委員会規則で定めるもの（※）に限る。）に従事したときに支給する。 ※ 指紋等を利用して行う犯罪鑑識作業（電子情報処理機器の端末を操作して行うデータの検索、抽出及び入力作業を除く。）及び理化学、法医学又は銃器弾薬類の知識を利用して行う鑑定又は実験作業	作業に従事した日1日につき 560円 専ら庁舎の内部において 作業に従事した場合にあ っては、280円
28 交通取締手当（第31条）	
交通取締手当は、警察官が次に掲げる作業に従事した場合（第37条第1項第3号の取締り（暴走族に係る取締り）に係るものを除く。）に支給する。	
(1) 交通取締用自動車（人事委員会規則で定めるもの（※）に限る。）に乗り組んで行う交通取締りの作業 ※ 白バイ及び高速道路（高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第4条第1項に規定する高速自動車国道及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第110条第1項に規定する自動車専用道路（一般国道48号の区間内の自動車専用道路を除く。））上での交通取締りを行う交通取締用自動車	作業に従事した日1日につき 560円
(2) 交通取締用自動車（(1)に該当するものを除く。）に乗り組んで行う交通取締りの作業	作業に従事した日1日につき 420円
(3) 交通取締りの作業（(1)又は(2)に該当するものを除く。）	a 高速道路（高速自動車国道法第4条第1項に規定する高速自動車国道及び道路交通法第110条第1項に規定する自動車専用道路（人事委員会で定めるもの（※）を除く。） 作業に従事した日1日につき 460円
(4) 交通整理の作業	

	夜間（午後５時１５分から翌日の午前８時３０分までの間）において作業に従事した場合にあっては、690 円 b 高速道路以外の現場 作業に従事した日１日につき 310 円 夜間において作業に従事した場合にあっては、 460 円 ※ 一般国道４８号の区間内の自動車専用道路
	同一の日において、(1)から(4)までの作業のうち２以上に従事した場合には、以下の①又は②以外の手当は支給しない。 ① ２以上の作業に係る手当の額が同額の場合 いずれか一の手当 ② ２以上の作業に係る手当の額が異なる場合 その額が最も高いもの（その額が同額の場合は、いずれか一の手当）
29 警ら手当（第３２条）	
警ら手当は、警察官が次に掲げる業務に従事した場合に支給する。	
(1) 警ら用無線自動車又は特殊自動車（人事委員会規則で定めるもの（※）に限る。）に乗り組んで行う警らの業務 ※ 無線自動車、鑑識車、警備特殊車等	業務に従事した日１日につき 420 円
(2) 立番、見張りによる警戒又は警らの業務（(1)に掲げる業務を除く。）	業務に従事した日１日につき 340 円 同一の日において、(1)及び(2)に従事した場合には、(2)の業務に係る手当は、支給しない。
(3) 海上における警戒の業務（海上保安庁の巡視船に乗り組んで行う業務であって、人事委員会規則で定めるもの（※）に限る。） ※ 次に掲げる作業 a 海上保安庁長官及び警察庁長官が告示する離島を定める告示（平成２４年警察庁・海上保安庁告示第１号。以下「平成２４年離島告示」という。）１８の項に掲げる区域内に存する離島の基線（領海及び接続水域に関する法律（昭和	業務に従事した日１日につき 1,100 円

５２年法律第３０号）第２条に規定する基線をいう。以下同じ。）に基づき設定された領海内において、我が国の主権を侵害することを意図する外国政府が所有し又は運行する船舶（以下において「外国公船」という。）の間近に接近して進路規制、警告等を行う巡視船に乗り組んで行う警戒の作業（ｂに規定する作業を除く。） ｂ 平成２４年離島告示１８の項に掲げる区域内に存する離島の基線に基づき設定された領海又は接続水域内において、我が国の主権を侵害することを意図する外国公船が日本船舶に対してだ捕等を行うことを防止するため、当該公船等の間近に接近して進路規制、警告等を行う巡視船に乗り組んで行う警戒の作業	
30 看守手当（第３３条）	
看守手当は、警察職員が被疑者の看守又は護送の業務に従事したときに支給する。	業務に従事した日１日につき 310 円
31 機械保守手当（第３４条）	
機械保守手当は、警察本部総務部に所属する警察職員（人事委員会規則で定めるもの（※）に限る。）が自動車の整備作業に従事したときに支給する。 ※ 総務部装備施設課に所属する警察職員	作業に従事した日１日につき 170 円
32 夜間特殊業務手当（第３６条）	
夜間特殊業務手当は、警察職員が正規の勤務時間（職員勤務時間条例第１０条第１項に規定する正規の勤務時間をいう。以下同じ。）による勤務の一部又は全部が深夜（午後１０時から翌日の午前５時までの間をいう。以下同じ。）において行われる警備又は犯罪の防止等の業務に従事したときに支給する。	ａ その勤務時間が深夜の全部（深夜における勤務時間が５時間以上である場合をいう。）を含む勤務である場合 勤務１回につき 1,100 円 ｂ その勤務時間が深夜の一部を含む勤務である場合 勤務１回につき 730 円 〔 深夜における勤務時間が２時間に満たない場合にあっては、580 円 〕
33 交通捜査業務手当（第３７条）	
交通捜査業務手当は、警察官が道路上において次に掲げる業務に従事した場合に支給する。	
(1) 交通事故（人の死亡又は負傷を伴うものに限る。）の捜査の業務	ａ 高速道路 業務に従事した日１日につき 840 円 〔 夜間（午後５時１５分から翌日の午前８時３０分までの間をいう。）において業務に従事した場合にあっては、1,260 円 〕

	b 高速道路以外の現場 業務に従事した日 1 日につき 560 円 〔 夜間において業務に従事した場合にあっては、 840 円 〕
(2) 交通事故（(1)の業務を除く。）の捜査の業務	a 高速道路 業務に従事した日 1 日につき 460 円 〔 夜間において業務に従事した場合にあっては、 690 円 〕 b 高速道路以外の現場 業務に従事した日 1 日につき 310 円 〔 夜間において業務に従事した場合にあっては、460 円 〕
(3) 暴走族に係る捜査又は取締りの業務で人事委員会規則で定めるもの（※） ※ 集団暴走事案、共同危険行為等事案、暴走族同士の対立抗争事案等に係る捜査又は取締りの業務	(1)に同じ
(4) 道路交通法第 22 条の 2 第 1 項に規定する最高速度違反行為、同法第 64 条第 1 項に規定する無免許運転、同法第 65 条第 1 項に規定する酒気帯び運転その他悪質かつ危険な違反行為に係る捜査の業務（(1)から(3)までの捜査の業務を除く。）で人事委員会規則で定めるもの（※） ※ ① 違反行為に係る車両が逃走した場合における当該車両の追跡の業務 ② 違反行為に係る車両の確保、運転者の逮捕等のために行う捜査の業務	(1)に同じ
	同一の日において、(1)から(4)までの業務のうち 2 以上に従事した場合には、以下の①又は②以外の手当は支給しない。 ① 2 以上の業務に係る手当の額が同額の場合 いずれか一の手当 ② 2 以上の業務に係る手当の額が異なる場合 その額が最も高いもの（その額が同額の場合は、いずれか一の手当）

34 術科指導手当（第38条）	
術科指導手当は、警察職員（人事委員会規則で定めるもの（※1）に限る。）が警察官に対する拳銃操法その他人事委員会規則で定める術科（※2）の指導の業務に従事したときに支給する。 ※1 警察本部長が任命した主任術科指導員又は警察本部長が指定した術科指導員 ※2 逮捕術、救急法又は柔剣道	業務に従事した日1日につき 300 円
35 爆発物等取締業務手当（第39条）	
爆発物等取締業務手当は、警察職員が次に掲げる作業に従事したときに支給する。	
(1) 爆発物に関する事犯における爆発物又はその疑いのあるものの確認、運搬又は処理の作業	作業に従事した件数1件につき 5,200 円
(2) 特殊危険物質（サリン（メチルホスホノフルオリド酸イソプロピルをいう。）及びサリン以上の又はサリンに準ずる強い毒性を有する物質をいう。）又はその疑いのある物質（以下「特殊危険物質等」という。）の処理作業で人事委員会規則で定めるもの（※） ※ ① 特殊危険物質等に対して直接行う検知、鑑識、鑑定、収容、除去その他の警察活動に係る作業 ② 容器等に封入されている特殊危険物質等に対して行う鑑識、収容、移動等の作業で、特殊危険物質等の発散又は漏洩のおそれがあるもの	
(3) 特殊危険物質等による被害の危険がある区域内において行う作業で人事委員会規則で定めるもの（※）（(2)に該当する処理作業を除く。） ※ ① 特殊危険物質等の現存する施設等の直近外周等で、警察官等が一般人の立入りを禁止した区域で行う警察活動に係る作業 ② 捜査情報、予告等により特殊危険物質等の現存する可能性が極めて高い施設等で行う警察活動に係る作業	作業に従事した日1日につき 250 円 同一の日において、(2)及び(3)に従事した場合には、(3)の業務に係る手当は、支給しない。
36 緊急業務呼出手当（第40条）	
緊急業務呼出手当は、警察職員が、正規の勤務時間（職員勤務時間条例第11条に規定する休日と職務に専念する義務を免除される時間を除く。）に引き続かない時間において、突発的に発生し、緊急に処理を要する刑事、警備、交通等の事件又は事故の処理の業務に従事するために緊急の呼出し（当該職員が勤務する公署又はこれに準ずる場所以外の場所から呼び出された場合をいう。）を受け、夜間（午後9時から翌日の午前5時までの間をいう。）において、当該業務に従事したときに支給する。	その勤務1回につき 1,240 円
37 山岳遭難救助作業手当（第41条）	
山岳遭難救助作業手当は、警察職員が山岳において著しく危険かつ困難な状況のもとで行う遭難者の救助又は捜索の作業で人事委員会規則で定めるもの（※）に従事したときに支給する。 ※ ① 風雨、風雪、雷雨、強風、積雪、濃霧、山火事等の状況下において行う遭難者の救助又は捜索の作業 ② なだれ、落石、崖崩れ、滑落、転落等の恐れがある状況下において行う遭難	作業に従事した日1日につき 600 円

者の救助又は搜索の作業 ③ ザイル、ハーケン、カラビナ、アイゼン、ピッケル、かんじき、縄ばしご等の特殊な装備を使用して行う遭難者の救助又は搜索の作業 ④ 遭難現場等においてビバークをして行う遭難者の救助又は搜索の作業 ⑤ ①～④に掲げる作業に準ずる作業	
38 核原料物質等輸送警備手当（第42条）	
核原料物質等輸送警備手当は、警察職員が核原料物質等（核物質の防護に関する条約附属書Ⅱに規定する第1群の核物質をいう。）の輸送車両に車列の一員として追従し、又は先導して行う輸送警備の業務に従事したときに支給する。	業務に従事した日1日につき 640 円
39 銃器犯罪捜査従事手当（第43条）	
銃器犯罪捜査従事手当は、警察官が防弾のための装備を着用し、武器を携帯して次に掲げる業務に従事したときに支給する。	
(1) 銃器又は銃器と思われるものを使用している犯罪現場における犯人の逮捕その他の業務のうち人事委員会規則で定めるもの（※） ※ 犯罪現場における現行犯（準現行犯を含む。）逮捕の業務又は人質たてこもり事件における人質救出若しくは当該犯行現場の直近において行う犯人に対する説得の業務	業務に従事した日1日につき 1,640 円
(2) 銃器を所持する犯人の逮捕の業務のうち人事委員会規則で定めるもの（※） ※ 銃器を使用した犯人又は銃器を所持している犯人（銃器の収集を趣味とするものを除く。）の逮捕業務	業務に従事した日1日につき 1,100 円
(3) (1)の業務に付随して行われる業務のうち人事委員会規則で定めるもの（※） ※ 犯罪現場に配置されて行う業務で、配置場所が、当該現場から見通せる位置にあり、かつ、当該犯人が所持する銃器の有効射程範囲内にある場合の業務（犯罪現場の周辺において行われる交通整理及び規制、住民の避難誘導並びに広報の業務を除く。）	
(4) (2)の業務に付随して行われる業務（銃器を使用した犯人の逮捕の業務に限る。）のうち人事委員会規則で定めるもの（※） ※ (3)※と同じ	業務に従事した日1日につき 820 円
(5) 銃器が使用された暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）の対立抗争に関する事件に伴う暴力団の事務所その他人事委員会規則で定める場所（※1）において行う業務のうち人事委員会規則で定めるもの（※2） ※1 暴力団（条例第43条第1項第5号に規定する暴力団をいう。）の幹部の居宅とし、同号に規定する暴力団の事務所又は当該暴力団の幹部の居宅の直近を含む ※2 固定配置の形態により行われる張付け警戒の業務（通常業務の途中において当該事務所等の付近を一定時間の間に数回通過して警戒する等により行われる流動警戒の場合を除く。）	

(6) 暴力団その他人事委員会規則で定めるもの（※１）（以下「暴力団等」という。）から危害が加えられるおそれがある者として人事委員会規則で定めるもの（※２）に対して暴力団等から危害が加えられることを未然に防止するために行う業務のうち人事委員会規則で定めるもの（※３） ※１ 暴力団に準ずるものとして人事委員会が定めるもの（「保護対策実施要綱の制定について（平成２３年１２月２２日付け警察庁乙刑発第１１号、乙官発第１８号、乙生発第１１号、乙交発第１１号、乙備発第１２号、乙情発第１１号）」の保護対策要綱（以下「要綱」という。）第２の１に掲げる暴力団等（暴力団を除く）） ※２ 人事委員会が定める者（要綱第２の２の（１）から（６）に掲げる者）のうちから、警察本部長が指定する者 ※３ ※２に該当する者（以下「保護対象者」という。）の直近又は周辺における警戒の業務（要綱第４の２の（１）により警察本部長が身辺警備員として指定する者が行うものに限る。）又は保護対象者の住居、業務を行う場所、行先地の施設等の周辺における警戒の業務（固定配置の形態により行われるものに限る。）	
40 身辺警護等作業手当（第４４条）	
身辺警護等作業手当は、警察官（人事委員会規則で定めるもの（※１）に限る。）が皇族の警衛の業務又は人事委員会規則で定める警護対象者（※２）の警護の業務に従事したときに支給する。 ※１ 皇族の警衛を行う身辺警衛員又はその他の警護対象者の警護を行う身辺警護員 ※２ 警護要則（令和４年国家公安委員会規則第１５号）第２条第１号に規定する者	業務に従事した日１日につき 640 円 天皇又は皇后、皇太子、皇太子妃その他人事委員会規則で定める皇族（※）の警衛及び警護対象者の警護にあつては、１,１５０円 ※上皇、上皇后、皇嗣、皇嗣妃又は悠仁親王
41 海外犯罪情報収集作業手当（第４５条）	
海外犯罪情報収集作業手当は、警察官が日本国外において犯罪の捜査に関する情報収集の業務で人事委員会規則で定めるもの（※）に従事したときに支給する。 ※ 次の各号いずれにも該当する業務 ① 特定の個人又は団体についての犯罪に関する調査のための情報収集業務 ② 現地の公的機関等に所属する職員等が同行しない業務 ③ 当該業務に従事する時間が１時間以上であり、かつ、危険な地域において行う業務	業務に従事した日１日につき 1,100 円
42 犯罪被害者等支援業務手当（第４５条の２）	
犯罪被害者等支援業務手当は、警察本部警務部に所属する警察職員（人事委員会規則で定めるもの（※１）に限る。）が犯罪等により害を被った者又はその家族に対する支援又は相談に関する業務で人事委員会規則で定めるもの（※２）に従事したときに支給する。 ※１ 警務部警務課に所属する職員で、次に掲げる要件を満たしているもの ① 公認心理師の資格を有する者 ② 公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会が認定する臨床心理士の資格を有	業務に従事した日１日につき 750 円

する者 ※2 現場検証、事情聴取等への付添い、取材又は報道に対する防御支援等の直接支援の業務及び精神的緩和措置のカウンセリング等の相談業務	
---	--